

議案第14号

和泉市教育委員会事業者選定委員会規則の一部を改正する規則制定について

和泉市教育委員会事業者選定委員会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月26日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

理 由

和泉市中学生英語力向上支援講座運営委託業務に係る事業者を選定するにあたり、外部評価委員を含めた評価を行うため、公募型プロポーザル方式を予定している。

これが、この規則案を提出する理由である。

和泉市教育委員会規則第 号

和泉市教育委員会事業者選定委員会規則の一部を改正する規則（案）

和泉市教育委員会事業者選定委員会規則（平成24年和泉市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新		旧	
別表（第2条—第4条関係）		別表（第2条—第4条関係）	
委員会の名称	担当事務、組織等	委員会の名称	担当事務、組織等
	(中略)		(中略)
<u>和泉市中中学生英語力向上支援講座運営委託業務に係る事業者選定委員会</u>	(1) 担当事務 <u>和泉市中中学生英語力向上支援講座運営委託業務に係る事業者選定に関すること。</u> (2) 委員定数 5人以内 (3) 委員構成 ア <u>市立学校長代表</u> イ <u>市立学校教頭代表</u> ウ <u>市の職員</u> (4) 委員長等	<u>和泉シティプラザガラスアート事業者選定委員会</u>	(1) 担当事務 <u>和泉シティプラザガラスアート事業の実施に係る事業者選定に関すること。</u> (2) 委員定数 5人以内 (3) 委員構成 ア <u>和泉・久保惣ミュージアムタウンコンソーシアムの役員</u> イ <u>市の職員</u> (4) 委員長等

新		旧	
	<p><u>ア 委員長 委員の互選による。</u></p> <p><u>イ 副委員長 委員長が指名する者</u></p> <p>(5) 任期 委嘱又は任命の日から事業者選定が終了する日までとする。</p>		<p><u>ア 委員長 委員の互選による。</u></p> <p><u>イ 副委員長 委員の互選による。</u></p> <p>(5) 任期 委嘱又は任命の日から事業者選定が終了する日までとする</p>
(中略)		(中略)	
民間事業者等を活用した放課後課外学習支援事業(アフタースクール)運営委託業務に係る事業者選定委員会	(1) ~ (5) 略	民間事業者等を活用した放課後課外学習支援事業(アフタースクール)運営委託業務に係る事業者選定委員会	(1) ~ (5) 略
和泉市学校支援事業者冊子作成委託業務に係る事業者選定委員会	<p>(1) 担当事務 和泉市学校支援事業者冊子作成委託業務に係る事業者選定に関すること。</p> <p>(2) 委員定数 5人以内</p> <p>(3) 委員構成 ア 市立学校長代表 イ 市の職員</p>		

新		旧	
	<p>(4) 委員長等</p> <p>ア 委員長 委員の互選による。</p> <p>イ 副委員長 委員長が指名する者</p> <p>(5) 任期</p> <p>委嘱又は任命の日から事業者選定が終了する日までとする。</p>		

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

和泉市教育委員会事業者選定委員会規則の一部改正（概要）

学校教育室、久保惣記念美術館

1 改正の理由

令和8年度に実施する予定の「中学生英語力向上支援講座運営委託」及び「学校支援事業者冊子作成委託」の事業者選定について、事業者の各種提案を総合的に評価する公募型プロポーザル方式にて実施するため、和泉市教育委員会事業者選定委員会規則を改正する。あわせて、役割の終了した選定委員会の整理を行う。

2 主な改正の内容

(1) 別表に次の委員会を追加

和泉市中学生英語力向上支援講座運営委託業務に係る事業者選定委員会	(1) 担当事務 左記業務に係る事業者選定 (2) 委員定数 5人以内 (3) 委員構成 ア 市立学校長代表 イ 市立学校教頭代表 ウ 市の職員 (4) 委員長等 ア 委員長 委員の互選 イ 副委員長 委員長が指名する者 (5) 任期 委嘱又は任命の日から事業者選定が終了する日まで
和泉市学校支援事業者冊子作成委託業務に係る事業者選定委員会	(1) 担当事務 左記業務に係る事業者選定 (2) 委員定数 5人以内 (3) 委員構成 ア 市立学校長代表 イ 市の職員 (4) 委員長等 ア 委員長 委員の互選 イ 副委員長 委員長が指名する者 (5) 任期 委嘱又は任命の日から事業者選定が終了する日まで

(2) 別表から次の項目を削除

和泉シティプラザガラスアート事業者選定委員会	(1) 担当事務 左記業務に係る事業者選定 (2) 委員定数 5人以内 (3) 委員構成 ア 和泉・久保惣ミュージアムタウンコンソーシアムの役員 イ 市の職員 (4) 委員長等 ア 委員長 委員の互選 イ 副委員長 委員長が指名する者 (5) 任期 委嘱又は任命の日から事業者選定が終了する日まで
------------------------	--

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第15号

和泉市保育所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定について

和泉市保育所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように制定する。

令和8年3月26日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

理 由

芦部保育園及び鶴山台第一保育園を廃止するにあたり、施行期日を定める必要がある。
これが、この規則案を提出する理由である。

和泉市教育委員会規則第 号

和泉市保育所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（案）

和泉市保育所条例の一部を改正する条例(令和2年和泉市条例第36号)の施行期日は、令和8年4月1日とする。

議案第16号

和泉市認定こども園条例の施行期日を定める規則制定について

和泉市認定こども園条例の施行期日を定める規則を次のように制定する。

令和8年3月26日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

理 由

令和8年4月から北松尾こども園を開園するにあたり、施行期日を定める必要がある。
これが、この規則案を提出する理由である。

和泉市教育委員会規則第 号

和泉市認定こども園条例の施行期日を定める規則（案）

和泉市認定こども園条例(令和7年和泉市条例第10号)の施行期日は、令和8年4月1日とする。

議案第17号

和泉市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定について

和泉市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月26日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

理 由

北松尾幼稚園と北松尾保育園の統合により設置される北松尾こども園が令和8年4月から開園することに伴い、北松尾幼稚園を廃園するにあたり、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

和泉市教育委員会規則第 号

和泉市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則（案）

和泉市立幼稚園条例施行規則（昭和34年和泉市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧						
<p>(入園資格) 第2条 和泉市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）に入園することができる幼児は、<u>小学校就学前1年、2年及び3年の者</u>とする。</p>	<p>(入園資格) 第2条 和泉市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）に入園することができる幼児は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <table border="1" data-bbox="1153 794 2042 965"><thead><tr><th data-bbox="1153 794 1509 850">名称</th><th data-bbox="1509 794 2042 850">入園することができる幼児</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1153 850 1509 906">和泉市立国府幼稚園</td><td data-bbox="1509 850 2042 906">小学校就学前1年、2年及び3年の者</td></tr><tr><td data-bbox="1153 906 1509 965">和泉市立北松尾幼稚園</td><td data-bbox="1509 906 2042 965">小学校就学前1年及び2年の者</td></tr></tbody></table>	名称	入園することができる幼児	和泉市立国府幼稚園	小学校就学前1年、2年及び3年の者	和泉市立北松尾幼稚園	小学校就学前1年及び2年の者
名称	入園することができる幼児						
和泉市立国府幼稚園	小学校就学前1年、2年及び3年の者						
和泉市立北松尾幼稚園	小学校就学前1年及び2年の者						

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

保育所の廃園及び認定こども園の開園に伴う関係規則の制定について（概要）

こども未来室

1 主な制定の理由

「公立保育所・公立幼稚園のあり方について」及び「公立保育所・公立幼稚園のあり方に基づく整備方針」に基づく公立園の統廃合により、関係する規則の整備を行うもの。

2 規則の内容

1) 和泉市保育所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

芦部保育園及び鶴山台第一保育園について、和泉市保育所条例の一部を改正する条例（令和2年和泉市条例第36号）により、廃園を位置付けたうえで、芦部保育園の民営化等に取り組んできたもの。

条例の施行期日は、「規則で定める日から施行する」とされていたが、民営化園である「幼保連携型認定こども園くるみ」の建築工事が完了したこと等により、令和8年4月1日付けで各園の廃園の見通しがたったことから、施行期日を令和8年4月1日とする規則を定めるもの。

2) 和泉市認定こども園条例の施行期日を定める規則について

北松尾幼稚園及び北松尾保育園を統合し、北松尾こども園を開園するにあたり、和泉市認定こども園条例（令和7年和泉市条例第10号）を制定し、開園に向けた準備を進めてきたもの。

条例の施行期日は、「規則で定める日から施行する」とされていたが、北松尾こども園の開園に係る工事が完了したことにより、令和8年4月1日付けで開園の見通しがたったことから、施行期日を令和8年4月1日とする規則を定めるもの。

3) 和泉市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について

北松尾こども園の開園に伴い北松尾幼稚園が廃園となることから、規則第2条の北松尾幼稚園の項目を削除するもの。

施行期日は北松尾こども園の開園とあわせて令和8年4月1日とする。

議案第18号

和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について

和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年3月26日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

理 由

和泉市黒鳥留守家庭児童会、和泉市青葉はつが野留守家庭児童会及び和泉市南松尾はつが野留守家庭児童会において、入会児童数の増減に伴いクラス数を増減させる。

これが、この規則案を提出する理由である。

和泉市教育委員会規則第 号

和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則（案）

和泉市留守家庭児童会条例施行規則（平成27年和泉市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
 次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新			旧					
別表第1（第2条及び第3条関係）			別表第1（第2条及び第3条関係）					
名称	位置	定員	名称	位置	定員			
(中略)			(中略)					
和泉市黒鳥留守家庭児童会 (黒鳥小学校仲よしクラブ)	略	A 40人	和泉市黒鳥留守家庭児童会 (黒鳥小学校仲よしクラブ)	略	A 40人			
		B 40人			B 40人			
		C 40人			C 40人			
(中略)			(中略)					
和泉市青葉はつが野留守家庭児童会 (青葉はつが野小学校仲よしクラブ)	略	A 40人	和泉市青葉はつが野留守家庭児童会 (青葉はつが野小学校仲よしクラブ)	略	A 40人			
		B 40人			B 40人			
		C 40人			C 40人			
		D 40人			D 40人			
		E 40人			E 40人			
			<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>F 40人</td> </tr> </table>					F 40人
		F 40人						

新			旧		
和泉市南松尾はつが野留守家庭児童会 (南松尾はつが野学園仲よしクラブ)	略	A 40人	和泉市南松尾はつが野留守家庭児童会 (南松尾はつが野学園仲よしクラブ)	略	A 44人
		B 40人			B 38人
		C 40人			C 38人
		D 40人			D 44人
		E 40人			
		F 40人			
		G 40人			

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について

こども未来室

1. 主な改正の理由

和泉市黒鳥留守家庭児童会、和泉市青葉はつが野留守家庭児童会及び和泉市南松尾はつが野留守家庭児童会において、入会児童数の増減に伴いクラス数を増減させる必要があるため、所要の規定の整備を行うもの。

2. 主な改正の内容

下表のとおり定員について規定の整備を行う。

名称	定員 (旧)	R7. 5. 1 時点 入会児童数	定員 (新)	R8. 3. 2 時点 入会児童数
黒鳥 留守家庭児童会	A 40人	合計 119人	A 40人	合計 101名
	B 40人		B 40人	
	C 40人		C 40人	
	D 40人		D 40人	
	合計 160人		合計 120人	
青葉はつが野 留守家庭児童会	A 40人	合計 207人	A 40人	合計 203名
	B 40人		B 40人	
	C 40人		C 40人	
	D 40人		D 40人	
	E 40人		E 40人	
	F 40人		合計 200人	
南松尾はつが野 留守家庭児童会	A 44人	合計 232人	A 40人	合計 258名
	B 38人		B 40人	
	C 38人		C 40人	
	D 44人		D 40人	
	合計 164人		E 40人	
			F 40人	
			G 40人	
			合計 280人	

3. 施行期日

令和8年4月1日

議案第19号

和泉市教育委員会評価委員会委員の委嘱について

和泉市教育委員会評価委員会規則（平成27年教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定に基づき、和泉市教育委員会評価委員会委員の委嘱を行う。

令和8年3月26日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

- 委嘱する者
1. 氏名 すぎた なほ 杉田 菜穂（再任：5期目）
肩書 大阪公立大学経済学部教授
任期 令和8年4月1日から令和10年3月31日
 2. 氏名 かわい なおと 川合 直人（新任）
肩書 元校長
任期 令和8年4月1日から令和10年3月31日
 3. 氏名 こまつ さほこ 小松 佐穂子（新任）
肩書 桃山学院大学社会学部准教授
任期 令和8年4月1日から令和10年3月31日

参考条文

○和泉市教育委員会評価委員会規則（一部抜粋）

（職務）

第2条 委員会は、和泉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに当たり意見を述べるものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員3人以内で組織する。

2 委員は、教育に関する学識経験者から教育委員会が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から同日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

議案第20号

和泉市スポーツ推進委員の委嘱および解属について

和泉市スポーツ推進委員規則（昭和38年教育委員会規則第1号）第1条の2の規定に基づき、別紙の者に対し和泉市スポーツ推進委員の委嘱または解職を行う。

令和8年3月26日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

理 由

スポーツ基本法における目的達成のため、和泉市スポーツ推進委員規則第1条の2に基づき、スポーツ推進委員を委嘱する必要がある。また、別紙の者から辞職願の提出があったため、スポーツ推進委員の職を解く。

これが、議案を提出する理由である。

参考条文

○スポーツ基本法

(目的)

第1条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

○和泉市スポーツ推進委員規則（一部抜粋）

(委嘱)

第1条の2 スポーツ推進委員は、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を持ち、及びその職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、教育委員会が委嘱する。

○和泉市教育委員会の事務委任等に関する規則（一部抜粋）

第2条 教育委員会は、法第25条第2項に定めるもののほか次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 重要な教育財産の取得及び処分の手続に関すること。
- (3) 教育内容の方針に関すること。
- (4) 教科用図書採択に関すること。
- (5) 社会教育委員等の個別の法律に定めのある委員の任免に関すること。
- (6) 請願及び訴訟に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、委員会が重要と認める事項

※法とは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」をいう。

和泉市スポーツ推進委員 委嘱対象者名簿

○委嘱する者（再任）

任期：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

	氏名	経歴等	備考	2026年4月1日 時点経歴年数
1	金谷 忠男	陸上競技経験者	再任	44年
2	河原 千恵子	バレーボール、バドミントン等経験者	再任	34年
3	藤原 健太郎	陸上競技経験者	再任	34年
4	北野 幸子	スポーツ教室講師	再任	34年
5	上杉 憲二	陸上競技経験者	再任	31年
6	北根 吉夫	陸上競技経験者	再任	30年
7	瀬口 裕巳	バレーボール等競技経験者	再任	30年
8	山中 政子	バレーボール競技経験者	再任	30年
9	鈴木 守	陸上競技経験者	再任	29年
10	池田 功	陸上競技経験者	再任	28年
11	庄司 昌規	陸上競技経験者	再任	26年
12	石戸 さゆり	陸上競技経験者	再任	24年
13	橋本 すず代	元保育士、元体育指導員	再任	22年
14	藤原 達也	体育大学卒業	再任	22年
15	芝 真宏	陸上競技経験者	再任	18年
16	山尾 幸弘	スポーツ団体運営者	再任	17年
17	増井 由起子	バレーボール、インディアカ経験者	再任	15年
18	上田 艶子	創作ダンス経験者	再任	12年
19	平松 直記	陸上競技経験者	再任	12年
20	須藤 美紀	スポーツボランティア経験者	再任	12年
21	中尾 忠史	スポーツボランティア経験者	再任	12年
22	横田 武	陸上競技経験者	再任	12年
23	平田 昌弘	キックベースボール指導経験者	再任	6年
24	藤浦 均	和泉市ソフトボール連盟所属、ソフトボール審判員・記録員保持者	再任	4年
25	松岡 俊男	ハンドボール・柔道・剣道経験者	再任	4年
26	西森 俊介	小学校教員	再任	4年
27	芦田 三雄	和泉市ディスコン協会所属、大阪府ディスコン協会登録	再任	4年
28	梶 久巳	元中学校教員、陸上競技経験者	再任	4年
29	山東 悟	陸上競技経験者	再任	2年
30	中井 洋孝	バスケットボール、ボクシング経験者	再任	2年
31	吉田 菜々	陸上競技経験者	再任	2年

○職を解く者

解職日：令和8年3月31日

現任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日

	氏名	経歴等	備考	2026年4月1日 時点経歴年数
1	飯田 浩司	水泳経験者、水泳指導経験者	辞職願	5年

(参考)

○任期満了で再任しない者

任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

	氏名	経歴等	備考	2026年4月1日 時点経歴年数
1	西川 信哉	野球等競技経験者		40年
2	高井 政雄	野球、陸上等経験者、子ども会等活動経験		34年
3	山本 紀子	陸上競技経験者		21年
4	芝山 賢次	保健体育科教諭資格所有		11年
5	道岡 みどり	陸上競技経験者		27年
6	楠本 順司	卓球、テニス経験者		2年

議案第21号

「和泉市教育施設等長寿命化計画」の改訂について

「和泉市教育施設等長寿命化計画」を別冊のとおり改訂する。

令和8年3月26日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

理 由

本市では、令和2年度に「和泉市教育施設等長寿命化計画」を策定し、教育施設等を可能な限り長く使用できるよう、計画的な改修事業等に取り組んできた。

今後も、良好な教育・保育環境の確保等に向けた様々な取り組みが必要であり、これらの取組みに係る基本的な方針等を長寿命化計画に位置付け、優先順位を整理したうえで、計画的に進めるため、「和泉市教育施設等長寿命化計画」を改訂する必要がある。

これが本議案を提出する理由である。

和泉市教育施設等長寿命化計画の改訂について

学校園管理室

1. 改訂の目的

本市における小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園、保育所及びこども園（以下、「教育施設等」という。）は、全体的に老朽化が進んでおり、今後、各施設を可能な限り長く使用できるよう、計画的な改修事業等の取組みが必要であることから、令和3年3月に「和泉市教育施設等長寿命化計画」（以下、「当初計画」という。）を策定した。

当初計画策定以降、本市では、学校体育館非構造部材耐震化等改修事業や、小学校体育館及び特別教室等への空調整備事業、槇尾学園整備事業など、様々な事業に取り組んできた。

また、今後も、（仮称）富秋学園整備事業、小学校、中学校及び義務教育学校（以下、「小学校等」という。）の校舎の長寿命化を目的とした大規模改修事業、保育所、幼稚園及び認定こども園（以下、「保育所等」という。）の環境改善に係る改修事業、小学校等の給食室のドライ化改修事業のほか、光明台中学校区や信太中学校区での学校適正配置に係る検討を開始するなど、良好な教育・保育環境の確保等に向けた様々な取組みが必要となっている。

これら今後予定している様々な事業については、財源確保を図りつつ進めていくとともに、小学校等の大規模改修に係る具体的な改修計画のほか、保育所等の環境改善に係る改修や給食室のドライ化改修などの新たな取組みに係る基本的な方針等を長寿命化計画に位置付け、優先順位を整理したうえで、計画的に取組みを進めるため、当初計画の計画期間を延長し、「和泉市教育施設等長寿命化計画 改訂版」（以下、「本計画」という。）を策定するものである。

（参考）当初計画策定後（令和3年度以降）の主な事業

- ・小学校等の体育館非構造部材耐震化等改修：H27～R7
- ・小学校等の空調整備（体育館・特別教室・給食室等）：R3、R6～R7
- ・小学校等の大規模改修（消防・防火設備改修、トイレ改修含む）：R5～R14
- ・施設一体型義務教育学校の整備：槇尾学園開校（R7）、（仮称）富秋学園開校予定（R9）

2. 改訂経過

令和7年 11月 教育委員会第11回定例会（和泉市教育施設等長寿命化計画 改訂版（案）の報告）

12月 市議会第4回定例会厚生文教委員会協議会（和泉市教育施設等長寿命化計画 改訂版（案）の報告）

3. 主な改訂内容

項目	当初計画	改訂版
計画期間	○令和3年度から令和8年度	<p>※計画期間を延長</p> <p>○令和3年度から令和18年度</p> <p>計画期間の終期を、上位計画である「和泉市公共施設等総合管理計画 改訂版」の次の見直し時期と合わせるため、計画期間を延長。（「和泉市公共施設等総合管理計画 改訂版」については、計画期間を30年（H29～R28）としており、10年ごとでの見直しを基本としている）</p>
施設一体型義務教育学校の導入	○槇尾中学校区、富秋中学校区における導入を予定	<p>※新たに「光明台及び信太中学校区における学校適正配置の方向性」を記載</p> <p>○光明台中学校区においては、学校適正配置に向けた取組みを進める。</p> <p>信太中学校区においては、児童生徒数の状況を注視しつつ学校適正配置の実施時期を検討。</p> <p>○光明台・信太中学校区においては、大規模改修は実施しないものの、必要に応じて、その他改修や修繕等により、消防・防火設備やトイレ改修等を優先的に実施。</p>
小学校等の大規模改修	<p>○長寿命化の方針 原則、長寿命化 やむを得ない場合のみ建替え</p> <p>○改修対象 築20年以上で改修履歴がない校舎（対象40棟） ※槇尾・富秋中学校区除く</p> <p>○改修計画 R5～R14で40棟を改修 （具体的な学校名を含めた改修順については、記載無し）</p>	<p>※新たに具体的な学校名を含んだ大規模改修の順番を記載</p> <p>○改修対象は合計28棟（40棟から、光明台・信太中学校区の14棟を除き、築20年を経過した青葉はつが野小の2棟を新たに追加）</p> <p>○28棟のうち、改修時期が決定している8棟（R7までに改修または実施設計が完了する棟）を除き、残る20棟について、具体的な学校名を含んだ改修計画を決定。</p> <p><考え方></p> <p>①消防・防火設備は、令和9年度までに改修を完了するよう、対応が必要な設備については、優先的に改修を実施。</p> <p>②トイレ改修については、令和12年度までに改修を完了するよう、優先的に改修を実施。</p> <p>③「コンクリートの中性化状況」及び「建築基準法第12条に基づく定期点検における建物健全度」の2項目について、それぞれ点数化し、合算した上で老朽化順位を決定。</p> <p>⇒①②の対象となる校舎を可能な限り優先しつつ、③の老朽化順位や各年度における改修工事の事業量も勘案し、改修計画を決定。（コンクリート中性化試験の結果を踏まえ、全棟において、躯体の耐用年数内に改修を実施。）※具体的な改修計画は「別紙」のとおり。</p>

項目	当初計画	改訂版
保育所等の 環境改善	○工事、修繕、備品対応等により、環境確保を行う (具体的な方針については、記載なし)	<p>※新たに保育所等の環境改善に係る改修の具体的な方針を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在、中部地域で待機児童が発生しており、今後も保育ニーズは大きく減少しない見込みであることから、現在の保育供給体制を継続していくことが重要であり、将来的に廃園を予定している園についても、当面の間、現在の施設を活用していく見通し。 ○以上を踏まえ、環境改善を図るため、計画的に保育所等の改修や修繕等を実施する。 ○改修対象園は6園（北池田保、国府第一保、国府第二保、緑ヶ丘保、くすのき保、北松尾こども園） ※廃園時期が決定している園を除く全園 ○令和10年度から令和15年度の間で、原則、毎年1園ずつ改修し、全て改修を完了予定。 ○具体的な改修計画については、各園の廃園時期の検討状況等を勘案し、今後検討するが、整備方針が見直された場合は、改修の対象や内容を含めて再度検討する。
小学校等の 給食室 ドライ化 改修	○給食室のドライ化改修を実施 (具体的な方針については、記載なし)	<p>※新たに給食室ドライ化改修に係る具体的な方針を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ○給食施設の老朽化対策及び衛生環境の向上を図るため、計画的なドライ化改修の実施が必要。 ○改修対象は、ドライ化改修を未実施の8校（和気小、伯太小、黒鳥小、芦部小、北池田小、いぶき野小、南池田小、緑ヶ丘小）※富秋・光明台・信太中学校区を除く ○令和9年度以降、年1校程度改修し、令和18年度を目途に全ての改修を完了予定。 ○具体的な改修計画については、各小学校における給食施設の老朽化状況に大きな差異がないことから、築年数だけで改修順を整理するのではなく、他の観点から検討する必要がある。 現在、ドライ化改修が完了した小学校等から、順次、給食調理業務委託の導入を進めており、ドライ化改修の改修順については、当該業務委託における複数校の一括発注の時期を勘案して整理する必要があるため、令和9年度はいぶき野小学校、令和10年度は和気小学校にて改修することとし、令和11年度以降は、給食施設で必要となる改修内容も精査しながら、今後検討する。

項目	当初計画	改訂版
プール跡地の活用	○記載なし	<p>※新たにプール跡地の活用に係る検討方針を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和 10 年度で、全ての小学校等における水泳授業の民間屋内プール施設への業務委託が完了することから、学校プール施設の跡地活用の検討が必要。 ○学校プール施設の跡地活用については、他の自治体の事例等も踏まえると、運動広場や駐車場、校舎や体育館等の建設用地だけでなく、除却の上で民間へ売却するなど、様々な活用方策の選択肢がある。 ○しかしながら、消防本部との協議に基づき、学校プール施設を除却する場合は、学校敷地内に新たな防火水槽の設置が必要。 ○また、今後は、(仮称) 富秋学園の整備や小学校等の大規模改修などに優先的に取り組む必要があることから、当面の間については、原則として、学校プール施設の除却は行わないものとし、現況のまま管理する。 ○ただし、学校の状況に応じて、有効な活用方策が検討できる場合などは、新たな防火水槽の設置を含め、跡地活用を検討する。
照明の LED 化改修	○記載なし	<p>※新たに取組み方針を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在、多くの教育施設等における照明は、蛍光灯を使用しているが、令和 9 年で蛍光灯の製造・輸出入が終了することから、教育施設等における照明について、計画的な LED 化改修を実施する。

<別紙：小学校等における大規模改修の計画>

①既に改修時期が決定している取組み（R5～R8）

施工年度	学校名	その他改修
R5	北池田中学校①	消防設備・防火設備・トイレ
R6	いぶき野小学校①	消防設備・防火設備・トイレ
R7	国府小学校①	消防設備・防火設備
R8	南池田中学校①	消防設備・防火設備・トイレ
	緑ヶ丘小学校①	消防設備・防火設備
	北池田小学校①	防火設備・トイレ
	伯太小学校①	防火設備
	郷荘中学校①	トイレ

②今後の取組み（R9～R14）

施工年度	学校名	その他改修
R9	北松尾小学校①	消防設備・防火設備
	芦部小学校①	防火設備
	和泉中学校①	防火設備
	北池田小学校②	トイレ
R10	いぶき野小学校②	トイレ
	石尾中学校①	トイレ
	和泉中学校②	
R11	北池田中学校②	トイレ
	南池田中学校②	トイレ
	伯太小学校②	
	南池田小学校①	
R12	国府小学校②	トイレ
	芦部小学校②	トイレ
	北池田中学校③	トイレ
	南池田中学校③	
R13	青葉はつが野小学校①	防火設備
	緑ヶ丘小学校②	
	石尾中学校②	
R14	国府小学校③	
	青葉はつが野小学校②	

議案第22号

令和8年度「学校に対する指示事項」について

令和8年度「学校に対する指示事項」を別紙のように定める。

令和8年3月26日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

理 由

和泉市立学校の教育活動に対する基本方針として、校長に示し周知徹底を図る必要がある。
これが本議案を提出する理由である。

参考資料

和泉市教育委員会の事務委任等に関する規則(抜粋)

第2条 教育委員会は、法第25条第2項に定めるもののほか次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 教育内容の方針に関すること。
- (4)～(7) 略

※法とは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」をいう。

議案第23号

(仮称) 北部総合スポーツ公園基本構想の策定について

(仮称) 北部総合スポーツ公園基本構想を別紙のとおり策定する。

令和8年3月26日提出

和泉市教育委員会教育長 大槻 亮志

理 由

国有地等の無償貸付を前提に旧泉北水道企業団跡地を候補地として、市民のスポーツに対する高まるニーズに応えるべく、新たなスポーツ施設の整備を推進するため(仮称)北部総合スポーツ公園基本構想を策定する必要がある。これが、本議案を提出する理由である。

(仮称)和泉市北部総合スポーツ公園基本構想の策定について

生涯学習推進室

1 これまでの策定の経過（令和7年以降）

令和7年

- 1月16日 教育委員会第1回定例会 意見交換会並びに事前報告会 進捗状況の報告
- 2月6日 教育委員会第2回定例会 報告事項 進捗状況の報告
- 2月21日 市議会第1回定例会厚生文教委員会協議会 進捗状況の報告
- 3月11日 和泉市スポーツ推進審議会へ進捗状況の報告
- 8月26日 教育委員会第8回定例会 報告事項 基本構想（素案）の報告
- 9月11日 市議会第1回定例会厚生文教委員会協議会 基本構想（素案）の報告
- 10月1日～10月31日 パブリックコメントの実施

2 前回（素案）からの変更点

①本編P2-2 第6次和泉市総合計画

変更前 調整中

変更後 令和8年3月に策定する第6次和泉市総合計画の内容に修正

②本編P3-11 パース図の追加

3 パブリックコメントでの意見

- ・利用環境改善（全天候型屋根付き施設）の要望。
- ・陸上競技や予約なしで利用できるスポーツ設備（バスケットゴール等）の設置希望。
- ・多目的グラウンドに人工芝または天然芝の敷設要望。
- ・硬式野球場の設置、高校野球以上の利用やプロ野球観戦可能な球場希望。
- ・遊歩道の幅広設計と安全性向上について提案。
- ・公園設置場所や交通アクセスへの懸念、地域治安悪化対策の意見。
- ・暑熱対策や防災・減災機能を取り入れた整備への期待。
- ・総合体育館の整備やトイレ・ベンチのリサイクル要望。

4 今後の取り組み

令和8年度から令和9年度にかけて基本計画の策定およびPFI導入可能性調査を実施

(仮称)和泉市北部総合スポーツ公園基本構想(概要版)

1 はじめに

本編 p1-1

(仮称)北部総合スポーツ公園(以下、本公園)の計画地がある北部地域では、スポーツ・レクリエーション施設(以下、スポーツ施設)の不足が長年指摘されてきました。この課題に対応するため、平成15年に「北部地域公共施設整備事業」として、現在の信太山丘陵里山自然公園周辺での施設整備が計画されました。その後の自然環境調査で、絶滅危惧種を含む多様な生物や独自の生態系が確認されたことを受け、事業内容は見直され、当初のスポーツ施設整備から自然環境の保全と活用を優先する方針へと変更されました。

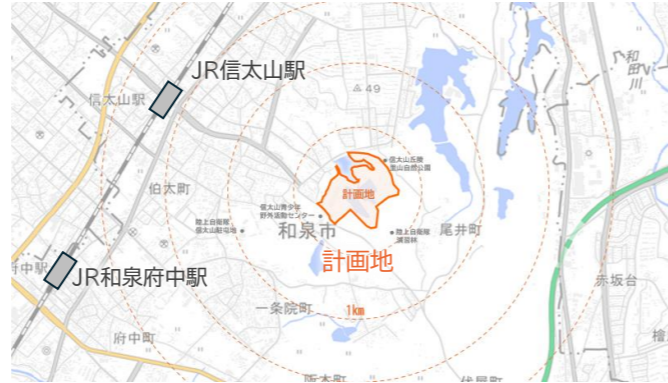


図1 計画地の位置図

その後、約10年にわたり、代替候補地の検討を進められた結果、国有地等の無償貸付を前提に旧泉北水道企業団の事業用地跡地(図1)の活用を検討することが決定されました。

また、スポーツ施設の利用は土日祝日に集中し、稼働率が高く、予約が取れず希望どおりに利用できない事例が生じており、スポーツ施設の不足が課題として指摘されています。上位計画での位置づけや本市の利用実態を踏まえると、多様化するスポーツニーズに対応した施設整備が求められています。

以上の経緯と背景を踏まえ、本市では市民のスポーツに対する高まるニーズに応えるべく、新たなスポーツ施設の整備を推進するための「基本構想」を策定しました。



図2 計画地周辺の現況

(3)スポーツ施設等に関する課題の抽出

市民・施設利用者団体アンケート調査、高齢者団体・障がい者団体ヒアリング調査の結果より、次のとおり課題を整理しました。

- ① 市内のスポーツ施設は多様だが、利用者は高齢化し、若年層の利用は少ない状況です。また、運動場や野球場は稼働率が低い一方、土休日は予約が集中しており、予約がとれない状況にあります。今後は若年層が関心を持つスポーツへの対応や、需要分散、全世代が利用しやすい環境整備が求められています。
- ② 市内の多くのスポーツ施設は老朽化し、空調・照明や更衣室などの設備が不足しており、競技スペースや駐車場も十分でなく、用途が限定的でスポーツ以外で活用しにくい状況です。今後は設備更新と多目的化を進め、競技団体から一般利用者まで幅広いニーズに応える環境整備が求められています。
- ③ 市民からは避難所機能やバリアフリー、交通アクセス改善、自然環境を活かした施設への要望が高い傾向にあります。今後は災害対応設備の整備、高齢者から子どもまで世代を超えて利用できる環境づくり、自然や景観を活かした施設設計が求められています。

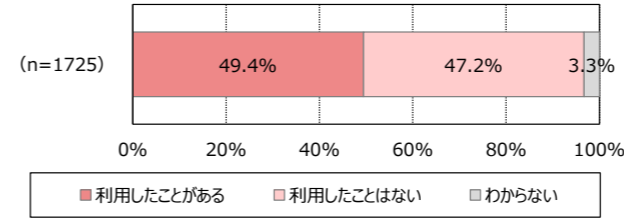


図5 和泉市のスポーツ施設の利用有無

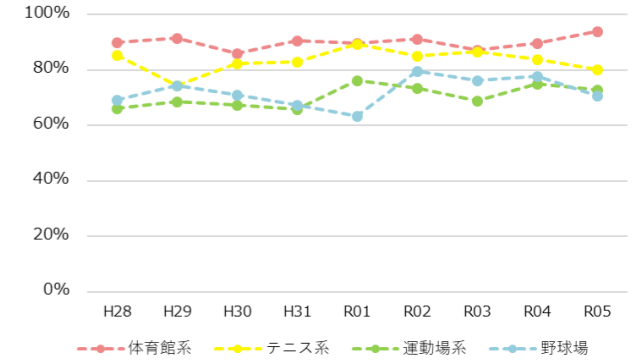


図6 休日のスポーツ種類別の稼働率

2 本市におけるスポーツ施設の現状と課題

本編 p2-1~2-30

(1)上位計画における位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である第6次和泉市総合計画や、和泉市生涯学習・スポーツ推進計画や第2次和泉市都市計画マスタープランに準じ、また各種関連計画と調和した内容とします。

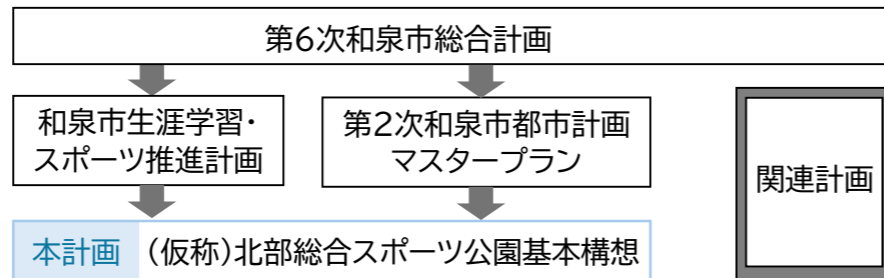


図3 各計画の関係図

(2)利用状況

利用者数を集計している施設について、令和元年度以前は年間50万人台(のべ)で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等が発令されていた令和2年および令和3年には、年間約30万人まで落ち込んでいます。しかし、令和4年度以降、回復傾向にあり、温水プールを除き、令和元年度以前の水準まで回復しています。特に和泉市総合スポーツセンターの利用者数は令和元年の約1.5倍となっています。

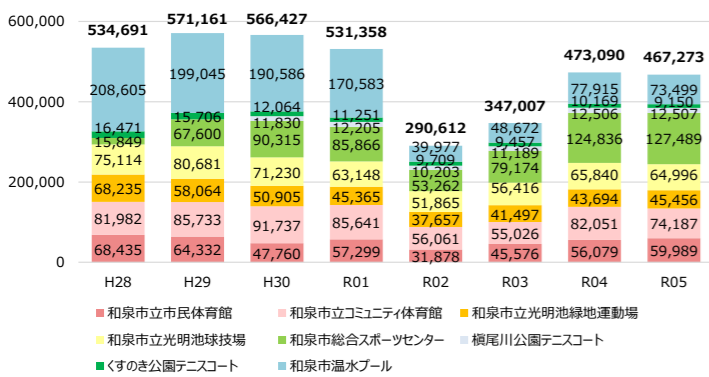


図4 本市のスポーツ施設の利用状況

表1 本市のスポーツ施設一覧

No	施設名	施設種別
1	和泉市立光明池球技場	運動広場/テニスコート
2	和泉市立光明池緑地運動場	運動広場/テニスコート及び練習場
3	惣ヶ池子どもグラウンド	野球場
4	和泉市総合スポーツセンター(関西トランスウェイスportsスタジアム)	多目的グラウンド / 野球場 / テニスコート / 多目的室
5	和泉市立市民体育館	大体育室・小体育室
6	和泉市立コミュニティ体育館	体育館
7	くすのき公園テニスコート	テニスコート
8	榎尾川公園テニスコート	テニスコート
9	和泉市温水プール(サン燦プール)	水泳プール

3 (仮称)北部総合スポーツ公園基本方針

本編 p3-1~3-10

(1)基本コンセプト

“人と人”、“人と自然”がつながる、スポーツとふれあいの拠点

世代や障がいの有無にかかわらず、誰もが平等にスポーツを楽しみ、交流できる場を提供するとともに、地域特有の自然環境や周辺地域の住環境に配慮した、人や自然とのふれあいを大切にする施設を目指します。

(2)整備方針

方針1 多様な人々が集い、楽しむ、活気あふれるスポーツ拠点

- 子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に利用できる施設づくりを検討します。
- 多世代が交流し、新たな出会いとにぎわいが生まれる空間を形成します。
- 競技のレベルを問わず多様なニーズに対応できる充実した施設を目指します。

方針2 自然とふれあい、豊かさを感じられる“憩いの空間”

- 自然を感じられる空間で運動することで、心身ともに豊かになる施設づくりを推進します。
- 地域特有の自然や生態系に触れ、くつろぎを感じられる環境を整備します。
- 施設整備や運営において、自然環境への影響を最小限に抑える取組を推進し、地域と調和した環境づくりを目指します。

方針3 安全を守り、快適に利用できる“やすらぎのある施設”

- 予約なしでも利用できる芝生広場やウォーキングコースで、心身ともに豊かになる施設づくりを推進します。
- 施設利用者の安全確保や快適性の向上を図り、誰もが安心して利用できる施設づくりを推進します。
- 渋滞や騒音、光害など、計画地周辺の住民に配慮した施設づくりに努めます。
- 災害時の活用を想定した施設づくりや防災機能を有する設備の配置を検討します。

(3)ゾーニングの設定

6タイプのゾーンを設定し、計画地の自然に富んだ高低差のある地形状況を踏まえて、以下に示すゾーニング案を設定しました。

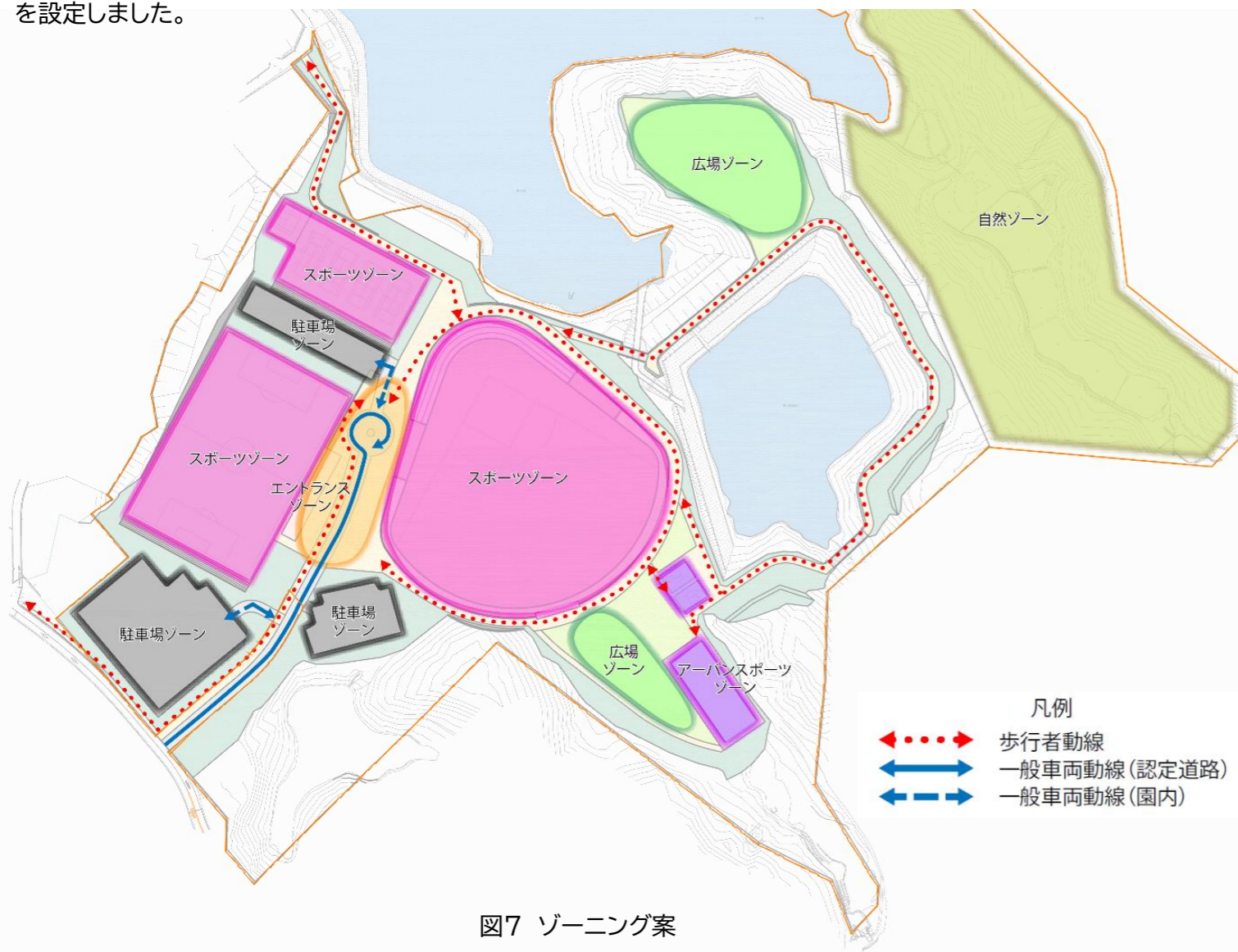


図7 ゾーニング案

表2 各ゾーニングの概要

ゾーン名	概要	主な施設
スポーツゾーン	市内の施設利用率が高い野球、サッカー、テニス等の運動ができる屋外スポーツ施設、及びその観覧スペースを計画します。	野球場 1面 多目的グラウンド 1面 テニスコート 4面
アーバンスポーツゾーン	市内で利用できる場所が少ないスケートボードや3×3などアーバンスポーツが可能な施設を計画します。	スケートパーク 3×3コート 2面
広場ゾーン	予約等が不要で気軽に利用でき、多目的利用が可能な芝生広場や幅広い年齢層の子どもが利用できる大型遊具等を計画します。	多目的広場 大型遊具 等
エントランスゾーン	スポーツセンターの玄関にあたり、施設利用の受付機能・観覧機能を担う管理棟や車両が転回するロータリーを計画します。	エントランス広場 管理棟 ロータリー
駐車場ゾーン	公園利用者用の駐車場を計画する。計画地内は高低差があり、公園利用者の利便性を考慮し、駐車スペースを分散して設置します。	一般車駐車場 障がい者用駐車場 大型車用駐車場
自然ゾーン	惣ヶ池湿地の貴重な湿原環境や湿原性植物を保全するとともに、その周囲の二次林の保全を行います。	惣ヶ池湿地

4 基本構想の実現に向けて

本編 p4-1~4-5

(1)概算事業費

施設整備費 施設整備費について、公園施設やスポーツ施設の整備面積等を考慮すると、約55~60億円程度と想定します。ただし、施設整備費は建設資材価格や建設労務費等の状況により、変動する場合があります。

運用費用 施設整備後の運用費用について、和泉市内のその他のスポーツ施設の運営状況を参考に、本公園の面積規模を考慮すると、年間約6~7千万円程度(内、利用料金収入等で賄えるのは4~5千万円程度)と想定します。

(2)財源確保

施設整備にかかる財源は、学校施設環境改善交付金など国の交付金や補助金等(表3参照)の活用を検討し、残りの事業費については地方債等の活用を検討します。

表3 主な補助金

補助金等	所管
学校施設環境改善交付金	文部科学省
新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)	内閣府
民間資金等活用事業調査費補助事業	
民生安定助成事業	防衛省
社会資本整備総合交付金(都市公園事業)	国土交通省
社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)	
スポーツ振興くじ助成金(地域スポーツ施設整備助成)	日本スポーツ振興センター

(本編より一部抜粋)

(3)有効な事業手法の検討

民間活力を導入する事業手法は、維持管理・運営の主体や民間活用の有無などにより、DB方式、DBO方式、PFI方式の手法が想定されます。

事業手法は、基本計画の検討と併せて、和泉市PPP/PFI手法導入優先的検討規程に従って、整備・管理運営事業の事業手法について検討を行い、最適な事業手法を検討します。

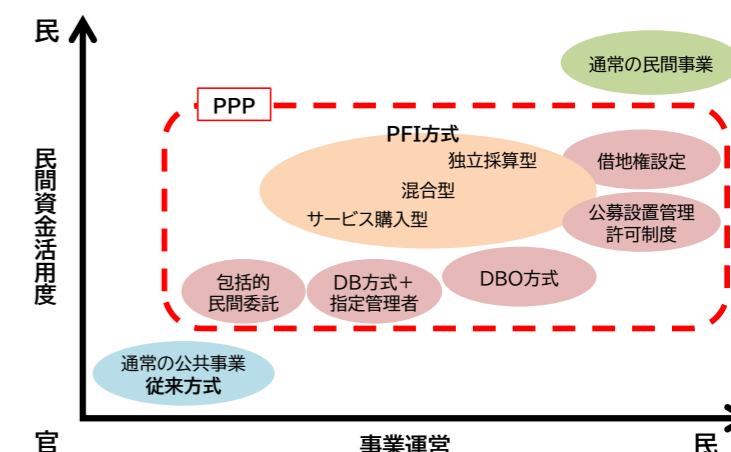


図8 PPP/PFI事業の分類イメージ

(4)事業スケジュール

民間活力を導入した施設整備を進める場合として、想定する主な事業スケジュールは以下のとおりです。

表4 想定する事業スケジュール

	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)	令和12年度(2030)	令和13年度(2031)	令和14年度(2032)	令和15年度(2033)	令和16年度(2034)	...
各事業予定	基本構想の策定	基本計画・PFI導入可能性調査	民間事業者公募								
								民間事業者による事業実施			
								基本設計・実施設計	整備工事	施設オープン・運営管理開始	

※ 採用する事業手法や事業の進捗状況に応じて、スケジュールは見直す場合があります。

(案)

和泉市教育施設等長寿命化計画

【個別施設計画】

改訂版



令和3年3月

(令和8年3月改訂)

和泉市教育委員会

目次

第1章 教育施設等長寿命化計画の背景・目的等.....	2
1 計画改訂の背景・目的.....	2
2 計画の位置付け.....	2
3 計画期間.....	3
4 対象施設.....	3
第2章 教育施設等の現状.....	6
1 教育施設等の保有量.....	6
2 教育施設等の老朽化状況.....	6
3 対象施設の状況と今後の見通し.....	7
4 児童数等の推移.....	9
第3章 教育施設等の適正配置.....	12
1 基本的な考え方.....	12
2 施設一体型義務教育学校の導入.....	12
3 保育所等の配置計画.....	13
第4章 小学校等の長寿命化に係る基本的な方針.....	15
1 基本的な考え方.....	15
2 長寿命化の具体的な内容.....	15
3 改修計画.....	17
第5章 その他の改修に係る基本的な方針.....	21
1 保育所等の環境改善.....	21
2 小学校等の給食室のドライ化改修.....	21
3 プール跡地の活用.....	22
4 その他の改修.....	24
5 各種改修の年次計画.....	25
第6章 長寿命化計画の継続的運用方針.....	26
1 定期点検による老朽化状況の継続的な把握.....	26
2 関連部局等の連携推進.....	26
3 PDCA サイクル等に基づく事業推進及び事業計画の見直し.....	26

第1章 教育施設等長寿命化計画の背景・目的等

1 計画改訂の背景・目的

本市における小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園、保育所及びこども園(以下、「教育施設等」という。)は、児童生徒の急増期であった昭和40年代から昭和50年代にかけて集中的に建設され、建築後25年以上を経過している建物の延床面積が全体の約90%を占めており、これらの施設が、今後一斉に更新を迎えることが予想され、多額の費用が必要になることが見込まれている。

しかしながら、高齢社会の進展に伴い、医療や福祉等の社会福祉関連経費が年々増加し、歳出に占める割合が高まる一方、少子化等による生産年齢人口の減少による市税収入の減少が想定されるため、維持更新費用を適正な水準に抑えることが喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、本市では、保有する教育施設等について、可能な限り長く使用できるよう計画的な予防保全型の改修を実施し、ライフサイクルコストの縮減や財政負担の平準化に取り組むため、令和3年3月に「和泉市教育施設等長寿命化計画」(以下、「当初計画」という。)を策定した。

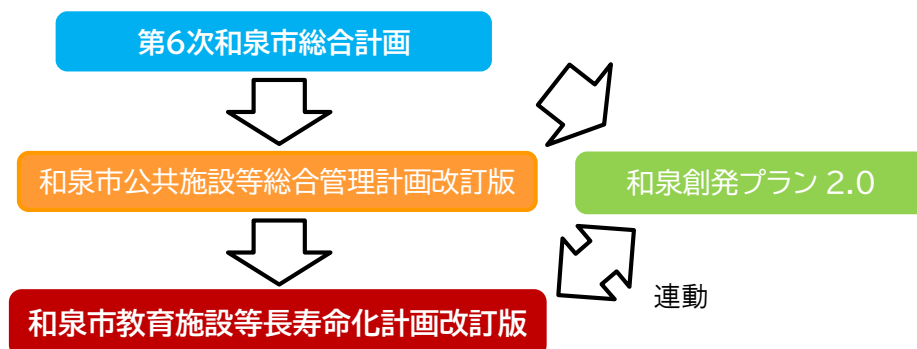
当初計画策定以降、本市では、学校体育館非構造部材耐震化等改修事業や、小学校体育館及び特別教室等への空調整備事業、槇尾学園整備事業など、様々な事業に取り組んできた。

また、今後も、(仮称)富秋学園整備事業、小学校、中学校及び義務教育学校(以下、「小学校等」という。)の校舎の長寿命化を目的とした大規模改修事業、保育所、幼稚園及び認定こども園(以下、「保育所等」という。)の環境改善に係る改修事業、小学校等の給食室のドライ化改修事業のほか、光明台中学校区や信太中学校区での学校適正配置に係る検討を開始するなど、良好な教育・保育環境の確保等に向けた様々な取組みが必要となっている。

これら今後予定している様々な事業については、財源確保を図りつつ進めていくとともに、小学校等の大規模改修に係る具体的な改修計画のほか、保育所等の環境改善に係る改修や給食室のドライ化改修などの新たな取組みに係る基本的な方針等を長寿命化計画に位置付け、優先順位を整理したうえで、計画的に取組みを進めるため、当初計画の計画期間を延長し、「和泉市教育施設等長寿命化計画改訂版」(以下、「本計画」という。)を策定するものである。

2 計画の位置付け

本計画は、『和泉市公共施設等総合管理計画に基づく教育施設等の個別施設計画』として位置づけ、長寿命化に係る基本方針や具体的な取組みを定めるものである。



3 計画期間

計画期間の終期を、上位計画である「和泉市公共施設等総合管理計画改訂版」の見直し時期と合わせ、本計画の計画期間は、令和3年度から令和18年度とする。

※「和泉市公共施設等総合管理計画改訂版」については、計画期間を30年（H29～R28）としており、10年ごとでの見直しを基本としている

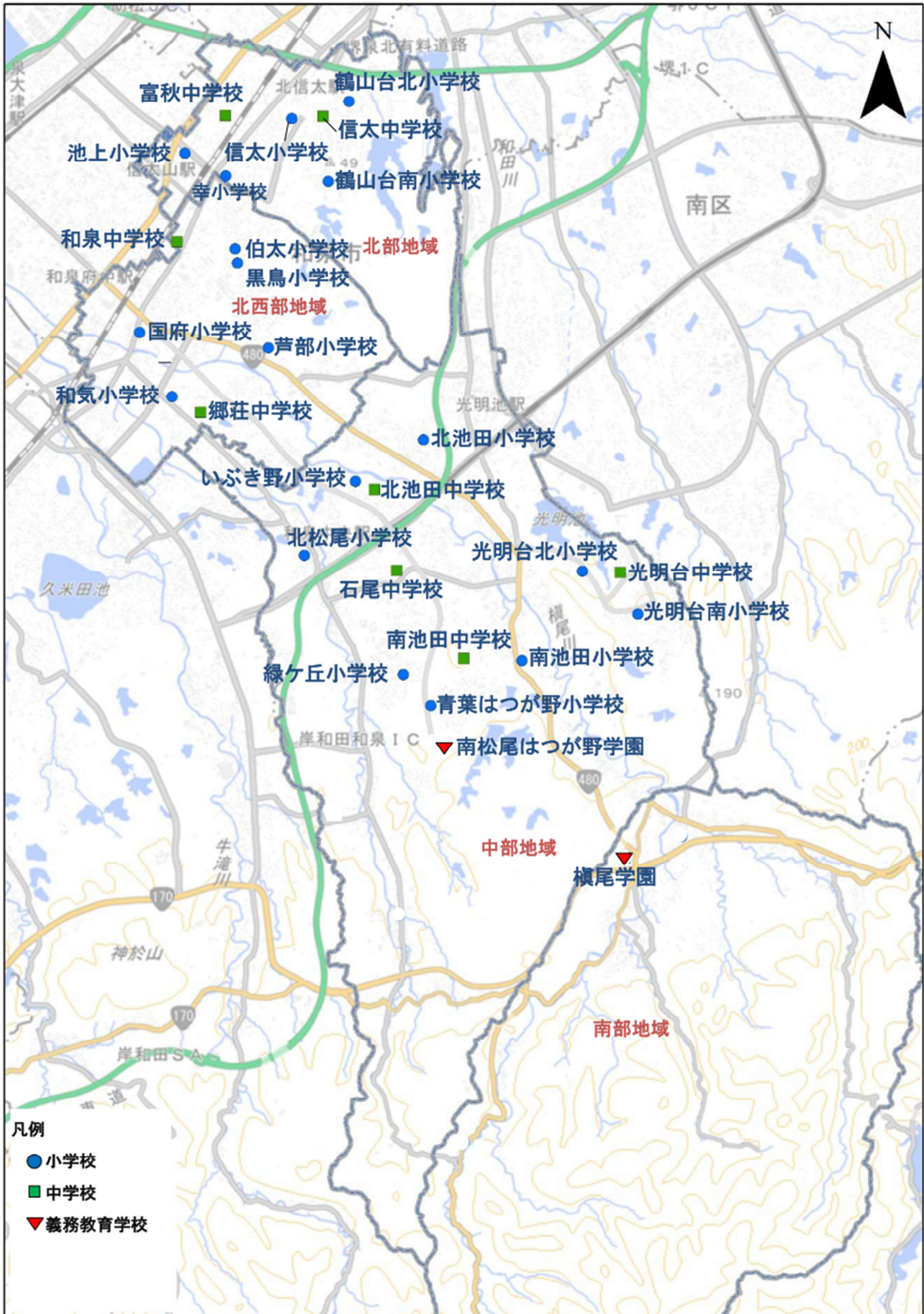
計画名	計画期間							
	1～10年目			11～20年目		21～30年目		
	H29	R3	R8	R9	R18	R19	R28	
(上位計画) 公共施設等総合管理計画改訂版	策定			見直し		見直し		
(当初計画) 教育施設等長寿命化計画								
(本計画) 教育施設等長寿命化計画改訂版								

4 対象施設

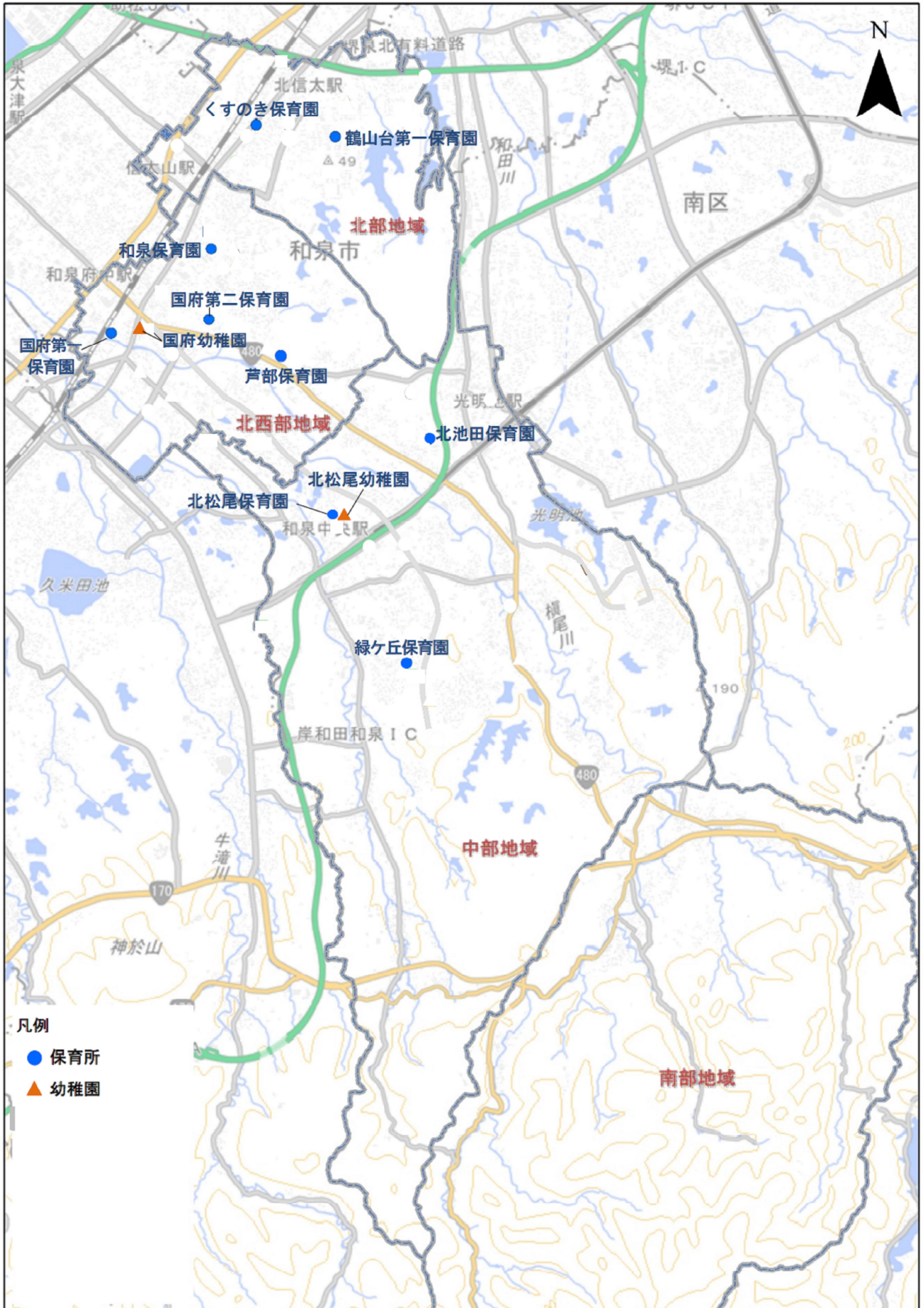
【令和8年3月現在】

小学校		中学校	保育所・幼稚園
国府小学校	光明台南小学校	和泉中学校	芦部保育園
和気小学校	光明台北小学校	郷荘中学校	北池田保育園
伯太小学校	緑ヶ丘小学校	石尾中学校	北松尾保育園
池上小学校	青葉はつが野小学校	北池田中学校	和泉保育園
黒鳥小学校	北松尾小学校	南池田中学校	国府第一保育園
芦部小学校	幸小学校	光明台中学校	国府第二保育園
北池田小学校	信太小学校	富秋中学校	鶴山台第一保育園
いぶき野小学校	鶴山台北小学校	信太中学校	緑ヶ丘保育園
南池田小学校	鶴山台南小学校	義務教育学校	くすのき保育園
		南松尾はつが野学園	国府幼稚園
		槇尾学園	北松尾幼稚園

【小学校等の所在地】



【保育所等の所在地】



第2章 教育施設等の現状

1 教育施設等の保有量

本市の教育施設等の延床面積については、当初計画時点では約 22.7 万㎡であったが、令和3年3月末の伯太幼稚園の廃園、令和7年4月の「槇尾学園」開校に伴う、槇尾中学校、横山小学校、南横山小学校の廃校に加えて、今後は、令和8年3月末の鶴山台第一保育園及び芦部保育園の廃園、令和9年4月の「(仮称) 富秋学園」の開校に伴う、富秋中学校、池上小学校、幸小学校の廃校、「(仮称) いずみ国府こども園」の開園に伴う、和泉保育園、国府幼稚園の廃園などの取組みにより、令和9年4月には約 20.7 万㎡まで縮減する見込みである。

2 教育施設等の老朽化状況

小学校等については、築 40 年以上の建物の延床面積が約 16.6 万㎡と、全体の約 78%を占めており、全体的に老朽化が進んでいるものの、耐震化は完了していることから、原則として建替えではなく、計画的に施設の長寿命化に取り組むこととしてきた。

このことから、当初計画では、令和5年度から令和14年度までの間に校舎 40 棟の長寿命化に取り組むこととし、毎年4棟程度の大規模改修の実施を予定していた。しかしながら、近年の猛暑対策や災害時において避難所となる小学校体育館の環境整備を図るため、緊急防災・減災事業債を活用した小学校体育館等への空調設置に優先して取り組んだことから、あらためて校舎の大規模改修の改修計画について、見直す必要性が生じている。

保育所等についても、築 40 年以上の建物の延床面積が約 5,900 ㎡と、全体の約 53%を占めており、多くが老朽化している状況であることから、園児が安全快適に過ごせるよう環境改善に取り組むことが必要となっている。

3 対象施設の状況と今後の見通し

(1) 小学校等

【令和8年3月現在】

No	学校名	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	築年数	建築年	備考
1	国府小学校	8,435	16,113	55	昭和46年	
2	和気小学校	6,247	17,440	53	昭和48年	
3	伯太小学校	5,963	13,945	62	昭和39年	
4	池上小学校	5,410	17,958	46	昭和55年	R9.3未廃校予定(富秋学園に統合)
5	黒鳥小学校	4,538	13,831	56	昭和45年	
6	芦部小学校	5,080	13,451	56	昭和45年	
7	北池田小学校	6,765	15,111	61	昭和40年	
8	いぶき野小学校	7,683	25,200	34	平成4年	
9	南池田小学校	5,095	10,675	63	昭和38年	
10	光明台南小学校	5,543	22,063	48	昭和53年	
11	光明台北小学校	6,364	22,006	41	昭和60年	
12	緑ヶ丘小学校	5,983	21,831	53	昭和48年	
13	青葉はつが野小学校	10,565	28,087	20	平成18年	
14	北松尾小学校	7,359	12,576	60	昭和41年	
15	幸小学校	10,225	20,375	58	昭和43年	R9.3未廃校予定(富秋学園に統合)
16	信太小学校	6,715	18,487	60	昭和41年	
17	鶴山台北小学校	5,917	22,075	53	昭和48年	
18	鶴山台南小学校	6,559	21,472	55	昭和46年	
19	和泉中学校	8,471	26,492	65	昭和36年	
20	郷荘中学校	7,713	25,623	53	昭和48年	
21	石尾中学校	9,516	42,044	64	昭和37年	
22	北池田中学校	8,816	31,600	34	平成4年	
23	南池田中学校	8,105	32,886	43	昭和58年	
24	光明台中学校	7,311	27,001	48	昭和53年	
25	富秋中学校	12,252	41,511	50	昭和51年	R9.3未廃校予定(富秋学園に統合)
26	信太中学校	10,857	24,932	57	昭和44年	
27	南松尾はつが野学園	11,863	33,451	10	平成28年	
28	槇尾学園	8,937	20,602	2	令和6年	R7.4開校
※	(仮称)富秋学園	11,947	39,822	-	令和8年	R9.4開校予定
	横山小学校	4,642	13,278	-	昭和48年	R7.3未廃校(槇尾学園に統合)
	南横山小学校	2,022	4,820	-	昭和46年	R7.3未廃校(槇尾学園に統合)
	槇尾中学校	4,517	17,781	-	昭和39年	R7.3未廃校(槇尾学園に統合)

※今後整備予定の施設

(2) 保育所等

【令和8年3月現在】

No	園名	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	築年数	建築年	備考
1	芦部保育園	827	3,485	50	昭和51年	R8.3未廃園予定(民間こども園に移行)
2	北池田保育園	1,008	1,865	39	昭和62年	
3	北松尾保育園	888	2,454	34	平成4年	R8.3未廃園予定(北松尾こども園に統合)
4	和泉保育園	1,188	1,884	31	平成7年	R9.3未廃園予定(いずみ国府こども園に統合)
5	国府第一保育園	1,035	1,724	55	昭和46年	
6	国府第二保育園	909	1,637	52	昭和49年	
7	鶴山台第一保育園	821	2,149	53	昭和48年	R8.3未廃園予定
8	緑ヶ丘保育園	948	1,632	52	昭和49年	
9	くすのき保育園	1,364	2,416	51	昭和50年	
10	国府幼稚園	1,144	2,874	32	平成6年	R9.3未廃園予定(いずみ国府こども園に統合)
11	北松尾幼稚園	924	2,830	28	平成10年	R8.3未廃園予定(北松尾こども園に統合)
※	北松尾こども園	1,812	5,284	34	平成4年	R8.4開園予定
※	(仮称)いずみ国府こども園	1,844	2,898	-	令和8年	R9.4開園予定
	伯太幼稚園	649	2,222	-	昭和58年	R3.3廃園

※今後整備予定の施設

(3) 延べ床面積の推移

(㎡)

項目	延床面積		増減 (R3.3→R9.4)	
	R3.3	R9.4	増減面積	増減率
小学校・中学校・義務教育学校	215,474	198,347	▲17,127	▲7.9%
保育所・幼稚園・認定こども園	11,705	8,920	▲2,785	▲23.8%
合計	227,179	207,267	▲19,912	▲8.8%

※廃校又は廃園を行った施設については、延床面積を「0」で計上

4 児童数等の推移

児童生徒数については、第二次ベビーブーム世代が就学期を迎えた昭和 60 年頃をピークに減少傾向にあったものの、トリヴェール和泉などの新住宅地開発による人口流入により、一時的に微増に転じたが、その後は横ばいから減少の傾向にあり、今後もこうした傾向は継続すると見られている。

学級数についても、同様の傾向となることが推察される。

公立の保育所等に在籍する園児数については、平成 13 年度以降に進めた公立保育所の民営化や、民間の認定こども園及び保育所等の整備によって、近年減少傾向となっており、今後もこうした傾向は継続すると見られるが、女性の就業率増加等により、大きくは減少しない見込みである。

(1) 児童生徒数及び園児数の推移

① 小学校等

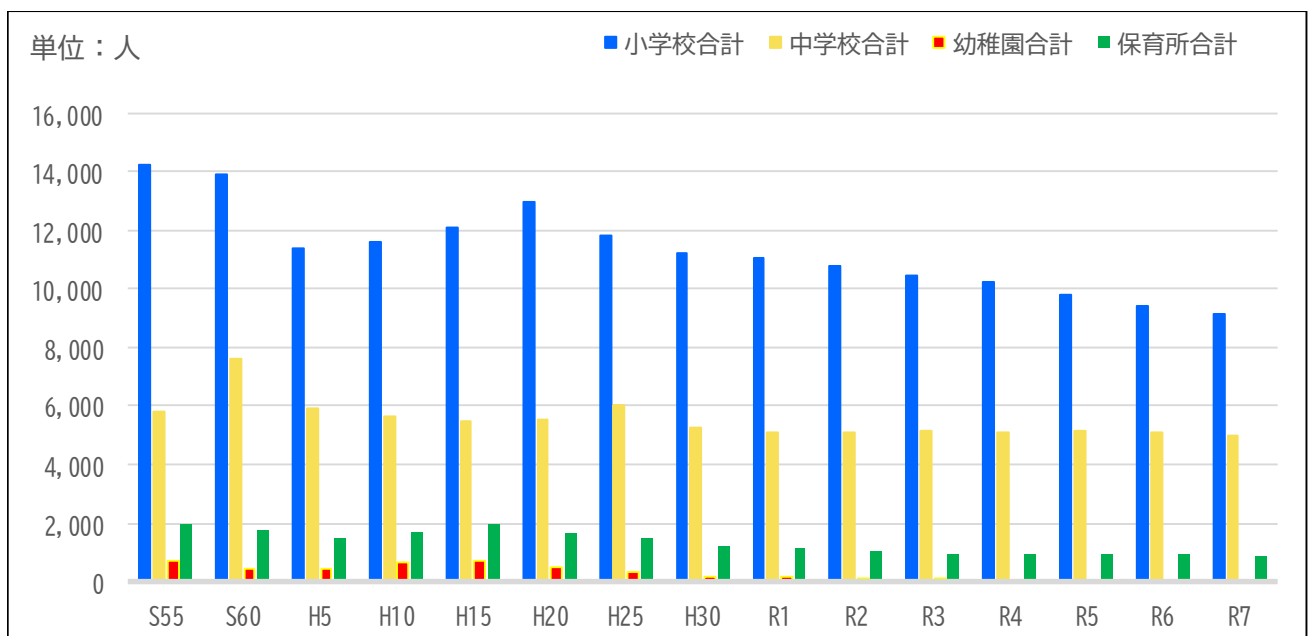
※各年5月1日現在	S55	S60	H5	H10	H15	H20	H25	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
国府小学校	1,088	1,008	994	1,192	1,066	1,108	1,071	889	860	788	753	730	684	669	619
和気小学校	874	972	1,028	994	1,088	1,059	811	680	660	640	641	641	606	578	564
伯太小学校	963	765	454	446	496	508	443	562	568	565	550	513	481	464	433
池上小学校	626	532	353	335	347	347	269	202	207	198	192	192	177	172	166
黒鳥小学校	643	529	416	404	418	522	432	467	470	497	506	516	507	487	459
芦部小学校	923	948	694	620	581	601	646	695	689	652	632	599	567	521	487
北池田小学校	854	993	1,008	944	979	1,042	900	699	696	683	665	654	632	623	600
いびき野小学校			168	1,036	1,189	1,122	846	869	881	879	871	897	855	796	749
南池田小学校	974	761	632	554	574	620	540	498	477	488	465	455	441	461	484
光明台南小学校	157	1,031	536	278	333	500	549	493	454	420	369	333	303	271	247
光明台北小学校		224	762	602	571	716	780	671	651	590	559	505	455	409	350
緑ヶ丘小学校	1,344	1,016	596	599	973	774	785	726	702	687	666	624	576	561	517
青葉はつが野小学校						714	1,032	1,323	1,318	1,267	1,175	1,119	1,022	927	824
北松尾小学校	917	771	483	613	764	921	856	758	730	725	706	684	674	645	644
幸小学校	377	245	242	279	302	275	195	105	106	104	98	107	107	111	111
信太小学校	1,067	800	574	523	529	513	499	496	473	453	430	430	413	420	422
鶴山台北小学校	1,078	1,050	879	875	784	655	434	377	367	368	341	317	302	269	256
鶴山台南小学校	1,158	1,202	726	552	422	422	305	260	243	211	201	202	175	179	180
南松尾はつが野学園(前期)								173	245	306	393	495	583	647	737
横尾学園(前期)															270
南松尾小学校	392	341	296	276	229	160	115								
横山小学校	707	583	440	383	362	329	234	179	160	155	140	139	124	118	
南横山小学校	117	107	96	103	71	82	86	93	97	106	107	99	97	108	
小学校合計	14,259	13,878	11,377	11,608	12,078	12,990	11,828	11,215	11,054	10,782	10,460	10,251	9,781	9,436	9,119

※各年5月1日現在	S55	S60	H5	H10	H15	H20	H25	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
和泉中学校	1,185	1,286	905	857	858	877	983	839	837	833	857	868	874	867	864
郷荘中学校	778	1,046	848	809	738	772	750	627	636	647	651	640	650	651	634
石尾中学校	1,543	1,398	542	473	559	650	836	760	730	688	673	663	682	675	641
北池田中学校			558	795	980	917	981	779	710	680	675	656	694	701	721
南池田中学校		824	523	422	368	504	685	726	761	801	844	849	836	799	768
光明台中学校	68	446	755	608	443	432	570	606	584	576	575	550	546	517	477
富秋中学校	511	579	331	272	313	302	278	199	169	153	141	143	144	134	141
信太中学校	1,055	1,391	977	1,022	850	795	753	525	506	526	529	520	493	469	438
南松尾はつが野学園(後期)								57	58	64	60	98	124	162	188
横尾学園(後期)															124
南松尾中学校	195	202	127	141	127	97	47								
横尾中学校	451	428	329	241	247	190	169	128	119	106	132	122	127	107	
中学校合計	5,786	7,600	5,895	5,640	5,483	5,536	6,052	5,246	5,110	5,074	5,137	5,109	5,170	5,082	4,996

②保育所等

※各年5月1日現在	S55	S60	H5	H10	H15	H20	H25	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
国府幼稚園	117	69	179	201	184	127	85	79	79	79	57	58	49	44	33
北松尾幼稚園	108	58	20	121	140	116	113	53	57	50	40	24	24	12	12
南池田幼稚園	71	26													
南松尾幼稚園	55	50	28	18	29										
幸幼稚園	48	66	36	71	67	42	42								
横山幼稚園	68	50	22	23	38	18	10								
北池田幼稚園	91	77	90	120	128	95	57	24	7						
伯太幼稚園	153	55	68	85	125	74	53	37	18	11					
幼稚園合計	711	451	443	639	711	472	360	193	161	140	97	82	73	56	45

※各年5月1日現在	S55	S60	H5	H10	H15	H20	H25	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
芦部保育園	121	125	82	117	140	122	125	138	141	115	103	98	99	110	90
北池田保育園	110	97	104	122	141	132	140	142	134	120	108	103	108	120	126
北松尾保育園	105	74	88	128	149	148	138	148	148	144	138	141	135	135	138
和泉保育園	115	69	45	124	140	135	134	144	139	128	125	129	130	129	122
国府第一保育園	137	129	115	131	145	143	132	149	140	135	128	121	124	125	113
国府第二保育園	92	102	79	106	135	135	123	119	114	110	93	88	78	75	83
鶴山台第一保育園	110	102	107	118	141	120	104	109	102	80	80	70	46	28	15
緑ヶ丘保育園	122	103	84	116	149	138	140	131	117	107	107	118	121	121	125
くすのき保育園	109	98	89	111	121	110	88	103	89	82	74	82	85	84	91
信太第二保育園	45														
ひまわり保育園	130	98	79												
南松尾保育園	88	71	43	43	36										
幸保育園	63	101	119	105	132										
信太第一保育園	159	70	52	32	30										
南池田第一保育園	97	118	88	116	142	129	129								
南池田第二保育園	53	39	26	47	39	45	18								
横山第一保育園	44	48	29	31	41	32	12								
横山第二保育園	61	53	24	26	50	30	15								
南横山保育園	26	53	35	36	30	35	12								
あさひ保育園	92	88	78	98	113	100	75								
鶴山台第二保育園	108	106	99	112	124	92	74	35	13						
保育所合計	1,987	1,744	1,465	1,719	1,998	1,646	1,459	1,218	1,137	1,021	956	950	926	927	903

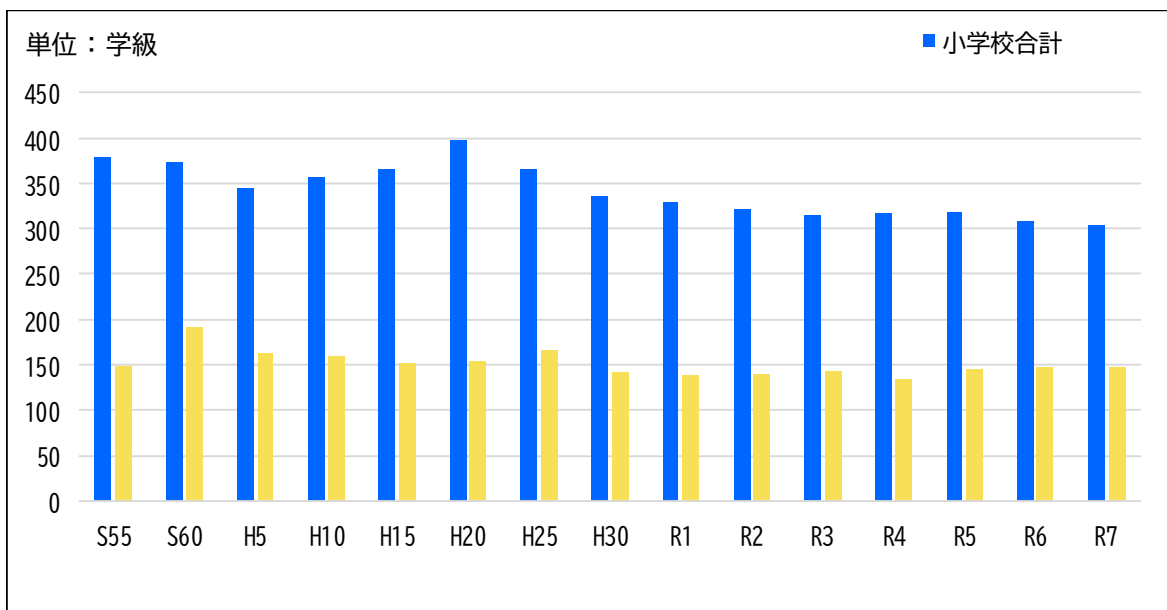


【児童生徒数及び園児数の推移】

(2) 学級数の推移 ※支援学級は除く

※各年5月1日現在	S55	S60	H5	H10	H15	H20	H25	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
国府小学校	27	24	26	32	30	32	30	24	24	22	22	22	22	21	20
和気小学校	23	24	29	27	30	31	24	19	18	18	18	19	19	18	19
伯太小学校	24	20	14	14	14	16	14	17	18	18	16	15	14	14	13
池上小学校	17	15	12	12	12	12	10	7	7	6	7	6	6	6	6
黒鳥小学校	17	15	12	12	13	17	12	14	14	15	14	16	18	16	14
芦部小学校	25	24	21	18	18	18	20	20	19	18	18	19	19	18	18
北池田小学校	22	24	28	26	27	31	26	20	19	19	18	18	18	18	18
いぶき野小学校			7	29	33	30	25	25	25	24	24	25	25	24	22
南池田小学校	24	20	19	18	18	19	16	14	14	16	15	14	15	15	16
光明台南小学校	6	25	17	11	12	15	18	16	14	13	12	12	12	11	10
光明台北小学校		8	22	18	17	20	23	18	18	17	17	16	15	14	13
緑ヶ丘小学校	33	25	18	18	27	23	23	19	19	19	20	19	18	18	17
青葉はつが野小学校						22	29	36	36	34	31	30	29	26	26
北松尾小学校	24	21	15	19	23	26	25	23	22	21	20	20	21	20	20
幸小学校	12	10	10	12	12	12	7	6	6	6	6	6	6	6	6
信太小学校	31	26	19	18	17	17	17	16	15	14	13	14	13	13	12
鶴山台北小学校	26	27	24	24	23	19	13	12	12	12	12	11	11	9	11
鶴山台南小学校	30	30	20	18	13	14	12	9	7	6	6	7	7	7	7
南松尾はつが野学園(前期)								7	8	10	13	16	18	21	24
榎尾学園(前期)															12
南松尾小学校	12	12	12	12	9	6	6								
横山小学校	19	16	14	13	12	12	10	7	7	7	6	6	6	6	
南横山小学校	6	6	6	6	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
小学校合計	378	372	345	357	365	398	366	335	328	321	314	317	318	307	304

※各年5月1日現在	S55	S60	H5	H10	H15	H20	H25	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
和泉中学校	29	30	23	23	23	24	26	21	21	23	24	21	24	24	24
郷荘中学校	18	24	23	21	20	21	21	17	17	18	18	16	18	18	18
石尾中学校	35	33	15	13	15	18	22	20	19	18	18	16	17	18	18
北池田中学校			15	22	26	24	26	20	18	18	18	18	18	19	20
南池田中学校		20	14	12	10	14	18	19	20	21	22	22	22	22	22
光明台中学校	4	11	20	17	12	12	15	16	15	15	15	15	15	15	14
富秋中学校	17	18	10	9	10	10	9	6	5	6	5	5	6	5	6
信太中学校	27	38	29	30	22	21	20	14	14	14	15	13	14	13	13
南松尾はつが野学園(後期)								3	3	3	3	4	5	6	6
榎尾学園(後期)															6
南松尾中学校	6	6	5	5	6	4	3								
榎尾中学校	12	10	9	7	7	6	6	5	5	4	5	4	5	6	
中学校合計	148	190	163	159	151	154	166	141	137	140	143	134	144	146	147



【学級数の推移】

第3章 教育施設等の適正配置

1 基本的な考え方

小学校等の適正配置や、保育所等の配置計画については、「和泉市公共施設等総合管理計画改訂版」や「公立保育園・公立幼稚園のあり方に基づく整備方針」に基づき、整理する。

2 施設一体型義務教育学校の導入

(1) 標準的な学校規模

学校教育法施行規則における標準的な学校規模は、下表の通り、定められている。

	学級数	児童生徒数（学級数×35人）
小学校	12～18学級（1学年2～3学級）	420人～630人
中学校	12～18学級（1学年4～6学級）	420人～630人
義務教育学校	18～27学級（1学年2～3学級）	630人～945人

※地域の実態その他特別の事情があるときは、この限りではない。

小規模校化が進むと、「クラス替えができない、クラブ活動や部活動の種類が限定される、人間関係が限定され多様な考えや個性に触れる機会が減少する」などの課題が生じる恐れがある。

一方、適正規模を超える大規模校には、「同学年でも顔や名前を知らないなど人間関係が希薄化する、学校行事において一人一人が活躍する場や機会が少なくなる」などの課題が生じる恐れがある。

(2) 適正配置の考え方

上記を踏まえ、児童生徒数の状況、校舎の状況及び小中一貫校化した場合の教育環境等を勘案し、施設一体型義務教育学校導入を決定するものとする。

(3) 当初計画の策定以降の取組み

○令和7年4月に、槇尾中学校、横山小学校及び南横山小学校を統合し、施設一体型義務教育学校「槇尾学園」を開校

- ・横山小学校については、校舎等を除却のうえで売却することを基本としつつ、南部地域の定住・活性化の観点から、民間利便施設や住宅、広場機能等広く様々な活用について、民間事業者の提案も調査の上、効果的な活用を検討している。
- ・南横山小学校については、槇尾学園の教育活動の場として利用するほか、他の小学校等も利用可能な、地域とも連携した豊かな自然を活かした教育活動の場として活用している。

○令和9年4月には、富秋中学校、池上小学校及び幸小学校を統合し、施設一体型義務教育学校「(仮称) 富秋学園」の開校を予定している。

- ・池上小学校については、廃校後、富秋中学校区等まちづくりの観点から、校舎等を除却した上で、定住促進のための住宅の誘導及び交流用途（池上町会館等）の配置により、地域住民と転入者とのコミュニティ活性に寄与する拠点づくりを図る。
- ・幸小学校については、廃校後、富秋中学校区等まちづくりの観点から、校舎等を除却した上で、生活利便性に寄与する商業施設を誘導し、周辺において、公共施設の再編や民間施設の誘導などを行い、「まちの顔」とした拠点づくりを図る。

(4) 今後の取組み

○光明台中学校区においては、令和12年度の児童生徒数（R7.5.1時点 児童推計）が945人を下回り、単学級が発生する見込みであるため、施設一体型義務教育学校の導入など学校適正配置に向けた取組みを進める。

○信太中学校区においては、中学校区全体としては、一定規模の児童生徒数が確保される見込みであるが、大規模住宅開発に伴う児童生徒数の増加や、（仮称）富秋学園への就学希望による児童生徒数の減少など、児童生徒数の推移が見込みにくい状況にあるため、それらの状況を注視しつつ学校適正配置の実施時期を検討する。

※「富秋中学校区」、「光明台中学校区」及び「信太中学校区」の3校区については、後述の大規模改修は実施しないものの、必要に応じて、その他改修や修繕、備品対応等により、消防設備や防火設備、トイレ等をはじめとした学校環境の改善を優先的に実施する。

○南横山小学校については、当面の間、既存校舎及び体育館を活用することとし、築60年となる令和13年度を意識し、令和10年度を目途に、この間の利用状況に鑑みた教育活動の場としての活用方法を検討する。

○その他、現時点で施設一体型義務教育学校の開校を予定していない校区については、本計画に基づき、既存校舎等の大規模改修や設備改修等を実施し、原則として、長寿命化を図るものの、子どもたちの将来を見据えた良好な教育環境確保を念頭に、児童生徒数や校舎の老朽化状況等を勘案し、建替えや統合、施設一体型義務教育学校の導入など、学校の適正配置の検討を進める。

3 保育所等の配置計画

(1) 「公立保育所・公立幼稚園のあり方に基づく整備方針」に基づく考え方

北部、北西部、中南部の地域の拠点園を認定こども園として整備し、その他の地域については、地域の園児数や今後の保育ニーズ、民間園の整備状況等を見極めつつ、施設の長寿命化を図りながら、廃園時期を検討する。

(2) 当初計画の策定から現在までの取組み

○令和3年3月末で伯太幼稚園を廃園

(3) 今後の取組み

○令和8年3月末で芦部保育園を廃園し民営化するとともに、鶴山台第一保育園を廃園

○北松尾幼稚園と北松尾保育園について、幼児教育の環境向上及び保育定員の拡充による待機児童の抑制を図るため、既存の園舎を改修し、統合することにより、令和8年4月に本市初の公立幼保連携型認定こども園である「北松尾こども園」の開園を予定している。

○令和9年4月には、和泉保育園と国府幼稚園を統合し、「(仮称) いずみ国府こども園」の開園を予定している。

※保育所等における今後の方針

【令和8年3月現在】

	園名	築年数 (年)	対応方針	対応時期
北部	★くすのき保育園	51	認定こども園化を検討	未定
	鶴山台第一保育園	53	廃園・除却	R8.3.31廃園予定
北西部	★国府幼稚園	32	統合し、認定こども園化 (仮称)いずみ国府こども園を新築整備	R9.4.1開園予定 (両園はR9.3.31廃園予定)
	★和泉保育園	31		
	芦部保育園	50	統合し、民営化。 ただし、国府第二保育園の統合につ いて時期を検討。	R8.4.1 民間こども園の開園予定 (芦部保育園はR8.3.31廃園予定)
	国府第二保育園	52	芦部保育園は廃園後、除却。	未定
	国府第一保育園	55	廃園時期を検討	未定
	伯太幼稚園	—	廃園・除却	R3.3.31廃園(R5除却)
中南部	★北松尾幼稚園	28	統合し、認定こども園化 既存園舎を改修し、北松尾こども園を 整備	R8.4.1開園予定 (両園はR8.3.31廃園予定)
	★北松尾保育園	34		
	北池田保育園	39	廃園時期を検討	未定
	緑ヶ丘保育園	52	廃園時期を検討	未定

★は、拠点園として、公立認定こども園を整備予定

第4章 小学校等の長寿命化に係る基本的な方針

1 基本的な考え方

教育施設等の多くが老朽化しているところであるが、原則として、建替えではなく、大規模改修等による長寿命化を図るものとする。また、施設の建替え等に伴うライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化を図るため、可能な限り校舎等を使用することとし、目標耐用年数を 80 年に設定する。

2 長寿命化の具体的な内容

(1) 大規模改修

① 改修内容

外壁改修及び屋上防水改修を計画的に実施する。

② 対象

外壁や屋上防水の改修履歴がない築 20 年以上（令和 8 年 3 月現在）の校舎を対象とする。

改修対象については、当初計画では 40 棟としていたが、「光明台中学校区」及び「信太中学校区」の 14 棟を除くとともに、新たに築 20 年を経過した青葉はつが野小学校の 2 棟を加え、本計画期間内では合計 28 棟とする。

（令和 5 年度から令和 14 年度の 10 年間を目途に 28 棟で大規模改修を実施）

※想定事業費：約 6,000 百万円

(2) 大規模改修に併せて実施する改修

以下の改修については、必要に応じて、大規模改修に併せて実施する。

① 消防設備・防火設備改修

消防設備や防火設備の改修履歴がない築 20 年以上（令和 8 年 3 月現在）の学校を対象に、屋内消火栓設備や自動火災報知設備等の「消防設備」と、防火扉等の「防火設備」の改修を計画的に実施する。

（改修の緊急性等を勘案し、必要に応じて、大規模改修とは別途実施）

② トイレ改修

洋式化未対応のトイレについては、計画的に洋式化や乾式化の改修を実施する。

（必要に応じて、修繕等により、大規模改修とは別途実施）

③改修状況一覧表

学校名	総棟数	対象外棟数				大規模改修対象棟数	改修内容			
		義務教育 学校検討	築20年 未満	改修履歴 有	合計	R5~R14	屋上 外壁	トイレ	消防 設備	防火 設備
		①				②	① - ②			
小学校	国府小	3				3	3	1	○	○
	和気小	2			2	2			(○)	(○)
	伯太小	3			1	1	2	2		○
	池上小	1	1			1				
	黒鳥小	1			1	1				(○)
	芦部小	2					2	1		○
	北池田小	2					2	2	(○)	○
	いぶき野小	2					2	2	○	○
	南池田小	2			1	1	1	1	(○)	(○)
	光明台南小	2	2			2			(○)	(○)
	光明台北小	2	2			2			(○)	(○)
	緑ヶ丘小	3			1	1	2	2	○	○
	青葉はつが野小	2					2	2		○
	北松尾小	4		2	1	3	1	1	○	○
	幸小	2	2			2				
	信太小	2	2			2			(○)	(○)
	鶴山台北小	3	3			3			(○)	(○)
鶴山台南小	2	2			2			(○)	(○)	
小計	40	14	2	7	23	17	17	6	12	16
中学校	和泉中	3			1	1	2	2		○
	郷荘中	3			2	2	1	1	(○)	(○)
	石尾中	3			1	1	2	2	1	(○)
	北池田中	3					3	3	3	○
	南池田中	3					3	3	2	○
	光明台中	3	3			3			(○)	(○)
	富秋中	3	3			3			(○)	
	信太中	3	3			3			(○)	(○)
小計	24	9		4	13	11	11	7	6	7
義務教育 学校	南松尾はつが野学園	3		3		3				
	槇尾学園	1		1		1				
	小計	4		4		4				
総計	68	23	6	11	40	28	28	13	18	23

※上記の表における棟数については、実際の棟数ではなく、工事単位での棟数を示している。
 ※消防・防火設備 () は大規模改修と別途実施予定の学校

3 改修計画

小学校等の大規模改修の改修計画については、築年数だけで整理するのではなく、以下の考え方に基
づき改修順を整理し、改修計画を決定する。

<整理の考え方>

①消防設備及び防火設備改修の優先実施

消防設備及び防火設備の点検結果に基づき、対応が必要な設備については、令和9年度までに改
修を完了するよう、優先的に改修を実施する。

②トイレ改修の優先実施

トイレ改修が必要な棟について、令和12年度までに改修を完了するよう、優先的に改修を実施
する。

③老朽化順位の整理

「コンクリートの中性化状況」及び「建築基準法第12条に基づく定期点検における建物健全
度」の2項目について、それぞれ点数化した上で合算し、点数が低い順に老朽化順位を決定す
る。

(いずれもA～Dまでの4段階で判定。建物健全度の算定については、20頁参照。)

コンクリートの中性化状況の算定については、A=100点 B=75点 C=40点 D=10点)

⇒消防設備や防火設備、トイレの改修を可能な限り優先的に実施するとともに、老朽化順位や各年
度における改修工事の事業量を勘案し、以下のとおり、改修計画を決定する。(コンクリート中
性化試験の結果を踏まえ、全棟において、躯体の耐用年数内に改修を実施。)

※令和7年度までに改修が完了した3棟及び、既に実施設計が完了している令和8年度改修予定
の5棟を除く、20棟を対象とし、新たに改修計画を整理。

<③老朽化順位一覧>

学校名	点数			順位	学校名	点数			順位
	コンクリート 中性化試験	健全度	(合計)			コンクリート 中性化試験	健全度	(合計)	
和泉中学校①	10	21	31	1	石尾中学校②	75	40	115	11
北松尾小学校①	40	39	79	2	緑ヶ丘小学校①	75	48	123	12
和泉中学校②	40	46	86	3	北池田中学校②	75	48	123	12
南池田小学校①	75	13	88	4	南池田中学校②	75	49	124	14
伯太小学校②	75	18	93	5	国府小学校②	75	49	124	14
南池田中学校③	75	24	99	6	北池田中学校③	75	62	137	16
北池田小学校①	75	24	99	6	国府小学校③	100	49	149	17
いびぎ野小学校②	75	33	108	8	芦部小学校②	100	55	155	18
芦部小学校①	75	36	111	9	青葉はつが野小学校①	—	—	—	19
石尾中学校①	75	39	114	10	青葉はつが野小学校②	—	—	—	19

※対象が複数棟ある学校は棟ごとに分けて記載。

※青葉はつが野小については、コンクリート中性化試験は未実施であるが、築年数が最も新しいため、老朽化順位は下位に設定。

<改修計画>

①既に改修時期が決定している取組み (R5～R8)

施工年度	学校名	その他改修
R5	北池田中学校①	消防設備・防火設備・トイレ
R6	いぶき野小学校①	消防設備・防火設備・トイレ
R7	国府小学校①	消防設備・防火設備
R8	南池田中学校①	消防設備・防火設備・トイレ
	緑ヶ丘小学校①	消防設備・防火設備
	北池田小学校①	防火設備・トイレ
	伯太小学校①	防火設備
	郷荘中学校①	トイレ

②今後の取組み (R9～R14)

施工年度	学校名	その他改修
R9	北松尾小学校①	消防設備・防火設備
	芦部小学校①	防火設備
	和泉中学校①	防火設備
	北池田小学校②	トイレ
R10	いぶき野小学校②	トイレ
	石尾中学校①	トイレ
	和泉中学校②	
R11	北池田中学校②	トイレ
	南池田中学校②	トイレ
	伯太小学校②	
	南池田小学校①	
R12	国府小学校②	トイレ
	芦部小学校②	トイレ
	北池田中学校③	トイレ
	南池田中学校③	
R13	青葉はつが野小学校①	防火設備
	緑ヶ丘小学校②	
	石尾中学校②	
R14	国府小学校③	
	青葉はつが野小学校②	

※参考 建築基準法第12条に基づく定期点検における建物健全度の算出について

＜学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書（平成29年3月 文部科学省）抜粋＞

＜建築基準法第12条に基づく定期の報告、検査等(12条点検)＞

建築基準法では、建築物を適切に維持管理し安全を確保するため、建築物の所有者又は管理者に対し、損傷や腐食等の劣化状況について、定期に、一級建築士等による調査・点検を実施させなければならないとしている（建築基準法第12条）。対象施設・設備、及び調査・点検の項目・方法・判定基準は、国土交通省告示において定められている。

点検周期	点検部位	点検項目	
3年以内ごと	建築物(敷地・構造)	敷地及び地盤 地盤 敷地 塀 擁壁等	
		建築物の外部 基礎 土台(木造に限る) 外壁(躯体等、外装仕上げ材等、窓サッシ等、広告板等)	劣化状況調査票の項目 → 2 外壁
		屋上及び屋根 屋上周り 屋根 機器及び工作物	→ 1 屋根・屋上
		建築物の内部 防火区画 壁の室内に面する部分(躯体等、防火区画を構成する壁) 床(躯体等、防火区画を構成する床) 天井 照明器具・懸垂物等 石綿等を添加した建築材料	→ 3 内部仕上げ
		避難施設等 階段 排煙設備等 非常用の照明装置	
		その他 特殊な構造(膜構造建築物の膜体・取付け部材等、免震構造建築物の免震層・免震装置) 避難設備 煙突	
1年以内ごと	昇降機	エレベーター エスカレーター 小荷物専用昇降機	→ 4 電気設備
		防火設備 防火戸 防火シャッター等駆動装置との連動	→ 2 外壁 → 3 内部仕上げ
	建築設備(昇降機を除く)	換気設備 (居室等の)機械換気設備 (調理室等の)自然換気設備及び機械換気設備 (居室等の)防火ダンパー等	→ 5 機械設備
		排煙設備 排煙機 その他(機械排煙設備の排煙口・排煙風道、防火ダンパー、特殊な構造の排煙設備の排煙口及び給気口・給気風道・給気送風機) 特殊避難階段の付室及び非常用エレベーターの乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口 可動防煙壁 自家発電装置 エンジン直結の排煙機	
		非常用の照明装置 電池内蔵形の蓄電池 電源別置形の蓄電池 自家発電装置	→ 4 電気設備
		給水設備及び排水設備 飲料用の配管及び排水配管 飲料用の給水タンク及び貯水タンク並びに給水ポンプ 排水槽 給湯設備 排水再利用配管設備 その他(衛生器具、排水管)	→ 5 機械設備

評価基準

目視による評価【屋根・屋上、外壁】

評価	基準
良好 A	概ね良好
B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)
C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)
劣化 D	早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し施設運営に支障を与えている)等

経過年数による評価 【内部仕上、電気設備、 機械設備】

評価	基準
良好 A	20年未満
B	20～40年
C	40年以上
劣化 D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

健全度の算定

健全度とは、各建物の部位について劣化状況を4段階で評価し、100点満点で数値化した評価指標である。①部位の評価点と②部位のコスト配分を下表のように定め、③健全度を100点満点で算定する。なお、②部位のコスト配分は、文部科学省の「長寿命化改良事業」の校舎の改修比率算定表を参考に設定することが考えられる。下表は、同算定表における外装と建具（外部）を合わせて外壁とし、内装と建具（内部）を合わせて内部仕上げとし、機械設備に昇降機を含め、「長寿命化」の改修比率を屋根・屋上と外壁に按分している。（下記例では6%を案分している。）

部位を追加・変更する場合は、適宜コスト配分を設定し直す必要がある

①部位の評価点

	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

③健全度

$$\text{総和(部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分)} \div 66$$

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っている。
※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

(右図「劣化状況調査票」記入例における健全度計算例)

②部位のコスト配分(例)

部位	コスト配分
1 屋根・屋上	4.2
2 外壁	14.9
3 内部仕上げ	21.3
4 電気設備	9.0
5 機械設備	16.6
計	66

	評価	評価点	配分	
1 屋根・屋上	C	40	4.2	= 168
2 外壁	D	10	14.9	= 149
3 内部仕上げ	B	75	21.3	= 1,598
4 電気設備	A	100	9.0	= 900
5 機械設備	C	40	16.6	= 664
計				3,479
				÷ 66
				健全度 53

第5章 その他の改修に係る基本的な方針

1 保育所等の環境改善

(1) 基本的な考え方

「公立保育所・公立幼稚園のあり方に基づく整備方針」を策定した令和元年度以降、民間園の新設や、既存民間園の認定こども園移行により、保育環境の整備は進められたものの、北西部地域や中部地域の保育ニーズは増加傾向にあり、現在は中部地域において待機児童が発生している状況となっている。

このような状況を踏まえ、「和泉市こどもまんなか計画」においては、就学前児童数の減少に伴い、今後の保育ニーズについては減少に転じるが大きく減少しない見込みのため、「現在の保育供給体制を継続していくことが重要である」と位置づけた。

以上のことから、現在の保育供給体制を継続していくため、将来的には廃園を予定している保育所等についても、当面の間は現在の施設を活用していく見通しであることから、園児が安全快適に過ごせるよう環境改善を図るため、必要な改修や修繕等を実施する。

改修対象については、廃園時期が決定している園を除く6園とする。

なお、今後、「公立保育所・公立幼稚園のあり方に基づく整備方針」等の見直しが行われた場合は、その状況に応じて、改修の対象や内容等についても、併せて検討する。

※改修対象園（令和8年3月現在）

北池田保育園、国府第一保育園、国府第二保育園、緑ヶ丘保育園、くすのき保育園、北松尾こども園（北松尾幼稚園・北松尾保育園）

(2) 改修計画について

保育所等の環境改善に係る改修については、可能な限り早期に取り組むため、令和10年度以降、原則として、毎年1園ずつ改修し、令和15年度を目途に全ての改修を完了する予定としている。

具体的な改修計画については、「公立保育園・公立幼稚園のあり方に基づく整備方針」に基づく、各園の廃園時期の検討状況等を勘案し、整理する。

2 小学校等の給食室のドライ化改修

(1) 基本的な考え方

給食施設についても、校舎と同様に老朽化が進んでいることから、老朽化対策及び衛生環境の向上を図るため、給食室のドライ化改修を計画的に実施する必要がある。

改修対象校については、「富秋中学校区」、「光明台中学校区」及び「信太中学校区」を除く、その他の校区のうち、ドライ化改修が未実施である8校とする。

※改修対象校

和気小学校、伯太小学校、黒鳥小学校、芦部小学校、北池田小学校、いびき野小学校、南池田小学校、緑ヶ丘小学校

(2) 改修計画について

令和9年度以降、年1校程度改修し、令和18年度を目途に、全ての改修を完了する予定している。

具体的な改修計画については、各小学校における給食施設の老朽化状況に大きな差異がないことから、築年数だけで改修順を整理するのではなく、他の観点から検討する必要がある。

現在、ドライ化改修が完了した小学校等から、順次、給食調理業務委託の導入を進めており、ドライ化改修の改修順については、当該業務委託における複数校の一括発注の時期を勘案して整理する必要があるため、令和9年度はいぶき野小学校、令和10年度は和気小学校にて改修することとし、令和11年度以降は、給食施設で必要となる改修内容も精査しながら、今後検討する。

3 プール跡地の活用

現在、段階的に進めている水泳授業の民間屋内プール施設への業務委託について、令和10年には、全ての小学校等における業務委託が完了することから、学校プール施設の跡地活用の検討が必要となっている。

学校プール施設の跡地活用については、他の自治体の事例等も踏まえると、運動広場や駐車場、校舎や体育館等の建設用地だけでなく、除却の上で民間へ売却するなど、様々な活用方策の選択肢がある。

※活用方策の例

運動広場、駐車場、校舎や体育館等の建設用地、学校施設以外での活用（防災備蓄倉庫、留守家庭児童会）、民間売却 等

しかしながら、学校プール施設については、火災発生時の消火活動において重要な役割を担っていることから、消防本部との協議に基づき、除却する場合は、学校敷地内に新たな防火水槽の設置が必要となる。

また、前述のとおり、今後は、(仮称)富秋学園の整備や小学校等の大規模改修、保育所等の環境改善などに優先的に取り組む必要があることから、当面の間については、原則として、学校プール施設の除却は行わないものとし、現況のまま管理を行うこととする。ただし、学校の状況に応じて、有効な活用方策が検討できる場合などは、新たな防火水槽の設置を含め、跡地活用を検討する。

※学校プール一覧

	学校名	建築年	築年数 (R7時点)	敷地面積	プールの 接道状況
小学校	国府小学校	昭和62年	39年	1,006㎡	○
	和気小学校	昭和49年	52年	996㎡	○
	伯太小学校	平成元年	37年	951㎡	○
	池上小学校	昭和56年	45年	923㎡	R9以降 除却
	黒鳥小学校	昭和48年	53年	1,027㎡	×
	芦部小学校	昭和63年	38年	999㎡	×
	北池田小学校	平成26年	12年	974㎡	○
	いびき野小学校	平成4年	34年	1,035㎡	×
	南池田小学校	昭和63年	38年	934㎡	○
	光明台南小学校	昭和55年	46年	972㎡	適正配置 検討
	光明台北小学校	昭和60年	41年	987㎡	適正配置 検討
	緑ヶ丘小学校	昭和52年	49年	1,057㎡	○
	青葉はつが野小学校	平成18年	20年	1,102㎡	×
	北松尾小学校	昭和62年	39年	895㎡	○
	幸小学校	昭和51年	50年	1,217㎡	R9以降 除却
	信太小学校	昭和46年	55年	1,035㎡	適正配置 検討
	鶴山台北小学校	昭和50年	51年	977㎡	適正配置 検討
	鶴山台南小学校	昭和48年	53年	1,005㎡	適正配置 検討
中学校	和泉中学校	昭和60年	41年	1,224㎡	○
	郷荘中学校	昭和49年	52年	1,043㎡	○
	石尾中学校	昭和59年	42年	998㎡	×
	北池田中学校	平成4年	34年	839㎡	×
	南池田中学校	昭和58年	43年	1,039㎡	×
	光明台中学校	昭和58年	43年	829㎡	適正配置 検討
	富秋中学校	昭和51年	50年	912㎡	R8除却
	信太中学校	昭和50年	51年	1,037㎡	適正配置 検討
義務教育 学校	南松尾はつが野学園	平成28年	10年	1,133㎡	×

4 その他の改修

(1) これまでの取組み

○体育館非構造部材耐震化等改修

安全安心な教育環境確保のため、平成 27 年度以降、体育館の非構造部材耐震化等改修を計画的に実施し、令和 7 年度で対象校の改修が完了

○空調整備

熱中症対策及び災害時における避難所の環境改善等を図るため、小学校等の普通教室や特別教室、体育館、給食室における空調整備を計画的に実施し、令和 7 年度で対象校の整備が完了

(2) 今後の取組み

○照明の LED 化改修

現在、多くの教育施設等における照明は、蛍光灯を使用しているが、令和 9 年で蛍光灯の製造・輸出入が終了することから、教育施設等における照明について、計画的な LED 化改修を実施する。

○その他の改修等

本計画に記載の改修だけでなく、施設や設備の劣化状況や不具合の緊急性等を勘案し、必要な改修や修繕等をできるだけ早期に実施する。

5 各種改修の年次計画

計画期間内における各改修事業の年次計画は以下のとおりとする。

<これまでの取組み (R3~R7) >

項目		計画期間内の対象	R3	R4	R5	R6	R7
大規模改修		28棟			1棟	1棟	1棟
消防設備改修		18校	3校	2校	2校	3校	3校
防火設備改修		23校	1校		3校	4校	4校
トイレ改修		13校			1校	1校	
保育園等環境改善		6園					
体育館非構造部材耐震化等		5校	1校			2校	2校
空調整備	体育館	25校	9校			11校	5校
	特別教室・給食室 等	24校				12校	12校
給食室ドライ化改修		9校				1校	

<今後の取組み (R8~R18) >

項目		R8	R9	R10	R11	R12	R13
大規模改修		5棟	4棟	3棟	4棟	4棟	3棟
消防設備改修		3校	2校				
防火設備改修		5校	4校	1校			1校
トイレ改修		3校	1校	2校	2校	3校	
保育園等環境改善				1園	1園	1園	1園
体育館非構造部材耐震化等							
空調整備	体育館						
	特別教室・給食室 等						
給食室ドライ化改修			1校	1校	1校	1校	

項目		R14	R15	R16	R17	R18
大規模改修		2棟				
消防設備改修						
防火設備改修						
トイレ改修						
保育園等環境改善		1園	1園			
体育館非構造部材耐震化等						
空調整備	体育館					
	特別教室・給食室 等					
給食室ドライ化改修			1校	1校	1校	1校

第6章 長寿命化計画の継続的運用方針

1 定期点検による老朽化状況の継続的な把握

事後保全的な改修から予防保全的な改修への方針転換をするためには、教育施設等の老朽化状況を踏まえた改修計画の整理が必要であり、また、継続的に老朽化の状況を把握する体制を構築することが求められる。

そのため、現在実施している法定点検等を活用して、老朽化の状況を整理し、一元的に管理できる仕組みを構築する。

2 関連部局等の連携推進

教育施設等は地域において重要な役割を担う施設であるため、特に統廃合を行う際には、関連部局が情報を共有し、適切な連携体制を構築する。

また、日常的な問題箇所の把握や施設運営の課題発見は、各教育施設等における役割も大きいため、教育委員会事務局だけでなく、庁内の関係部署や教育施設等における関係者が情報を共有し、劣化箇所の修繕や予防保全的な改修等に適切に対応できる体制づくりに取り組む。

3 PDCA サイクル等に基づく事業推進及び事業計画の見直し

本計画の推進にあたっては、事業の進捗状況に応じて、その内容を把握・評価し、実施内容や計画の達成状況に基づき、適切に改善することが求められることから、PDCA (Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善)) サイクルの考えに基づく事業推進に取り組む。

なお、本計画における各種改修等は現時点における予定であり、市の財政収支や財源確保の状況を踏まえつつ、社会情勢の変化や施設の老朽化状況に応じて柔軟に事業を見直すとともに、本計画の変更を行うものとする。

和泉市教育施設等長寿命化計画改訂版

発行 令和8年(2026年)3月

和泉市教育委員会事務局

教育・子ども部 学校園管理室

令和8(2026)年度 学校に対する指示事項

和泉の子どものために



和泉市教育委員会

目 次

はじめに	P.1
和泉市教育大綱・和泉市教育振興基本計画について	P.3
令和8年度の実施の重点	P.4
Ⅰ 確かな学力を育成する実施の充実	
① 学習指導要領の確実な実施	P.6
② 学力向上の実施の充実	P.6
③ 英語によるコミュニケーションを図る資質・能力の育成	P.7
④ 読書教育及び学校図書館の活用・充実	P.7
Ⅱ 児童生徒の規律・規範の確立と豊かな心の育み	
① 道徳教育の充実	P.9
② 人権教育の推進	P.9
③ キャリア教育・進路指導の推進	P.9
④ いじめ防止の実施	P.10
⑤ 「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進	P.10
⑥ 不登校児童生徒、その保護者に対する適切な支援	P.11
⑦ 国旗・国歌の指導	P.12
Ⅲ 学校・家庭・地域の連携による安全で安心な学校づくり	
① 「和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例」にかかる実施の推進	P.13
② 家庭教育支援の充実	P.13
③ 児童虐待防止等の実施	P.13
④ 幼稚園・保育園・こども園等と小学校・義務教育学校の協働	P.14
⑤ 学校安全・防災教育の充実	P.14
⑥ 薬物乱用防止教育・性教育の推進	P.15
⑦ 児童生徒の健康と体力づくりの推進	P.15
⑧ 生徒の自主性を尊重した部活動の実施の推進	P.16
⑨ 教育コミュニティづくりの推進	P.17
Ⅳ 教職員の資質向上と学校運営体制の確立	
① 小中一貫教育の推進	P.18
② 教職員の資質向上と組織的・継続的な人材育成	P.18
③ 教職員のサービスの徹底	P.19
④ 学校の組織力向上	P.20
和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例	P.21

※ 「小学校及び義務教育学校前期課程」（以下「小学校」と表記する）

※ 「中学校及び義務教育学校後期課程」（以下「中学校」と表記する）

はじめに

現代はますます混迷の時代に突入し、各国において強者の論理が横行し、出口の見えない国際紛争、非人道的な戦争が今も絶えることなく続いており、世界は「分断」という、最も恐るべき流れに向かっております。今、まさに地球規模の「平和」「共生」「人道」「人権」「環境」「未来」について、一人ひとりがその尊さに、気づき、守り、生み出し、次の時代へつなげていく行動に移す必要に迫られています。

このような時代のうねりの中で、これからの時代を「生き抜いていくための資質・能力の土台」を子どもたち一人ひとりが身につけていくための教育のあり方が問われています。

教育の目的は児童生徒の幸福にあります。ただし、幸福の概念、形、あり方等は一人ひとり異なります。その上で言えること、それは、私一人だけの幸福はなく、他者一人だけの幸福もありません。「自他ともの中に、人とのつながりの中で幸福はある」と考えます。

これは令和7年9月に開催された中央教育審議会(論点整理)において、次期学習指導要領の方向性として、予測困難な社会に生きる子どもたちに対し、『生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手を「みんな」で育む』ことが示されたことと繋がります。

中央教育審議会では特に、自ら問いを見つけ、多様な他者ととともに協働し、試行錯誤を繰り返しながら、主体的に判断していく学びとして「探究的な学び」が大きく取り上げられています。

昭和23年から昭和24年に文部省が刊行した「民主主義」には「民主主義の根本原理は、人間の尊重である。この精神に従って、まず要求されるのは、生徒の個性を重んじ、それを正しく伸ばしていくこと(中略)先生は生徒に対して理解ある指導を与え、生徒の興味を刺激して、その個性と才能を存分に発揮させるようにする。例えば、絵の上手な生徒には絵を描かせ、理科に興味を持つ者には、進んで動植物の研究や、物理化学の実験などをさせる。従って生徒の方も、先生が教えてくれるのを待って、それだけを覚えるといった受け身の態度をやめて、自分から進んで知識を求めていくようにならなければならない」と記されており、個別最適な学び、探究的な姿勢に近い発想がすでに戦後間もない頃から求められてきていたことがうかがえます。

「教育」の語源「エデュカチオ」(ラテン語)には「引き出す」という意味があり、教育は単に知識を詰め込んでいくものでなく、「その人らしさ」を引き出す営みです。

また、教育の手法として「盆栽型」と「栽培型」という言葉があります。「盆栽型」は、子どもを“型にはめる”教育。盆栽の枝を、曲がりたくもない方向に針金で矯正するように、子どもの個性や可能性を無視して基本的訓練だけを徹底し、一定の型に押し込めていく手法。一方、「栽培型」は、子どもが伸びたい方向を重んじ、サポートする教育で、あらかじめ決められた“理想像”に従って育てるのではなく、その子の関心や好奇心を内面から引き出すように行われる手法。言い換えるとすなわち、前者は教師主導型、後者は教師伴走型となり、和泉市がめざすのは後者となります。

教師が伴走し「探究的な学び」を進めていく中で大切にしなければならない視点は、「多様な他者と協働し学びが深まる実感を子どもたちが持つこと」、「異なる背景をもつ子ども

たちが、学校という同じ空間に集い、共に学び、遊ぶ中で、“同じ仲間なんだ”という意識を育てていくこと」、そして「“共に生きる感覚”を養うこと」。

競争ではなく協力して生きていく社会の担い手を育てていく教育を積極的に進めて参りたい。

そのために和泉市は以下の通り令和8年度も様々な施策に取り組みます。

○「1人1台の学習者用端末」活用充実の一助として、電子黒板機能付き大型モニターを更新します。

○子どもたちがデジタル空間で協働し、知を創造する授業(NEXT GIGA)への転換を加速させ、「情報活用能力」の育成によって、「質の高い探究的な学び」を推進します。

○学校力向上に向け学校個別支援に係るモデル事業として、担当指導主事等のチームによる「徹底した伴走支援」に取り組みます。

○グローバルな視点を持ち、世界とつながるコミュニケーション能力の育成として、英語検定2級以上の取得をめざす生徒への、英語力向上支援講座の受講費用支援、英検補助制度の拡充や、姉妹都市ブルーミントン市との交流を継続します。

○「包摂的な学びの場の保障」として、不登校やそのきざしのある児童生徒に対しての校内教育支援センターの活用で、居場所と絆を保障する学校づくりをめざします。

また、教職員のウェルビーイングなくして、教育の質の向上はありません。スクールサポートスタッフ・スクールカウンセラーをはじめとする「学校支援チーム人材」の増配置に加え、「副校長・教頭マネジメント支援員」を新たに配置し、子どもたちや教職員と対話する時間を創出するとともに、管理職のマネジメント力の強化にも取り組みます。

さらに、本年度は「放課後のこどもの居場所づくり」など、地域で子どもを育てる環境整備を推進すべく、生涯学習推進室に地域教育推進担当を新たに設置します。

加えて、コミュニティ・スクールの仕組みを最大限に活かし、学校、地域・家庭が目標や課題を共有しながら、学校運営をすすめることで「社会に開かれた教育課程」の推進を図ります。

このほか、市独自の負担により小学校給食の無償化を実現し、中学校給食においても物価高騰分の保護者負担増を抑制します。

来る令和9年度には「(仮称)富秋学園」の開校や「槇尾山レクリエーションセンター」のリニューアルが控えております。各校においては、「和泉発」の新たな教育実践を創造する気概を持ち、「和泉の教育」を受けた子どもたちが、分断を乗り越え「協力・共生」を創造し、自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手と育ちゆく、特色ある取組みを進めていきたい。

本「指示事項」は、「和泉市教育振興基本計画」に即し、上記をはじめとした各事業の整理や、PDCAサイクルに基づく施策の点検・評価を行うため、学校教育における詳細を示した重要な指針です。常に「指示事項」を念頭に置きながら、日々の教育活動に邁進していただくことを期待します。

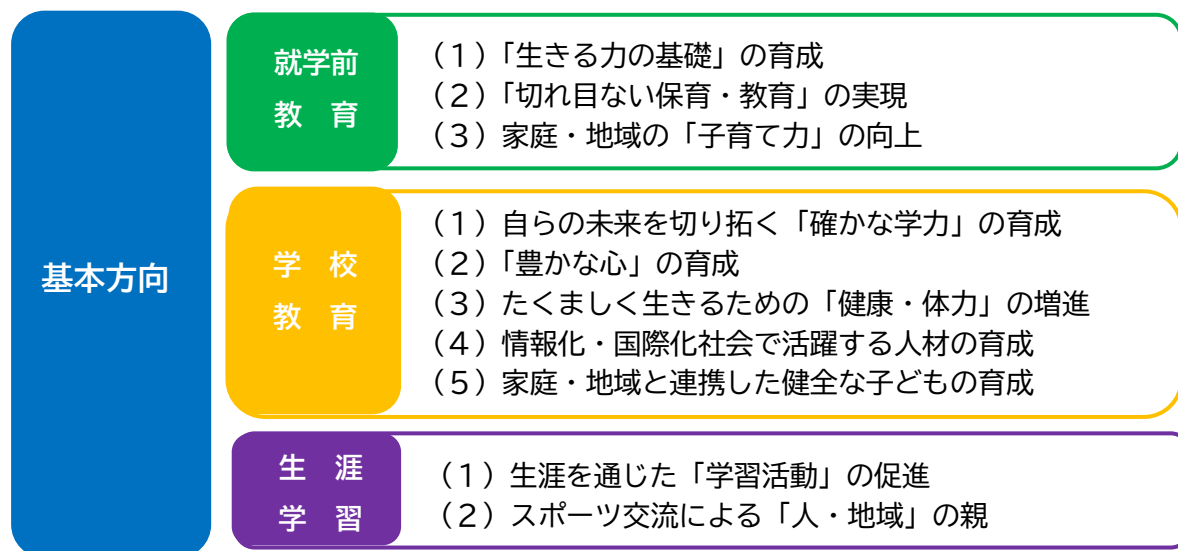
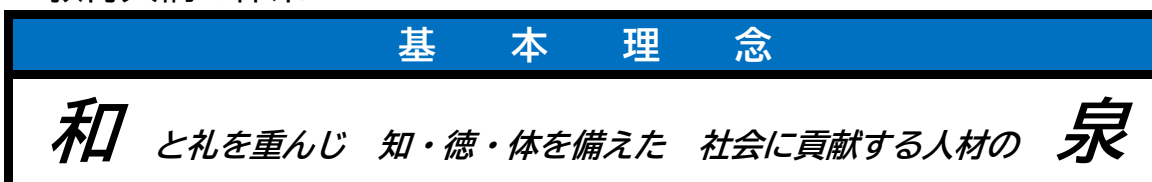
和泉市教育委員会 教育長
大槻亮志

和泉市教育大綱・和泉市教育振興基本計画について

<和泉市教育大綱の策定の趣旨>

- 平成 27 年 4 月 1 日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 の規定に基づき、和泉市における教育、学術及び文化の振興を図るための「基本理念」と「基本方向」を示すため、「和泉市教育大綱（以下「教育大綱」という。）」を平成 27 年 11 月に策定しました。
- 令和 3 年 4 月に「和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例」が制定され、また、新学習指導要領のスタート、ICT の急速な進展など、本市の教育を取り巻く環境はこれまでも大きく変化してきました。令和 4 年 3 月には、教育大綱の期間を概ね 5 年とする国の通知を踏まえ、普遍的な目標を示す「基本理念」は維持しつつ、施策の方向性を示す「基本方向」を改訂しました。

<教育大綱の体系>



<和泉市教育振興基本計画について>

- 和泉市教育振興基本計画とは、「教育大綱」の基本理念、基本方向に基づき、「基本方針編」では、取組活動の目標と方針を整理し、「行動計画編」では、実施する具体的取組項目を整理しています。
- 以降、和泉市教育振興基本計画と学校に対する指示事項の関係を示します。

令和8年度の実組みの重点 ～和泉市教育振興基本計画と学校に対する指示事項の関係～

○和泉市教育振興基本計画における学校教育の目標及び取組方針は、指示事項の実組みの重点4項目に、以下の通り反映し詳細を示しています。

(1) 自らの未来を切り拓く「確かな学力」の育成

- 豊かな知識や技能を身につけた児童生徒を育むことを目標に、基礎学力の確かな定着を図るとともに、社会の変化に対応した新たな教育に取り組めます。
- 主体的に判断・行動し、問題解決に導くことができる資質と能力を備えた児童生徒を育むため、「思考力・判断力・表現力」を身につけることができる教育に取り組めます。
- 児童生徒一人ひとりの学ぶ意欲と個性をひきだすため、教職員の資質と能力の向上を図るとともに、「わかる授業づくり」を推進します。

⇒指示事項 I 確かな学力を育成する取組みの充実
IV 教職員の資質向上と学校運営体制の確立

(2) 「豊かな心」の育成

- 人間性豊かな児童生徒を育むため、豊かな人権感覚をもって行動し、一人ひとりの価値観や性別・国籍・障がいなどの「多様性」を認め合うとともに、人を思いやり、一人ひとりの感性を大切にす教育を推進します。
- 規範意識と豊かな情操を培うよう、「いずみあいさつ運動」をはじめ、地域で子どもたちを温かく見守る人々との交流を促進します。
- だれもが安心して過ごせる学校づくりの推進のため、いじめ、暴力行為、不登校などの未然防止や早期発見、早期対応に向けて、必要な措置を講じるとともに、児童生徒が抱える課題の多様化に対応できる体制の構築に取り組めます。

⇒指示事項 II 児童生徒の規律・規範の確立と豊かな心の育み
III 学校・家庭・地域の連携による安全で安心な学校づくり

(3) たくましく生きるための「健康・体力」の増進

- 児童生徒の成長の基礎となる健康・体力を増進するため、運動習慣の定着に向けた取組み及び、心身両面の健全な発達を育む取組みを推進します。
- 児童生徒の心身の健康を増進するため、自校調理による安全で栄養バランスの良い学校給食を提供し、家庭・地域と連携した食育を推進するとともに、食への理解を深めます。
また、各種健康診断や学校内事故に対する対応体制の確保など、授業を受けるための環境支援に取り組みます。

⇒指示事項 Ⅱ 児童生徒の規律・規範の確立と豊かな心の育み
Ⅲ 学校・家庭・地域の連携による安全で安心な学校づくり

(4) 情報化・国際化社会で活躍する人材の育成

- 郷土和泉を誇りに思い、愛する心を育むため、郷土の伝統と文化を正しく理解し、深めるための教育に取り組みます。
- 世界の人々と協働し、国際社会に貢献する人材を育むため、国際社会への理解や英語力とコミュニケーション能力を高める教育に取り組みます。
- 社会の情報化に対応した資質と能力を育むため、デジタル機器を積極的に活用した教育に取り組みます。

⇒指示事項 Ⅰ 確かな学力を育成する取組みの充実

(5) 家庭・地域と連携した健全な子どもの育成

- 自ら進んで家庭で学習する児童・生徒を育むため、家庭・地域と連携し、基本的な生活習慣や社会的マナーを身につける教育に取り組みます。
- 社会総がかりで子どもを育む環境を整えるため、「地域とともに歩む学校づくり」を推進します。

⇒指示事項 Ⅲ 学校・家庭・地域の連携による安全で安心な学校づくり

(6) 教育環境の充実

- 学びの意欲を向上させる学習環境、安全・安心で快適な学校環境を提供します。

⇒指示事項 学校管理室に関する部分のため、指示事項に記載はありません。

I. 確かな学力を育成する取組みの充実

1 学習指導要領の確実な実施

- 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と、思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、多様な人々と協働しながら、自らの可能性を発揮する態度を養うこと。
- よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念のもと、学校教育目標の実現に向けて教育課程を編成するとともに、授業や行事等の教育活動の進捗状況等を振り返る等、学校の教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの充実を図ること。
- 児童生徒の負担や学校における働き方改革に配慮し、学校行事を精選・重点化するとともに、標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成する必要はないことに留意すること。
- 学習評価を行うにあたっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、児童生徒にどのような力が身についたかを的確にとらえるとともに、指導の改善につなげるため、指導と評価の一体化を充実させ、必要性・妥当性が認められないものは見直すこと。
- 児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合等においても、オンライン等を活用して、すべての児童生徒の学びの保障に努めること。

2 学力向上の取組みの充実

- 和泉の子どもたちに『望む未来を創り出す資質・能力』を育むために、「IZUMI 授業改善・授業力向上マップ」を指標とし、学習指導要領に基づく授業の実現に向け学校全体で取組みを進めること。
- すべての教科等で、学習の基盤となる言語能力及び情報活用能力を学校全体で育成すること。
- 課題解決に向け、必要な情報を読み取り、論理的に自分の考えを構築し、表現する等の活動を各教科等で計画的に行い、「総合的な読解力」を育成すること。
- 1人1台学習者用端末を活用する際には、発達段階に応じてICTを活用させる、目的・程度・場面を明確にし、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を図ること。
- ICT機器の使用にあたっては、児童生徒の発達段階に応じて、画面を見る時間・姿勢・視距離・休憩の取り方等について具体的に指導し、日常的に健康面への意識づけを行うこと。
- 生成AIの普及を踏まえ、情報の正誤判断、出典確認、情報の扱い方等について、発達段階に応じた情報モラル教育を計画的に実施すること。
- 生成AIの利活用にあたっては、国のガイドライン（初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（Ver.2.0））に基づき、教職員が仕組みや特性を理解したうえで指導・管理を行うこと。

- GIGA スクール構想推進事業の実施にあたっては、中学校区全体で取り組み、9年間で情報活用能力を体系的に育むこと。
- 「全国学力・学習状況調査」、「中学生チャレンジテスト」、「小学生すくすくウォッチ」等を活用し、児童生徒の学習状況を詳細に把握のうえ、分析し、自校の課題に正対した取組みを進めること。
- 授業改善の取組みを組織的かつ計画的に進めるために、具体的な取組みや達成目標、数値目標等を「主体的・対話的で深い和泉の学び育成プラン」に明記するとともに、学期ごとのチェック機能の充実を図り、PDCA サイクルに基づいた取組みを全教職員で進めること。
- 市内公開校内研修や「IZUMI e シェアリング」への事例提供、「標準学力調査」を実施するモデル校における実践事例等、授業改善の取組みを全学校に積極的に発信し、チーム和泉の一員として、学校や校種をこえて授業力向上に取り組むこと。
- 情報活用能力の育成にあたっては、「大阪府情報活用能力ステップシート」等を活用し、小中学校9年間を見据えた体系的な指導に努めること。

3 英語によるコミュニケーションを図る資質・能力の育成

- 全学校に配置している ALT を有効に活用し、児童生徒が英語に慣れ親しみ、主体的にコミュニケーションをとる意欲や態度を育成すること。
- 授業においては、「コミュニケーションを行う目的や場面、状況」の設定を工夫し、英語で表現し伝え合う力を育成するための言語活動を充実させること。
- ネイティブスピーカーの音声を聞いたり、やり取りしたりする機会を増やすために、1人1台学習者用端末の活用をはじめ、デジタルコンテンツも活用すること。
- 言語活動や文化を知る活動を通じ、多様な考え方に対する理解を深めたり、実社会・実生活とのつながりを考えたりするなど、探求的な学びとの関連を図ること。
- 指導及び評価計画の検討・作成にあたっては、中学校卒業時に英検3級相当以上の力を身につけさせることをめざすとともに、中学校区で一貫性のある学習到達目標を設定し、小学校と中学校の英語教育の円滑な接続に留意して取り組むこと。
- 英検3級以上の取得にあたっては、市の受験料補助制度を積極的に活用させるとともに、大阪府公立高校入試で一定程度の点数が保証される英検2級以上の取得にあたっては市の英語力向上支援講座の受講料補助を積極的に活用することを周知すること。

4 読書活動の推進及び学校図書館の活用・充実

- 児童生徒の読書活動を充実させるため、学校図書館全体計画に基づき、司書教諭及び学校図書館担当教員を中心に、学校図書館司書と協働し、学校図書館の読書・学習・情報センターとしての活用を推進すること。
- 授業以外の場面でも児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行うことができるよう学校図書館の環境を整備すること。

- 各教科等における学習や教科等横断的・探究的な学習において学校図書館を積極的に活用し、児童生徒の言語能力及び情報活用能力を育成すること。
- 学校図書館を活用した学習を進める際には、「言語能力をはぐくむモデル校」等の実践事例を参考にするとともに、「大阪府情報活用能力ステップシート」等を活用し、小中学校9年間を見据えた体系的な指導に努めること。

II. 児童生徒の規律・規範の確立と豊かな心の育み

1 道徳教育の充実

- 「和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例」(令和3年4月)を踏まえ、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築し、学校教育活動全体を通して学校が一体となって道徳教育を進めること。
- 道徳科の授業においては、道徳的価値について教材や体験等から自らが考えたことについて、議論を通して多面的・多角的に考えを深化させる「考え、議論する道徳」とするよう授業改善を行うこと。
- 地域の人々の参画等によって、家庭や地域社会と一体となった道徳教育の取組みを推進し、積極的に情報発信すること。

2 人権教育の推進

- 様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるために、人権教育に係る国及び府・市の関係法令等に基づき、あらゆる教育活動において人権教育を計画的・総合的に推進すること。
- 市教育委員会等が主催する研修も活用するとともに、関係研究組織及び人権団体等との連携を充実させること。
- 校長を中心とした、人権侵害を許さない学校体制を構築し、教職員が差別事象等の人権侵害を見逃さない感覚を高めること。
- 差別事象が生じた際は、差別等を受けた児童生徒の人権を擁護することを基本とし、関係した児童生徒の背景をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に最大の努力を払うこと。
- 管理職及び人権担当教員を中心に組織的に対応するとともに、管理職は市教育委員会に速やかに報告し、連携して対応すること。

3 キャリア教育・進路指導の推進

- キャリア教育を通して、難しいことにも挑戦することや、粘り強く取り組むことの大切さを伝えること。
- 進路未定者の減少に向けた取組みを進め、高等学校等や関係機関と連携し、中途退学を防ぐために、進路選択支援事業等も活用し、適切な引継ぎや追指導に努めること。
- 日本語指導が必要な児童生徒の入国歴や家庭での使用言語などの生活背景を把握するとともに、「文化的言語的に多様な背景を持つ外国人児童生徒等のためのことばの発達と習得のものさし(略称「ことばの力のものさし)」など、評価や指導に係る資料の評価ツールの積極的な活用を図ること。
- 日本語指導が必要な児童生徒及び保護者に対して、学習や進路等に関する適切な情報提供に努めること。その際、府教育庁 Web ページ「帰国・渡日児童生徒学校生活サポ

ート」の「学校生活サポート」や「多言語版家庭学習教材」「進路選択に向けて」等を活用すること。

- 高等学校等への進学に関して、入学者選抜制度や受験上の配慮事項、申請手続き等、丁寧な説明をすること。

4 いじめ防止の取組み

- 生徒指導の基盤となる発達支持的生徒指導について、すべての児童生徒を対象に教育課程内外のすべての教育活動において取組みを推進すること。
- いじめは重大な人権侵害であることをすべての教職員が認識し、児童生徒の人権感覚を育成するために、教職員自ら人権意識を絶えず見直し、いじめを許さない学校風土を醸成するとともに、教職員の資質向上のため、いじめに関する研修を複数回実施すること。
- いじめの定義を理解した上で、インターネットや SNS を通じて行われるいじめも含め、「いじめは誰にでも、どこでも起こりうる」という認識を持ち、道徳や学級活動等における児童生徒主体のいじめ防止の取組みを実施するなど、課題未然防止教育を実施すること。
- いじめの予兆発見と迅速な対処のため、スクリーニングやアンケート、面談等による気づきと被害児童生徒の安全確保等、課題の早期発見に努めること。
- いじめを認知した際には、「いじめ対応チェックリスト」(令和6年3月)等を活用し、学校いじめ対策組織を中心に、被害児童生徒の心情に寄り添い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家を活用するとともに、関係諸機関との連携も含め、組織的かつ適切に対応すること。
- いじめにより重大な被害が生じた疑いがあるときは、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(令和6年8月改訂)、「和泉市いじめ事案【性被害事案】の初期対応マニュアル」(令和3年3月)等を参考に、迅速かつ適切に対応すること。
- 「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月)や「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月)の趣旨を踏まえ、「和泉市いじめ防止基本方針」(令和7年3月改訂)、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止に組織的に取り組むこと。
- 「学校いじめ防止基本方針」は毎年見直し、HPへ掲載するとともに、児童生徒や保護者等へ年度当初などに必ず説明し、広く周知すること。
- スクールカウンセラー等の専門家と協働し、教職員の「SOSの受け止め方に関する研修」や、児童生徒の発達段階に応じた「SOSの出し方に関する教育」を実施すること。

5 「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進

- 特別の教育課程の編成にあたっては、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえ、児童生徒の障がいの状況や心身の発達等を考慮のうえ、実態に応じた教育課程を編成すること。

- 一人ひとりの障がいの特性への対応や教育的ニーズに応じた適切な指導・支援が行われるよう、市や府の研修を活用するとともに、支援学校による支援教育地域支援整備事業及び市リーディングチーム等を活用することにより、すべての教職員の専門性を計画的に向上させること。
- 通級による指導を行い特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校教育要領自立活動編に示される自立活動の内容を参考とし、単なる教科指導とならないよう、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた適切なものにする。
- 通級指導教室における学びを通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導担当教員と担任の連携はもとより、校内における支援体制を充実させること。
- 交流及び共同学習の実施にあたっては、教育課程上の位置づけや児童生徒の指導目標の明確化と適切な評価が行われるよう、必要となる合理的配慮の検討、提供等を支援学級担任及び通常の学級担任で連携して実施すること。
- 支援学級介助員、特別支援教育支援員、学校看護師配置校においては、支援教育コーディネーター及び支援学級担任等を中心に、児童生徒の障がいの状況等に合わせた介助・支援方法、医療的ケア手技等について、関係者で組織する定期的な会議を行うこと。
- 介助や医療的ケアが必要な児童生徒への理解、緊急時の対応等の研修を実施し、必要に応じて福祉機関や医療機関と連携すること。
- 医療的ケアが必要な児童生徒を受け入れる学校においては、発災に備えた対応について取り決めるとともに、危機管理マニュアルに明記し、必要に応じて個別の対応訓練等を実施すること。

6 不登校児童生徒、その保護者に対する適切な支援

- すべての児童生徒にとって、学校が安心して過ごせる居場所となり、子どもどうしの絆を感じることができる活動の場となるよう、教育活動全体で自己肯定感や自己有用感を高めることができる魅力ある学校づくりを推進し、不登校の未然防止に努めること。
- 不登校に至る背景が多様化・複雑化していることに鑑み、専門家も含めたチームで児童生徒の状況を多面的にアセスメントし、本人や家庭の状況及びニーズを丁寧に把握しながら、個に応じた適切な支援を行うこと。
- すべての教職員が適切に不登校の早期発見・早期対応できるよう、各校で作成した「6つのレベルに応じた欠席・長欠・不登校対応チャート」や「スクリーニングシート」「長欠調査」等を活用し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームによる教育相談体制を構築するとともに、日頃の授業観察等を通じて、不登校の兆しの把握に努めること。
- 常に本人・保護者の心情に寄り添いながら、個に応じた支援を進めるため、「6つのレベルに応じた欠席・長欠・不登校対応チャート」のレベルに応じて「オンライング

リーン」や「ほっとスペースグリーン」、ICT等を活用し、教育の機会確保を含めた多様な支援を行うこと。

- 校内の教室以外の居場所として「校内教育支援センター」を設置し、環境整備や機能充実に努めるとともに、民間団体等も含めた関係機関との連携を図り、学びにアクセスできない子どもをなくすこと。
- 市教育支援センター（グリーンルーム）については、適切な時期に保護者へ情報提供を行うとともに、利用に際しては、利用の目的や目標を明確にするため、教育センター職員が参加する学校主体のケース会議を実施し、共通理解を図ること。
- 個々の不登校の状態等に応じて、市教育支援センター（グリーンルーム）や府不登校支援センター、フリースクール等の民間団体等と連携したり、校内教育支援センターを活用したりするなど、児童生徒に合った支援につなげること。
- 上記の機関や自宅等での学習の評価を適切に行うこと。学習の評価を行う際は、在籍する学校の教育課程上、適切と判断できる学習内容とすることを関係機関等と共有したり、保護者との十分な協力関係を保つこと。
- 不登校児童生徒との関わりを継続するとともに、定期的に児童生徒の状況を把握し、都度よりよい支援の方向性を検討すること。
- 新規不登校者を生み出さない、再度不登校にさせないために、新学年への進級時、特に小学校への就学や中学校への進学の際には、校園種間を含む関係機関とこれまでの教育や保育の内容についての情報共有等の連携を適切に行い、「人間関係」「環境」「ルール」等、支援の一貫性が保たれるよう円滑に接続すること。
- 中学校3年生及び義務教育学校9年生で不登校状態にある生徒に対しては、本人や家庭の状況やニーズを丁寧に把握したうえで、進路相談等において、進路・就職先や卒業後の支援先等、必要な情報を提供し、生徒が自らの進路を主体的に選択できるように努めること。

7 国旗・国歌の指導

- 入学式・卒業式をはじめとする学校行事においては、学校生活に有意義な変化や折りめをつけ、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機づけとなる意義を踏まえ、学習指導要領に基づき、国旗掲揚・国歌斉唱が適切に実施されるよう指導を徹底すること。
- 「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」の趣旨を踏まえ、教職員は教育公務員として市民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱にあたっては起立し斉唱すること。

Ⅲ. 学校・家庭・地域の連携による安全で安心な学校づくり

1 「和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例」にかかる取組みの推進

- 「和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例」（令和3年4月）の目的や基本理念、内容等について、すべての教職員の共通理解を図るとともに、児童生徒、保護者等にも周知、啓発すること。
- 広く地域や家庭に子どもの様子、学校の取組み等を発信し、学校教育活動への協働・連携の意識の醸成を図るべくブログ等を通じた情報発信に取り組むこと。

2 家庭教育支援の充実

- 家庭や子どもを取り巻く環境が著しく変化する中、すべての保護者や児童生徒が「家庭教育に関する学習や相談」ができる体制を構築し、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭教育を充実させること。
- 子どもたちの基本的な生活習慣の確立や自らを律する力の育成の一助として家庭教育に関する啓発及び学習機会の提供や保護者のための研修会の実施等により、保護者の主体的な学びを促進すること。

3 児童虐待防止等の取組み

- 教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年11月）や「児童虐待防止マニュアル」（令和3年11月）等に基づき、児童生徒のわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払うとともに、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、早期発見・早期対応に努めること。
- 欠席が継続している児童生徒に対して、定期的な安全確認を行うこと。
- 正当な事由がなく休業日を除き引き続き7日欠席をした場合は、学校教育室に情報提供し協議のうえ、和泉市子育て支援室に通告すること。
- 児童虐待を受けた、またはその疑いがあると思われる児童生徒を発見した場合には、確証がなくても速やかに和泉市子育て支援室へ通告し、同時に学校教育室にも共有すること。ただし、大阪府貝塚子ども家庭センター（以下、子ども家庭センター）が直接通告を求めているケースについては、子ども家庭センターへ通告し、同時に学校教育室にも共有すること。
- 要保護児童対策地域協議会において、虐待ケース（要保護及び要支援児童）として登録されている、もしくは子ども家庭センターが必要と認める児童生徒について、各学期に1回以上、和泉市子育て支援室へ情報を提供すること。
- 不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握したときは、速やかに和泉市子育て支援室へ情報提供又は通告し、同時に学校教育室にも共有すること。
- 一時保護が解除され帰宅した児童生徒については、ささいな変化も見逃さず、子ども

家庭センター等と日常的に連携すること。

- ヤングケアラーなどの家庭環境に関わる課題については、教職員が発見しやすい立場であることを踏まえ、教職員の理解を深めるとともに、児童生徒の生活実態アンケートの結果等を活用して実態を把握し、スクールソーシャルワーカー等の専門家や和泉市子育て支援室と連携し、必要な支援につなぐこと。

4 幼稚園・保育園・こども園等と小学校・義務教育学校の協働

- 子どもに関わるすべての大人が連携し、幼児と児童の交流だけにとどまらず、幼保こ小合同研修会や授業参観等を実施し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」や小学校の教育課程等を踏まえて、子どもたちの「安心・成長・自立」を育むこと。
- 義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間の「架け橋期」においては、幼保こ小が意識的に協働し、子どもたちに育みたい資質・能力を中心に話し合い、幼児期の遊びを通じた学びと小学校の学びをつなぐこと。
- 「和泉市スタートカリキュラムガイド」や「実践事例集」を活用し、スタートカリキュラムの実践を通じて、学びの土台を築くとともに、地域の実態に応じた活動内容を工夫し指導を充実させること。
- 「かけはしカリキュラム」の作成・活用を通じ、基本的な方針や保育・教育課程を幼保こ小で共有すること。
- 家庭や地域との連携を十分に図り、子どもたちの生活の連続性を持って架け橋期の取組みを展開すること。
※令和8年度から、保育園等を所管することも未来室が市長部局に移管されるが、これまでの取組みを減速させることなく、さらなる発展に向けて取組みを進めること。

5 学校安全・防災教育の充実

- 南海トラフ地震等への自然災害への備えや事故等の未然防止の観点から、児童生徒の命を守るため、学校の実態に応じ地域と連携して安全確保や安全管理に取り組むこと。
- 「学校保健安全法」に基づく具体的な実施計画である学校安全計画は、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、『生活安全』『交通安全』『災害安全』の3領域すべての観点から策定すること。
- 「【和泉市】学校における非常変災等対応マニュアル～地震(津波)・風水害等から大切な命を守るために～」(令和5年9月)に基づき、日頃から教職員への連絡方法や配備体制、参集について周知徹底し、万一の事件・事故・災害等に備えた危機管理体制を確立すること。
- 「大阪880万人訓練」にあわせた訓練や地域と連携した訓練等を行うことにより、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成するとともに「共助」に関する意識の向上を図る防災教育を充実させること。

- 児童生徒の安全を確保するために、不審者侵入防止等の対策を周知徹底し、地域で子どもたちを守る視点を持ち、子どもの安全確保についてきめ細かな対応を行うこと。
- 地域・保護者と連携し、日常的に通学路等の把握を行い、必要に応じて危険箇所やグリーンベルト等について和泉市通学路等交通安全対策推進協議会へ状況報告や改善要望を行うこと。
- 小学校における「地域安全センター」等を拠点とし、スクールガード・リーダーをはじめ、来校者受付員や見守り隊等の地域の学校安全ボランティアと連携すること。
- 学校内外において、授業中、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等における必要な措置を講じ、児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に努めること。
- 各学校作成の学校危機管理マニュアルが、より実効性のあるものとなるよう適宜点検・見直しを行い、危機管理体制の確立を図ること。
- 不審者侵入防止に関わる防犯対策については、「校門」「校門から校舎への入り口まで」「校舎への入り口」の3段階のチェック体制について記載し、実行すること。
- 令和8年4月1日施行の改正道路交通法及び大阪府自転車条例を踏まえ、警察や交通安全教育指導員等と連携し、交通安全教室を開催するなど交通安全に係る指導を充実させること。
- 通学・部活動等、学校教育活動において、自転車を利用する場合について、ヘルメットの着用を徹底させ、保険加入状況を把握すること。

6 薬物乱用防止教育・性教育の推進

- すべての教職員が共通理解のもと、児童生徒の発達段階を踏まえた大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育や性に関する指導を充実させること。
- 大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育（飲酒・喫煙・医薬品の適正使用含む）を学校保健計画に位置づけ、専門家の協力を得るなどして学校教育活動全体を通じて取り組むこと。
- 中学校及び義務教育学校（後期課程）において、薬物乱用防止についての授業を実施すること。
- ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について理解したうえで、実態に応じた性に関する指導を充実させること。
- 文部科学省が作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材・指導手引き等を積極的に活用すること。

7 児童生徒の健康と体力づくりの推進

- 学校における体育活動を活性化する取り組み等を増やすとともに、地域・家庭でスポーツ活動に親しむ機会を増やすよう啓発することにより、児童生徒の運動習慣を育み、体力づくりを図ること。
- 児童生徒の体力状況を正確に把握・分析するとともに、学校全体で授業等の工夫・改

- 善を行い、体力づくりを推進すること。
- 学校教育活動全体を通して、保健・安全・衛生管理に関する指導を徹底し、体育活動や食物アレルギー等に係る事故防止や、熱中症・感染症・食中毒等の予防に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行える体制を構築すること。
 - 関係者と連携を図りながら、健康教育・食育・学校保健を充実させること。
 - 各学校の「体力づくり推進計画」に基づき、体力向上の取組みを充実させること。
 - 体育活動等の事故防止に向け、安全指導、安全点検、児童生徒の健康管理を徹底すること。
 - 熱中症予防においては、水分補給や休憩の時間を設定するとともに、児童生徒への健康観察や健康管理を徹底し、収集した情報をもとに、活動の中止や延期、見直し等を含め適切に対応すること。
 - 屋外での体育活動の安全確保については、熱中症予防の他にも、天候の急変等に十分注意するとともに、落雷等の児童生徒の生命が脅かされる可能性があるると予測される時は、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を実施すること。
 - 「食に関する指導の全体計画」に基づいた食育を推進するとともに、栄養教諭等が中心となり、個別的な相談指導などを通して食に関する課題の改善に取り組むこと。
 - 健康教育の観点も含めた安全で安心な給食を実施すること。
 - すべての教職員が緊急時に対応できるよう、「和泉市学校給食における食物アレルギー対応の手引き」（令和6年1月改訂）に基づいた研修等の実施、事故防止体制の確立、食物アレルギーの対応を徹底すること。
 - 児童生徒の生活リズムの確立・向上に向けた取組みを推進すること。
 - 児童生徒の健康の保持増進に必要な資質・能力を育成するために、学校保健委員会を活用すること。
 - 「学校保健安全法」（令和5年5月改正）に基づいた学校保健計画を策定すること。
 - 「学校環境衛生基準」（令和6年4月改正）に基づき、安全で快適な教育環境を確保するための適切な維持管理、適切な検査結果の保管を行うこと。

8 生徒の自主性を尊重した部活動の取組みの推進

- 活動時間及び休養時間の設定、その他適切な部活動の取組みについては、「和泉市立学校に係る部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月）に基づき、各校で「部活動に係る活動方針」を毎年見直し、学校HP等で公表すること。
- 活動方針に則り、合理的かつ効率的に取り組むこと。
- 指導にあたっては、国等の通知及び中学校学習指導要領の内容を踏まえるとともに、部活動指導員の積極的な活用も含め、教職員の負担が過度にならないように、業務改善及び勤務時間管理等を行うこと。

9 教育コミュニティづくりの推進

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）での熟議を通し、地域とともに歩む学校運営体制の構築及び学校教育活動のさらなる充実を図ること。
- 学校が行う教育活動等に保護者や地域が主体的に参画できるよう取り組むとともに、中学校区の地域教育協議会や NPO、事業者、大学等とのネットワークづくりを一層推進すること。
- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）における熟議に基づき、地域学校協働活動を実施する体制を整えるとともに、地域の参画による教育活動の実施状況について PDCA サイクルにより検証を行い、役割分担や活動内容の見直しを図ること。

IV 教職員の資質向上と学校運営体制の確立

1 小中一貫教育の推進

- 子どもの実態に基づき中学校区の「めざす子ども像」を明確にし、すべての教育活動において9年間を見通した実践を行い、わくわく研修日等を活用した小中合同の会議や研修会、公開授業等の充実を図るとともに、「校区カレンダー」等を作成し、その取組みを保護者や地域へ積極的に情報を発信すること。
- 中学校区が運営単位と捉えられるよう、地域名と地域の思いがこめられた中学校区の愛称（学園名）を積極的に使用すること。
- 小中学校の教職員が連携してチームティーチングや出前授業等を行ったり、積極的に「いきいきスクール（兼務）」を活用したりするなど、中学校区での教職員間の連携を深め、指導力を向上させること。

2 教職員の資質向上と組織的・継続的な人材育成

- すべての教職員は教育に携わる公務員としての責務を自覚し、児童生徒の人格形成に関わる指導ができなければならないことから、市民の信頼に応えられるよう、自らの人権感覚や人権意識を高め、児童生徒に敬愛される豊かな人間性を培うこと。
- 児童生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、すべての教職員のICT活用における指導力を向上させること。
- 管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、とりわけ次世代の管理職・ミドルリーダーの育成を進めるとともに、教職経験年数の少ない教員の育成については、学校全体でチームとして指導力向上に努めること。
- 常に児童生徒の言動を新鮮に受け止める感性を持った教職員を育成するよう、学校全体で指導力の向上に取り組むこと。
- 小中一貫教育における小中学校教職員の協働により、教職員相互の指導力を向上させること。
- 「教職員の評価・育成システム」の円滑な実施により、教職員の意欲・資質能力を向上させるとともに学校を活性化させること。
- 校長は、児童生徒又は保護者による授業アンケートの結果を活用しながら、日頃からすべての教職員の授業観察を実施するなど職務遂行状況を的確に把握・記録し、教職員との意思疎通を図りつつ、日々の指導助言に努めること。
- 評価にあたっては、寛大化・中心化等に留意し、評価基準に照らして適正に行うこと。
- 校長を中心とした人権侵害を許さない学校体制づくりに向けて、すべての教職員が人権尊重の理念を正しく理解し、人権感覚及び人権意識を高められるよう、校内研修及び人権教育に関する研究授業の実施を推進するとともに、校外の研修の参加を促すなど、あらゆる機会を活用すること。
- 研修履歴の記録を活用して、管理職等による研修の受講奨励を含む適切な指導助言を

- 行うとともに、日常的な OJT を推進すること。
- 教職員の「働き方改革」や健康管理の観点から、長時間勤務の縮減を図るため、「和泉市立学校における働き方改革の取組指針」の趣旨について、すべての教職員に周知徹底する。
 - 「働き方改革」の取組みの推進にあたっては、「和泉市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の趣旨、内容を踏まえ、自校の現状や課題等をもとに適切に目標設定等を行い、主体的に取り組むとともに、取組みの検証及び改善を重ねていくこと。
 - 高ストレスや時間外在校等時間が長い傾向にある教職員等に向けては、医師による面接指導の受診勧奨を適切に行い、当該教員の業務の見直しや労働安全衛生管理を一層充実させること。
 - 「働き方改革」の視点で、校務支援システム・音声ガイダンス対応電話・中学校におけるデジタル採点・分析システムの導入、部活動指導員の配置やスクールサポートスタッフの効果的な活用・研究など、市教育委員会による業務軽減施策を実施しているところであることから、各校においても既存の教育活動について、児童生徒の実態等を踏まえ見直すとともに、効率的な学校運営体制の構築に取り組むこと。
 - 教職員のメンタルヘルス対策は、第一に予防的な取組みに重点を置き、本人のセルフケアの促進、校長等の個々の教職員に対するケアの充実、良好な職場環境・雰囲気醸成等の取組みを推進すること。

3 教職員のサービスの徹底

- 校長は、教職員が法令の遵守等、教育に携わる公務員としての自覚を一層高め、服務規律の徹底を図るべく、校内研修等あらゆる機会を活用し、不祥事の防止、根絶に向けて取り組むこと。
- 子どもの人権を著しく侵害する体罰行為は、法的に禁じられており、いかなる場合も絶対に許されないことを周知徹底し、体罰のない指導体制を構築すること。
- 児童生徒に対する体罰、性的な言動（わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付や SNS 等の発信、身体的接触、つきまとい等）また、痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚醒剤の所持や使用、飲酒運転等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例（令和3年10月）」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。
- 校内での盗撮防止にあたっては、教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行い、教室等を常に整理整頓し、カメラ等を設置できないような環境にすること。
- 不祥事の防止及び早期発見のため、児童生徒や教職員へのアンケートを実施する等、積極的に実態を把握するよう努めること。
- 児童生徒を守り育てる立場にある教員は、公務員として、児童生徒への性暴力等は絶対に行ってはならない。児童生徒へわいせつな行為を行った場合、同意の有無、

被害児童生徒が自校か他校の所属であるかを問わず、原則懲戒免職となることを周知すること。

- 教職員は、公教育の場にあつて、個人の尊厳を尊重する精神や規範意識を持ち、直接、児童生徒を指導する職責に鑑み、平素から自重自戒し厳正な服務規律を保つこと。
- 管理職は不祥事の発生を予防し未然防止を図るため、「不祥事防止ガイドブック」や過去事例、その他関係資料等を活用し、校内研修等において教職員が不祥事予防について自ら考える機会を積極的に設けるなど、所属教職員の指導監督を適切に行い、一層の服務規律の確保を図ること。
- 万一、事案が生じた場合には、校長は事実関係を的確に把握し、速やかに市教育委員会へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むこと。
- 管理職は、自らの職務上の権限を認識し、ハラスメントに対する正しい認識を十分に持ち、普段から教職員とのコミュニケーションを大切にするとともに、指導や助言に当たっても誤解や行き違いを生まないように留意すること。
- 職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることを、校内研修等を通じてすべての教職員に認識させ、性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、すべての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりを一層進めること。
- 学校事務の遂行にあたっては、PDCAサイクルのC（チェック）とA（アクション）に重きをおき、検証及び改善を徹底し、市教育委員会作成の「学校会計事務必携」「学校給食会計 事務の処理方法について」「学校徴収金取扱要項＜公費・市費負担区分等ガイドライン＞」に基づき、保護者や地域等から信頼される事務・会計処理を組織的かつ適切に行うこと。

4 学校の組織力向上

- 校長のリーダーシップのもと、教職員一人ひとりの良さが発揮できるよう互いに学び合い育ち合う同僚性を高めるとともに、一体となって学校組織のマネジメントを進めることができるよう、学校経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有すること。
- 学校教育自己診断を活用した自己評価を実施し、今日的な課題への対応を視野に入れ、様々な職種の専門性が発揮できる校内組織体制となるようPDCAサイクルに基づき見直すこと。
- 子どもに関わる諸課題の解決に向けて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールロイヤー・社会福祉士等の専門家及び多様な外部人材を含む教職員が、校長のリーダーシップのもと、「チーム学校」として、組織的・協働的に取り組むよう努めること。
- 災害、感染症等をはじめ、あらゆる危機管理事案に対しても、適切に対応できる組織や体制づくりを行い、適宜見直すこと。

和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例

和泉の子どもは、全てかけがえのない存在であり、和泉市の宝です。

子どもが夢と希望を持ち、人の痛みが分かり、人を思いやる心を大切にするよう、私たちには、子ども一人ひとりの個性を認め、差別、いじめ、暴力、虐待などから子どもを守り、心身ともに健やかに育つ環境を整える責任があります。

現在、我が国では、少子化による人口減少問題をはじめ、格差社会の広がりなど、子どもを取り巻く課題が山積する中、次代を担う子どもに、教育の機会均等を確保することがこれまで以上に求められています。

このためには、学校教育に加え、家庭の子育て環境の充実、さらには、地域による支援活動の推進など、社会総がかりで子どもに関わる取組を行うことが必要であり、この取組の充実により、子どもが社会に大きく羽ばたき、和泉市の明るい未来への発展にもつながります。

今こそ、豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統や文化薫る郷土和泉を愛する心を持って、これまで先人たちが築いてきた礎をもとに、「豊かな心と確かな学力、たくましく生きるための健康・体力を身に付けた輝く子どもを育む教育のまち和泉市」の実現をめざし、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、「生命・人格・人権」を尊重し、挨拶その他の礼儀を重んじ、感謝の心を持って、生涯を通して自分の個性を伸ばすことのできる人が育つ環境を整え、確保することで、豊かな心と確かな学力、たくましく生きるための健康及び体力を備えた、未来を担う子ども（以下「輝く子ども」という。）を育む教育のまち和泉市の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 父母、未成年後見人その他の子どもを現に養育する者をいう。
- (3) 学校園 小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園、保育所をいう。
- (4) 地域の団体等 本市の区域内で活動している社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）、青少年教育団体（PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条第2項に規定する青少年教育団体をいう。）、町会・自治会、こども会その他これらに類する団体及び地域住民をいう。
- (5) 事業者 事務所又は事務所の所在地に関わらず、市内で事業活動を行う者又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 輝く子どもを育む教育のまち和泉市の実現に当たり、基本理念は次のとおりとする。

- (1) 子どもが夢と希望を持って健やかに成長することを願い、子どもを温かく見守り、その人格を尊重することを基本とする。
- (2) 子どもの豊かな情操及び規範意識が育つための取組を推進することを基本とする。
- (3) 市長、教育委員会、学校園、保護者、地域の団体等及び事業者は、それぞれの責務及び役割を果たし、かつ、相互に連携協力し、子どもの健やかな成長を支援することを基本とする。

(市長の責務)

第4条 市長は、基本理念にのっとり、輝く子どもが育つよう、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 教育委員会及び学校園が、必要な施策や事業を遂行できるよう、教育委員会の機能強化や事業への配慮等、教育環境を整備すること。
- (2) 子どもの教育を受ける機会の均等が確保されるよう、子育て、福祉、雇用等の施策を展開すること。
- (3) 子どもが郷土和泉を誇りに思い、愛する心を持ち得るよう、知育、徳育及び体育の充実に資する施策を展開すること。
- (4) 教育委員会との連携が深まるよう、総合教育会議を充実させること。

(教育委員会の責務)

第5条 教育委員会は、基本理念にのっとり、輝く子どもが育つ基盤整備、環境づくり及び学びの保障における中心的な役割を果たすため、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 学校園、保護者、地域の団体等及び事業者が相互に連携し、子どもの見守りに係る仕組みの立案及び展開並びに学校園への助言及び支援を行うこと。
- (2) 学びの保障に向けた学校園に対する必要な施策の展開並びに助言及び支援を行うこと。

(学校園の責務)

第6条 学校園は、基本理念にのっとり、子どもがその成長及び発達に応じて、主体的に学び、将来をひらく「生きる力」を身に付けることができるよう、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輝く子どもが育つ教育及び保育の推進並びに学びの保障を意識したより良い教育及び保育を行うこと。
- (2) 保護者、地域の団体等及び事業者と連携し、子どもの見守りを行うこと。
- (3) 機会を捉えて子どもの置かれている状況、課題等を分析し、教育委員会、保護者及び学校協議員又は学校運営協議会その他の関係機関と情報共有及び必要な対応を行うこと。
- (4) 各学校園間において、子どもの成長及び発達を踏まえ、教育及び保育の連続性を意識した連携を行うこと。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、基本理念にのっとり、家庭が子どもの健やかな育ちの基盤及びすべての教育の出発点であることから、子どもの教育及び保育に責任を持つ者として、次に掲げる役割を果たすよう努める。

- (1) 子どもに愛情を持ち、子どもが心身ともに安らげる家庭環境をつくること。
- (2) 家庭における学習の習慣化及び学習時間の十分な確保並びにそのための環境をつくること。
- (3) 子どもにとって望ましい食習慣その他の生活習慣を子どもとともに考え、行動することにより、基本的な生活習慣の形成を図ること。
- (4) 市、学校園等から要請される事項について、社会全体の取組として協力すること。

(地域の団体等の役割)

第8条 地域の団体等は、基本理念にのっとり、子どもを地域社会の一員として守り、育てることができるよう、次に掲げる役割を果たすよう努める。

- (1) 子どもが安心して教育及び保育を受けられるよう見守ること。
- (2) 学校園の教育及び保育を支援すること。
- (3) 子どもが健やかに成長する環境を確保すること。
- (4) 子どもが社会性を養うための活動や体験等を積極的に推進すること。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、社会的な影響力を有する者として、次に掲げる役割を果たすよう努める。

- (1) 子どもの健やかな成長を支援する活動を行うこと。
- (2) 市、学校園等が実施する子どもへの支援に関する施策等に協力すること。
- (3) 事業者は、雇用する保護者が子どもと接する時間を十分に確保できるよう、仕事と子育ての両立について、配慮すること。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。



R7年度 学校名

(3段階入力)

◎計画以上に進んでいる
○計画どおり進んでいる
△計画どおり進んでいない

指示事項 自校(自己)点検シート

上段:年度当初
下段:年度末

大項目	項番	ページ	項目名	項目番号	点検項目	(3段階入力)			特記事項等(成果や課題)
						R7	R8	R9	
I 確かな学力を育成する取組みの充実	1	6	学習指導要領の確実な実施	①	特色ある教育活動を企画・実践し、カリキュラム・マネジメントを実施することができる。その際、児童生徒の負担や学校における働き方改革に配慮し、学校行事を精選・重点化するとともに、標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成していない。				
				②	学校に登校することが難しいすべての児童生徒に対して、オンライン等を活用し学びを保障することができる。				
	2	6	学力向上の取組みの充実	③	子どもたちが、日常的に1人1台学習用端末を活用できる状態であるとともに、全ての教職員が効果的にICT活用を行っている。				
				④	すべての教科等で、学習の基盤となる資質・能力(問題発見・解決能力、言語能力、情報活用能力)の育成を意識し、授業を実施している。				
				⑤	課題解決に向け、必要な情報を読み取り、論理的に自分の考えを構築し、表現する等の活動を各教科等で計画的に行い、「総合的な読解力(インプット・インテイク・アウトプット)」を育成している。				
				⑥	学校全体の授業改善の取組を進めるために、学期ごとのチェック機能を充実することにより、PDCAサイクルに基づいた取組みを行っている。(全国学力・学習状況調査の自校採点分析・学期末スクリーニングテストなど)				
				⑦	自校の課題に正対した「STF和泉の学び育成プラン(4層プラン含む)」を作成し、全ての教員が共通認識のもと、学力向上の取組みを進めている。				
				⑧	校内研修を市内に公開したり、自校教員が「IZUMI e シェアリング」へ事例提供を行っている。				
				⑨	CAN-DOリストを効果的に活用し、指導と評価の工夫改善につなげている。				
	3	7	英語によるコミュニケーションを図る資質・能力の育成	⑩	ALTとコミュニケーションを、図る場面を増やし、外国語の授業改善をすすめている。				
				⑪	中学校3年生に対する英検3級以上の受検料補助制度を積極的に活用し、受検者数並びに合格率が向上している。				
	4	7	読書教育及び学校図書館の活用・充実	⑫	学校図書館全体計画に基づき、読書教育を推進し、子どもたちの「不読率」の改善に取り組んでいる。				

指示事項 自校(自己)点検シート

上段:年度当初
下段:年度末

大項目	項番	ページ	項目名	項目番号	点検項目	(3段階入力)			特記事項等(成果や課題)
						R7	R8	R9	
Ⅱ 児童生徒の規律・規範の確立と豊かな心の育み	1	8	道徳教育の充実	⑬	学校教育活動全体を通じて道徳教育を進めている。				
				⑭	道徳科の授業において、教材や体験等から自らが考えたことについて、議論を通して、多面的・多角的に深化させる「考え、議論する道徳」の授業改善が進んでいる。				
				⑮	家庭や地域社会と一体となった道徳教育の取組の推進と情報発信を積極的に行っている。				
	2	8	人権教育の推進	⑯	市主催の研修等へ自校教員が積極的に参加するとともに、個別的な人権課題に関わる研究授業に取り組んでいる。				
				⑰	差別事象が生じた際は、差別等を受けた児童生徒の人権を擁護することを基本とし、関係した児童生徒の背景をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に最大の努力を払い、管理職及び人権担当教員を中心に組織的に対応するとともに、管理職は市教育委員会に速やかに報告し、連携して対応できている。				
	3	8	いじめ防止の取組み	⑱	「学校いじめ防止基本方針」は毎年見直し、学校HPへの掲載とともに、児童生徒や保護者等へ年度当初などに必ず説明し、周知している。				
				⑲	いじめを認知した際には、「いじめ対応チェックリスト」(令和6年3月)等を活用し、学校いじめ対策組織を中心に、被害児童生徒の心情に寄り添い、関係諸機関との連携も含め、いじめの解消に向けて組織的に対応できている。				
	4	9	「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進	⑳	支援学級に在籍する児童生徒に対し、週の授業時数の半分以上を目安とし、「自立活動」の時間を含めた特別の教育課程を実施している。				
				㉑	通級による指導を受ける児童生徒の障がいの特性を把握し、障がいによる課題の改善、克服に向けて工夫された自立活動等の取組みを適切に実施している。				
	5	10	不登校児童生徒、その保護者に対する適切な支援	㉒	新規の不登校児童生徒を生まない取組みを推進し、「学校に行くのが楽しい」と回答する子どもたちが増加している。				
				㉓	不登校の早期発見・早期対応に向け「スクリーニングシート」などを活用するとともに、SC、SSWなどの専門家を活用した教育相談体制が機能している。				
				㉔	「6つのレベルに応じた欠席・長欠・不登校対応チャート」を活用するとともに、SC、SSW等の専門家を含めた「チーム学校」による組織的な対応ができている。				
				㉕	不登校児童生徒の状況について、市教育センターと情報共有・連携を図るとともに、適切な時期に保護者へ、グリーンルーム等の情報提供を行っている。				
㉖				関係機関等と連携し、就学・進学時に円滑な接続を行うとともに、社会的自立をめざし、必要に応じ民間団体(フリースクール等)との連携を含め適切な支援を行っている。					
			㉗	校内教育支援センターを設置し、ICTを活用するなど、個に応じた支援を行っている。					

指示事項 自校(自己)点検シート

上段:年度当初
下段:年度末

大項目	項番	ページ	項目名	項目番号	点検項目	(3段階入力)			特記事項等(成果や課題)
						R7	R8	R9	
Ⅲ 学校・家庭・地域の連携による安全で安心な学校づくり	1	12	「和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例」にかかる取組みの推進	⑳	ホームページ、ブログ等で学校の取組みや、子どもの様子を積極的に家庭・地域へ発信している。				
				㉑	コミュニティ・スクールを通じて学校教育活動の充実を進めている。				
	3	12	児童虐待防止等の取組み	㉒	SSW等の専門家と連携し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、要対協へ正確な情報を提供している。				
	4	13	就学前教育と小学校教育の協働	㉓	「和泉スタートカリキュラムガイド」や「実践事例集」を活用し、地域の実態に応じたカリキュラムを作成し、実践している。				
				㉔	児童生徒や教職員が近隣園所と交流し、相互理解と実践を深めている。				
	5	13	学校安全・防災教育の充実	㉕	南海トラフ地震等への自然災害への備えや不審者対応等において、子どもの発達段階に合わせた、自分の身を守る力を育成するとともに共助に関する意識の向上を図る防災教育を実施している。				
	6	14	薬物乱用防止教育・性教育の推進	㉖	専門家の協力を得るなどした大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育に、学校教育活動全体を通じて取り組むとともに、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について、実態に応じた性に関する指導を行い、その際、文部科学省が作成した「生命(いのち)の安全教育」の教材・指導手引き等を積極的に活用できている。				
	7	15	児童生徒の健康と体力づくりの推進	㉗	全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の分析をもとに「体力づくり推進計画」を点検・改善し、組織的な体力向上の取組みを実施することにより、体力合計点が向上している。				
				㉘	「和泉市学校給食における食物アレルギー対応の手引き」に基づいた研修の実施や保護者との連携を十分に図り、組織的に食物アレルギー事故防止体制を確立している。				
				㉙	学校保健委員会を開催し、子どもたちの生活リズムの確立・向上に向け創意工夫した取組みを企画するとともに、「学校環境衛生基準」に基づいた維持管理、適切な検査結果の保管を実施している。				
	8	15	生徒の自主性を尊重した部活動の取組みの推進(中学校のみ)	㉚	すべての部活動において、休日や活動時間の設定など「部活動に係る活動方針」を遵守し、加えて、体罰や行き過ぎた指導を起ささないため、管理職が全ての部活動運営の現状を把握し指導助言を行っている。				
				㉛	部活動指導員(会計年度任用職員)の活用等、持続可能な部活動運営と、教職員の働き方改革を行っている。				
9	16	教育コミュニティづくりの推進	㉜	地域教育協議会の取組みの見直しを図り、全国学力・学習状況調査の質問紙項目「今住んでいる地域の行事に参加していますか」「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」の回答割合が向上している。					

指示事項 自校(自己)点検シート

上段:年度当初
下段:年度末

大項目	項番	ページ	項目名	項目番号	点検項目	(3段階入力)			特記事項等(成果や課題)
						R7	R8	R9	
IV 教職員の資質向上と学校運営体制の確立	1	17	小中一貫教育の推進	④①	「わくわく研修日」を活用し、小中合同の会議や研修、公開授業を实践し、中学校区での取組み改善を行っている。				
				④②	中学校区にて9年間の系統的な教育課程を編成し、適宜見直しを行っている。				
	2	17	教職員の資質向上と組織的・継続的な人材育成	④③	教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導助言を行うとともに、評価・育成システムの実施により、教職員の意欲・資質能力が向上している。				
				④④	創意工夫した業務改善等により、長時間勤務の縮減など教職員の働き方改革を進め、「ストレスチェック」の数値が改善している。				
	3	18	教職員のサービスの徹底	④⑤	法令の遵守等、教育に携わる公務員としての自覚を高めるため、校内研修等の充実を図り、ハラスメントや不祥事が生じない体制となっている。				
				④⑥	学校監査における指摘事項に基づき、適宜、事務処理等の改善を行い、適正な事務・会計処理を行っている。				
	4	19	学校の組織力向上	④⑦	教職員間に受容的・支持的・相互扶助的人間関係が形成され、組織として一体的な動きをとれる同僚性がある。				

(仮称) 和泉市北部総合スポーツ公園
基本構想

(案)

和泉市
令和8年3月

目 次

第 1 章 基本構想の策定にあたって.....	1-1
1.1 構想策定の背景.....	1-1
1.2 スポーツ施設の必要性について.....	1-1
第 2 章 和泉市のスポーツ施設を取り巻く現状と課題.....	2-1
2.1 上位計画における位置づけ.....	2-1
2.1.1 第 6 次和泉市総合計画.....	2-2
2.1.2 第 2 次和泉市都市計画マスタープラン.....	2-3
2.1.3 和泉市生涯学習・スポーツ推進計画.....	2-4
2.1.4 和泉市みどりの基本計画.....	2-5
2.1.5 和泉市景観計画.....	2-5
2.1.6 和泉市公共施設等総合管理計画（改訂版）.....	2-5
2.2 本市におけるスポーツ施設の現状と課題.....	2-6
2.2.1 本市のスポーツ施設.....	2-6
2.2.2 スポーツ施設の利用状況.....	2-16
2.3 市民のスポーツ施設に対するニーズ.....	2-20
2.3.1 市民アンケート調査.....	2-20
2.3.2 施設利用団体アンケート調査.....	2-26
2.3.3 高齢者団体ヒアリング調査.....	2-27
2.3.4 障がい者団体ヒアリング調査.....	2-28
2.4 本市のスポーツ施設等に関する課題の抽出.....	2-29
第 3 章 （仮称）北部総合スポーツ公園基本方針.....	3-1
3.1 計画地の現況・計画条件の整理.....	3-1
3.1.1 計画地の位置.....	3-1
3.1.2 周辺地形・自然環境.....	3-2
3.1.3 計画地の状況.....	3-3
3.1.4 災害ハザード.....	3-4
3.2 （仮称）北部総合スポーツ公園がめざす方向性.....	3-5
3.2.1 基本コンセプト.....	3-5
3.2.2 整備方針.....	3-5

3.3 導入機能の設定	3-6
3.3.1 スポーツ施設	3-6
3.3.2 広場	3-7
3.3.3 遊歩道	3-7
3.3.4 管理棟	3-7
3.3.5 民間収益施設	3-7
3.3.6 駐車場	3-8
3.3.7 調整池	3-8
3.4 ゾーニングの設定	3-9
第4章 基本構想の実現に向けて	4-1
4.1 概算事業費	4-1
4.1.1 施設整備費	4-1
4.1.2 運用費用	4-1
4.1.3 財源確保	4-1
4.2 事業手法	4-3
4.3 事業スケジュール	4-4
4.4 関係法令の整理	4-5
4.4.1 都市計画法	4-5
4.4.2 建築基準法	4-5
4.4.3 宅地造成及び特定盛土等規制法	4-5
4.4.4 道路法	4-5
4.4.5 その他法令	4-5

第1章 基本構想の策定にあたって

1.1 構想策定の背景

(仮称)北部総合スポーツ公園(以下、本公園)の計画地がある北部地域では、スポーツ・レクリエーション施設(以下、スポーツ施設)の不足が長年指摘されてきました。この課題に対応するため、平成15年に「北部地域公共施設整備事業」として、現在の信太山丘陵里山自然公園周辺での施設整備が計画されました。

その後の自然環境調査で、絶滅危惧種を含む多様な生物や独自の生態系が確認されたことを受け、事業内容は見直され、当初のスポーツ施設整備から自然環境の保全と活用を優先する方針へと変更されました。

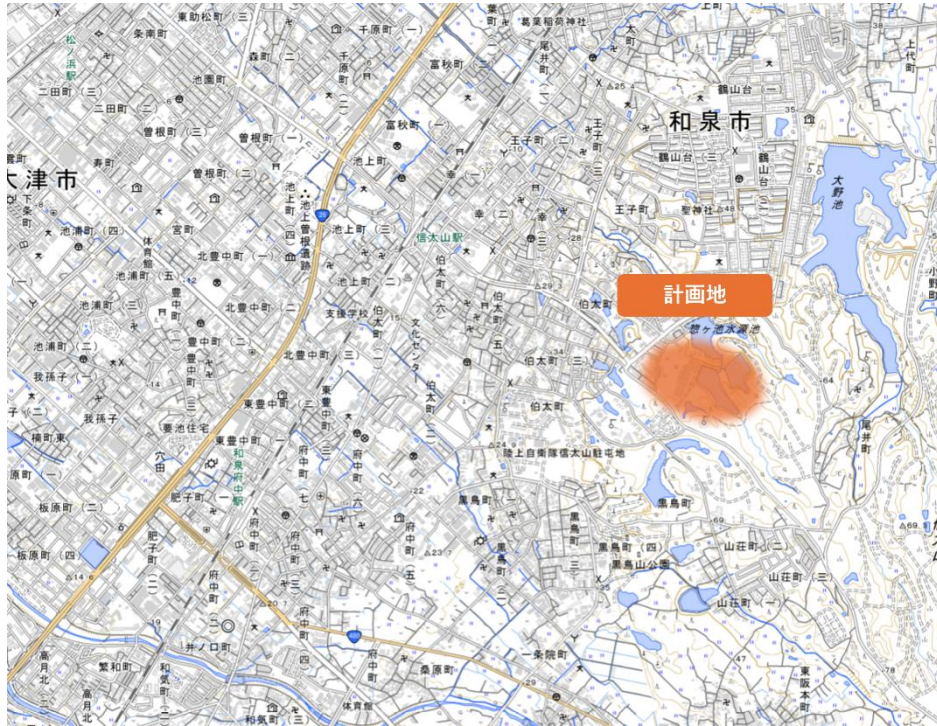
事業の見直し以降、約10年にわたり、代替候補地の検討を進められた結果、旧泉北水道企業団の事業用地跡地(図1.1)の活用を検討することが決定されました。この跡地の活用は、国有地等の無償貸付を前提としており、国有財産法第22条(無償貸付)に基づく公園に該当するものとして、都市公園法に規定される「運動公園」に準じたスポーツ公園の整備が必要です。

以上の経緯と背景を踏まえ、本市では市民のスポーツに対する高まるニーズに応えるべく、新たなスポーツ施設の整備を推進するための「基本構想」を策定しました。

1.2 スポーツ施設の必要性について

スポーツ施設の利用は土日祝日に集中しており、種目によって差はあるものの、全体として高い稼働率が続いています。そのため、予約が取れず希望どおりに利用できない事例が生じており、スポーツ施設の不足は長年にわたり課題として指摘されてきました。上位計画での位置づけや本市の利用実態を踏まえると、多様化するスポーツニーズに対応した施設整備が求められています。

本基本構想では、上位計画および関連計画におけるスポーツ施設の位置づけを踏まえ、本市のスポーツ施設の現状や計画地の条件、整備の基本方針、導入機能や規模などを示し、本公園の整備に関する基本的な考え方を整理します。また、その検討にあたっては、市民アンケートや関係団体へのヒアリングを実施し、利用者の主体である市民の皆さまから寄せられた多様な意見を反映した施設づくりをめざします。



出典：地理院地図

図 1.1 計画地の位置

第2章 和泉市のスポーツ施設を取り巻く現状と課題

2.1 上位計画における位置づけ

本計画の位置づけを図 2.1 に示します。本計画は、本市の最上位計画である第6次和泉市総合計画や、和泉市生涯学習・スポーツ推進計画や第2次和泉市都市計画マスタープランに準じ、また各種関連計画と調和した内容とします。

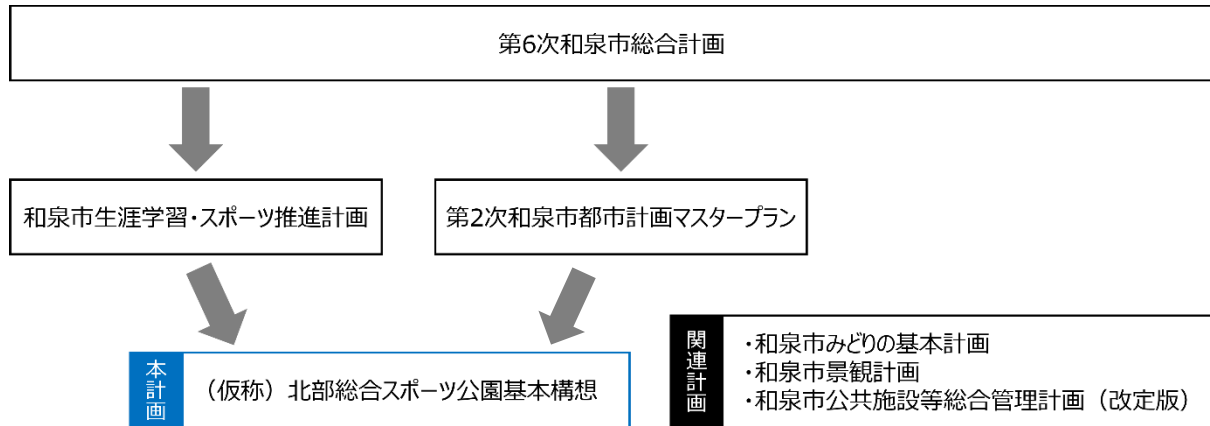
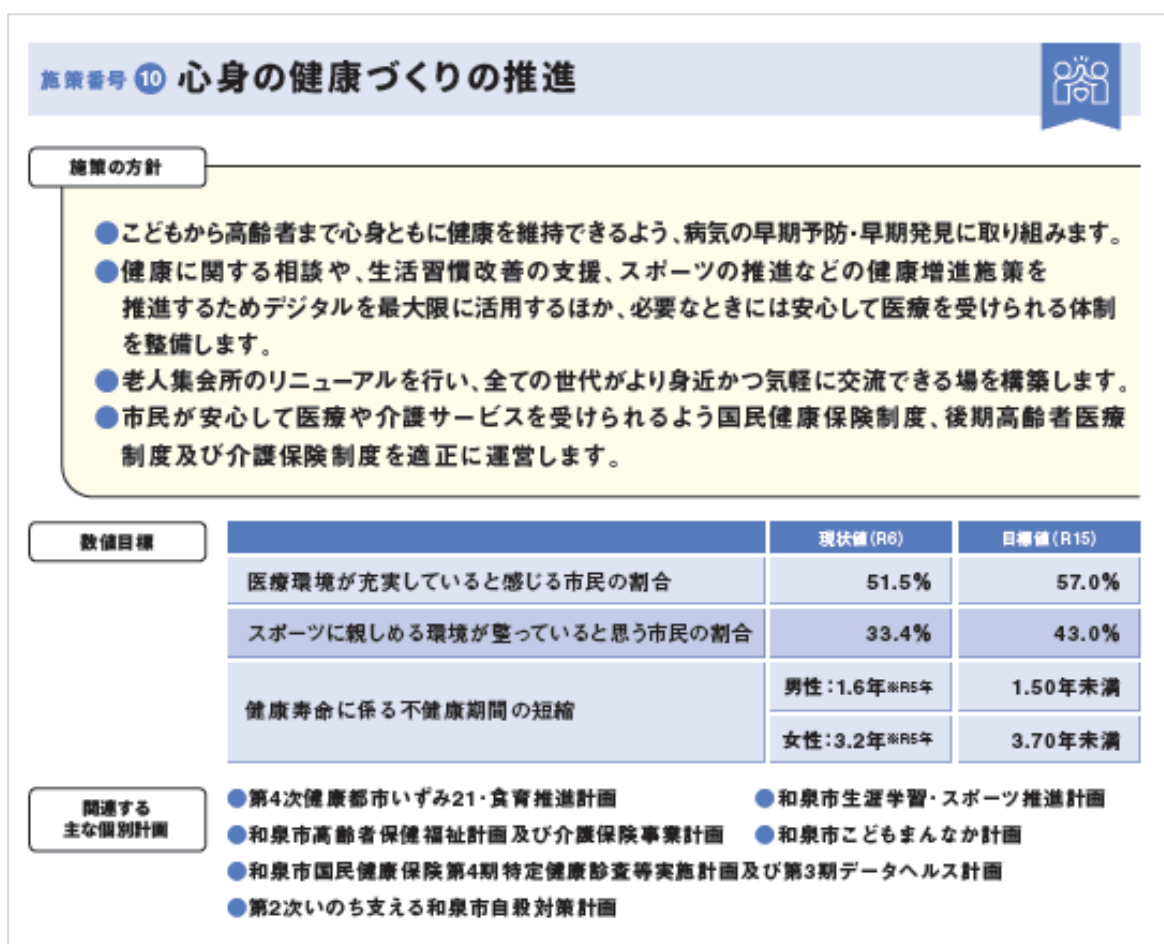


図 2.1 各計画の関係図

2.1.1 第6次和泉市総合計画

第6次和泉市総合計画（令和8年3月）では、「住めば住むほど好きになる ちょうどいいまち和泉」を将来都市像として、4つのまちづくりの基本目標を定めています。

計画では、「心身の健康づくりの推進」を施策として掲げ、こどもから高齢者まで心身ともに健康を維持できるよう、スポーツに親しめる環境の充実を目指しています。



出典：第6次和泉市総合計画

図 2.2 施策番号 10「心身の健康づくりの増進」

2.1.2 第2次和泉市都市計画マスタープラン

第2次和泉市都市計画マスタープラン（平成29年3月）における土地利用方針図では、計画地は「自然丘陵地区」に位置づけられています。「自然丘陵地区」では、市街地に隣接する身近な自然環境として、自然空間の保全に努め、生物多様性を保持し、市民の憩いの場、自然体験の場、環境学習の場としての活用を図るものとされています。

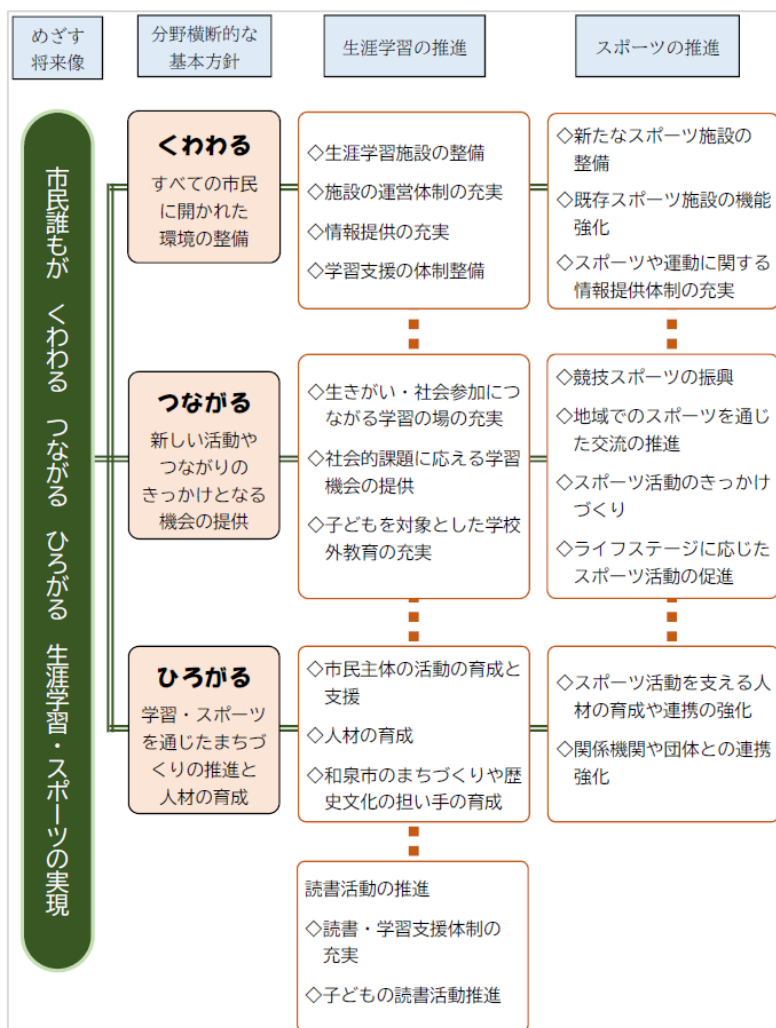


出典：第2次和泉市都市計画マスタープラン

図 2.3 土地利用方針図

2.1.3 和泉市生涯学習・スポーツ推進計画

和泉市生涯学習・スポーツ推進計画（令和5年3月策定）では、「市民誰もが、くわわる つながる ひろがる 生涯学習・スポーツの実現」を将来像として掲げています。この計画では、市民の自主的なスポーツへの参加、スポーツ活動による市民同士のつながりや交流の創出、地域活動や社会貢献、まちづくりの担い手となる人材の育成を基本方針として位置づけています。また、新たなスポーツ施設の整備も施策に位置づけられています。



出典：和泉市生涯学習・スポーツ推進計画

図 2.4 和泉市生涯学習・スポーツ推進計画の施策体系

2.1.4 和泉市みどりの基本計画

和泉市みどりの基本計画改訂版（令和2年11月策定）では、“多様性のある「いのちの『みどり』」を磨くまち・和泉市”を基本理念としています。計画地が位置する信太山丘陵は、「シンボルとなるみどり」に位置づけられており、「生物多様性に満ちた里山環境の保全と活用」を基本方針としています。

2.1.5 和泉市景観計画

和泉市景観計画（令和5年9月策定）では、和泉市全域を「景観計画区域」として設定することで良好な景観の形成や保全を図っており、「都市と自然の心地よさの中に、活力と賑わいを感じられる景観の形成」を景観形成の目標としています。

計画地の大部分は「丘陵・台地景観ゾーン（都市と自然の交流景観エリア）」、西側の一部は「丘陵・台地景観ゾーン（新市街地景観エリア）」に指定されています。

2.1.6 和泉市公共施設等総合管理計画（改訂版）

和泉市公共施設等総合管理計画（改訂版）（平成29年3月策定・令和4年12月改訂）では、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針が定められています。スポーツ施設のこれまでの経過としては、平成28年度に設置された「総合スポーツセンター」により、スポーツ施設の延床面積が増加しています。また、今後の取組方針として本公園の検討を進めることが位置づけられています。

（2）今後の取組方針

①個別施設計画等で位置付けられている具体的な取組み

- ・ 市民体育館については、幸団地及び北部総合福祉会館敷地を移転先候補地とし、建替えを予定しています。なお、整備時期や機能、施設規模等については、富秋中学校等まちづくり構想の事業推進の状況を勘案しつつ、検討を進めます。

②その他、今後の主な取組み検討内容

- ・ 青少年の家については、施設活性化を目的としたリニューアル改修の検討を進めます。
- ・ その他の施設は、今後の施設の老朽化、利用状況等に鑑み、第2章に掲げる基本方針に基づき、今後の具体的な方針や維持管理のあり方などの検討を進めます。
- ・ 新たなスポーツ施設の充実として、（仮称）北部総合スポーツセンターの整備候補地、整備内容の検討を進めます。

出典：和泉市公共施設等総合管理計画

図 2.5 スポーツ・レクリエーション系施設の今後の取組方針

2.2 本市におけるスポーツ施設の現状と課題

2.2.1 本市のスポーツ施設

本市のスポーツ施設を表 2.1 および図 2.6 に示します。

表 2.1 本市のスポーツ施設

No.	施設名	住所
1	和泉市立光明池球技場	室堂町1066番地
2	和泉市立光明池緑地運動場	光明台三丁目36番1号
3	惣ヶ池こどもグラウンド	王子町491番地の1
4	和泉市総合スポーツセンター (関西トランスウェイスportsスタジアム)	下宮町160番地
5	和泉市立市民体育館	府中町四丁目20番3号
6	和泉市立コミュニティ体育館	光明台一丁目44番8号
7	くすのき公園テニスコート	はつが野五丁目1
8	榎尾川公園テニスコート	和気町四丁目5番1号
9	和泉市温水プール (サン燦プール)	上町584番地の1

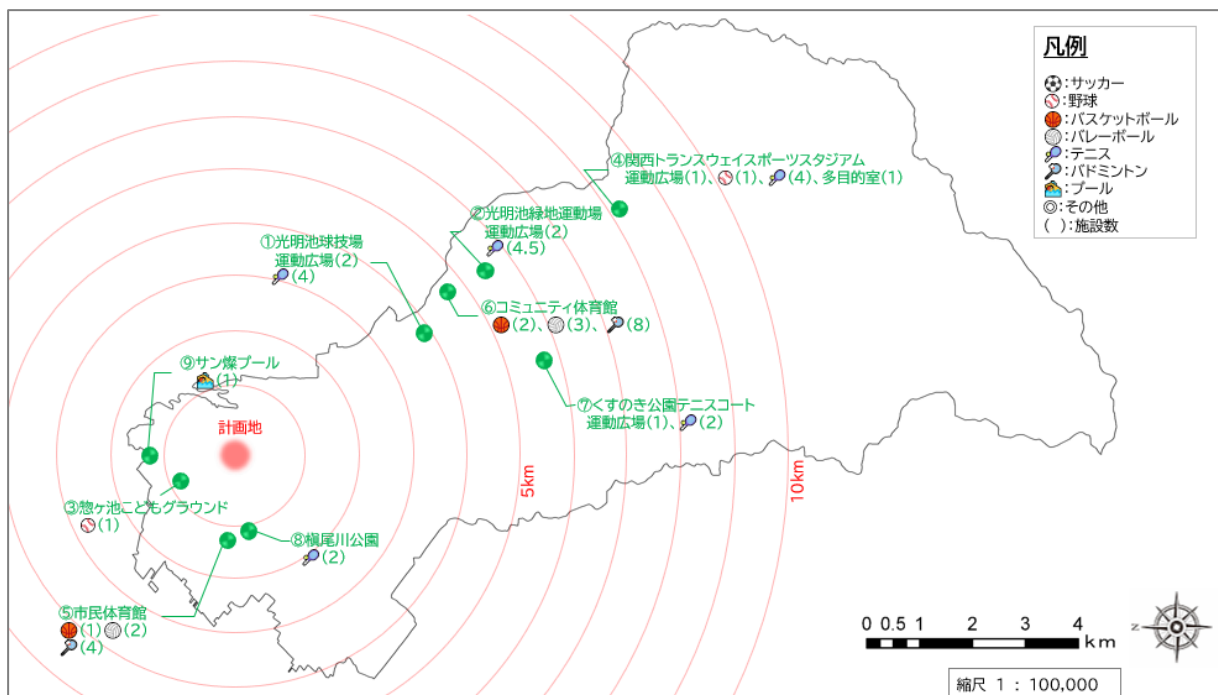


図 2.6 本市のスポーツ施設の位置

(1) 和泉市立光明池球技場

基本情報			備考
施設	施設種別	運動広場 / テニスコート	
	屋内外の別	屋外 / 屋外	
建設	供用開始年	昭和 59 年	
	運営形態	指定管理 (KUL 和泉市体育施設管理チーム)	
主な競技	競技種目・面数 (1)	2 面	・野球 (軟式) ・ソフトボール ・キックベースボール 他 ピッチャーマウンドあり 野球 (硬式) は条件あり
	競技種目・面数 (2)	4 面	・テニス他
観覧	観覧席 (固定)	なし	
	観覧席 (可動)	なし	
その他	照明設備	あり	4 月～11 月末
	その他施設・設備	更衣室・シャワー設備	
	駐車場	68 台	



(2) 和泉市立光明池緑地運動場

基本情報			備考	
施設	施設種別	運動広場 / テニスコート及びテニス練習板		
	屋内外の別	屋外 / 屋外		
建設	供用開始年	昭和 60 年		
	運営形態	指定管理 (KUL 和泉市体育施設管理チーム)		
主な競技	競技種目・面数 (1)	2 面	<ul style="list-style-type: none"> ・野球 (軟式) ・ソフトボール ・サッカー (練習用) ・キックベースボール 他 	ピッチャーマウンドあり 野球 (硬式) は条件あり
	競技種目・面数 (2)	4.5 面	・テニス他	壁打ちコートあり
観覧	観覧席 (固定)	なし		
	観覧席 (可動)	なし		
その他	照明設備	なし		
	その他施設・設備	あり (シャワー室、ロッカー更衣室)		
	駐車場	40 台		



(3) 惣ヶ池こどもグラウンド

基本情報			備考
施設	施設種別	野球場	
	屋内外の別	屋外	
建設	供用開始年	平成 22 年	
	運営形態	委員会形式	
主な競技	競技種目・面数 (1)	1 面	<ul style="list-style-type: none"> ・野球 (軟式) ・ソフトボール ・サッカー (練習用) ・キックベースボール 他 ピッチャーマウンドあり 野球 (硬式) は条件あり
観覧	観覧席 (固定)	なし	
	観覧席 (可動)	なし	
その他	照明設備	あり	
	その他施設・設備	なし	
	駐車場	あり	



(4) 和泉市総合スポーツセンター（関西トランスウェイスportsスタジアム）

基本情報			備考
施設	施設種別	多目的グラウンド / 野球場 / テニスコート / 多目的室	
	屋内外の別	屋外 / 屋外 / 屋外 / 屋内	
建設	供用開始年	一部平成 28 年、全面平成 29 年	
	運営形態	指定管理 (KUL 和泉市体育施設管理チーム)	
主な競技	競技種目・面数 (1)	1 面	・サッカー 他
	競技種目・面数 (2)	1 面	・野球（軟式） ・ソフトボール ・キックベースボール 他
	競技種目・面数 (3)	4 面	・テニス他
	競技種目		・卓球 ・ダンス他
観覧	観覧席（固定）	なし / 310 席 / なし / なし	
	観覧席（可動）	なし	
その他	照明設備	あり	
	その他施設・設備	更衣室（ロッカー・シャワー室）	
	駐車場	194 台	



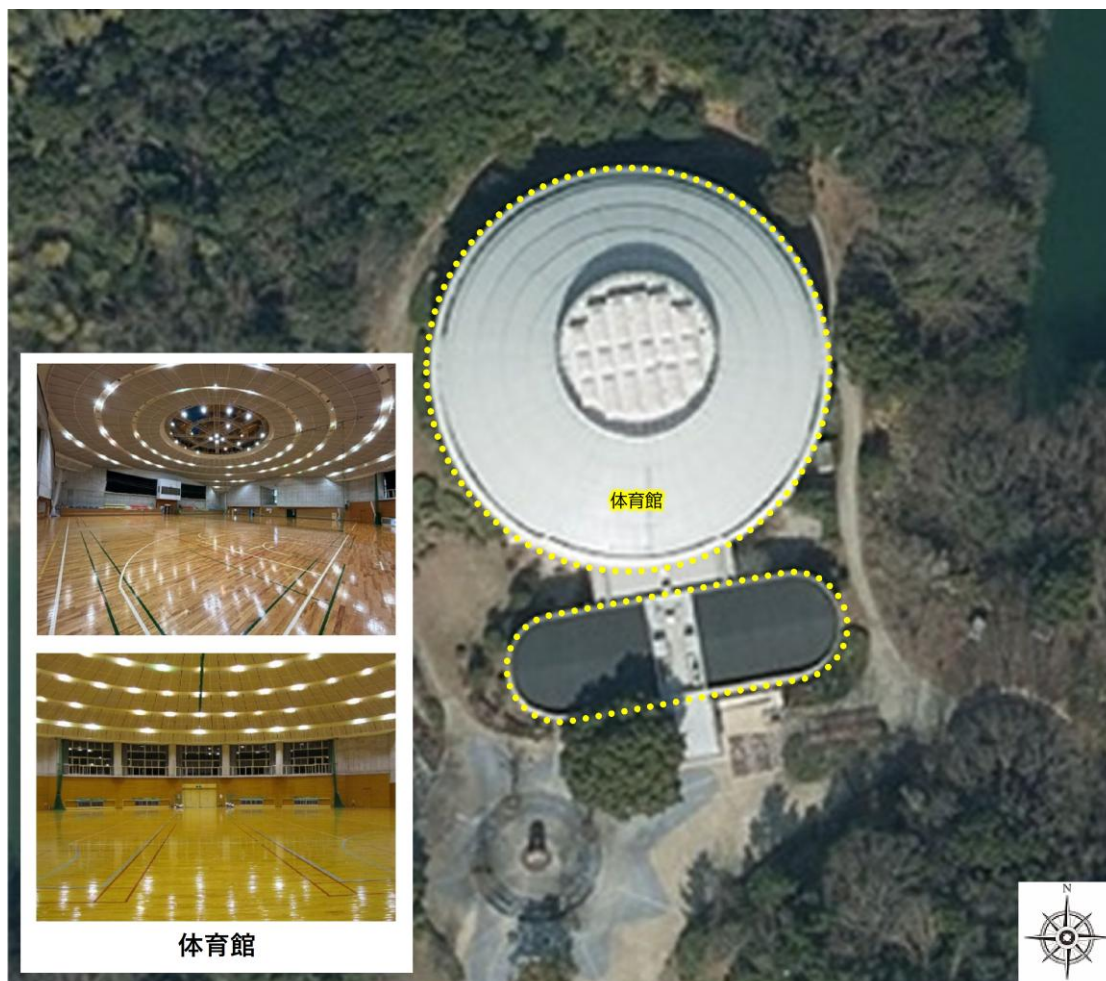
(5) 和泉市立市民体育館

基本情報			備考
施設	施設種別	大体育室・小体育室	
	屋内外の別	屋内	
建設	供用開始年	昭和 51 年	
	運営形態	指定管理 (KUL 和泉市体育施設管理チーム)	
主な競技	競技種目	<ul style="list-style-type: none"> ・バスケットボール ・バレーボール ・バドミントン ・卓球 ・空手、柔道 他 	
観覧	観覧席 (固定)	294 席	
	観覧席 (可動)	なし	
その他	その他施設・設備	トレーニング室、会議室 (ヨガ・ストレッチ可) 更衣室 (ロッカー・シャワー室)	
	駐車場	60 台	



(6) 和泉市立コミュニティ体育館

基本情報			備考
施設	施設種別	体育館	
	屋内外の別	屋内	
建設	供用開始年	平成元年	
	運営形態	指定管理 (KUL 和泉市体育施設管理チーム)	
主な競技	競技種目	<ul style="list-style-type: none"> ・バスケットボール ・バレーボール ・バドミントン ・卓球 ・空手、柔道 他 	
観覧	観覧席 (固定)	128 席	
	観覧席 (可動)	なし	
その他	その他施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング室 ・研修室 ・会議室 (ヨガ・ストレッチ可) ・更衣室 (ロッカー、シャワー室) 	
	駐車場	第 1 : 52 台、第 2 : 69 台	



(7) くすのき公園テニスコート

基本情報			備考
施設	施設種別	テニスコート	
	屋内外の別	屋外	
建設	供用開始年	平成 23 年	
	運営形態	指定管理 一般財団法人和泉市公共施設管理公社	
主な競技	競技種目・面数 (1)	2 面	・テニス他
観覧	観覧席 (固定)	なし	
	観覧席 (可動)	なし	
その他	照明設備	なし	
	その他施設・設備	更衣室	
	駐車場	24 台	



(8) 槇尾川公園テニスコート

基本情報			備考
施設	施設種別	テニスコート	
	屋内外の別	屋外	
建設	供用開始年	平成 30 年	
	運営形態	指定管理 (KUL 和泉市体育施設管理チーム)	
主な競技	競技種目・面数 (1)	2 面	・テニス他
観覧	観覧席 (固定)	なし	
	観覧席 (可動)	なし	
その他	照明設備	なし	
	その他施設・設備	なし	
	駐車場	20 台	



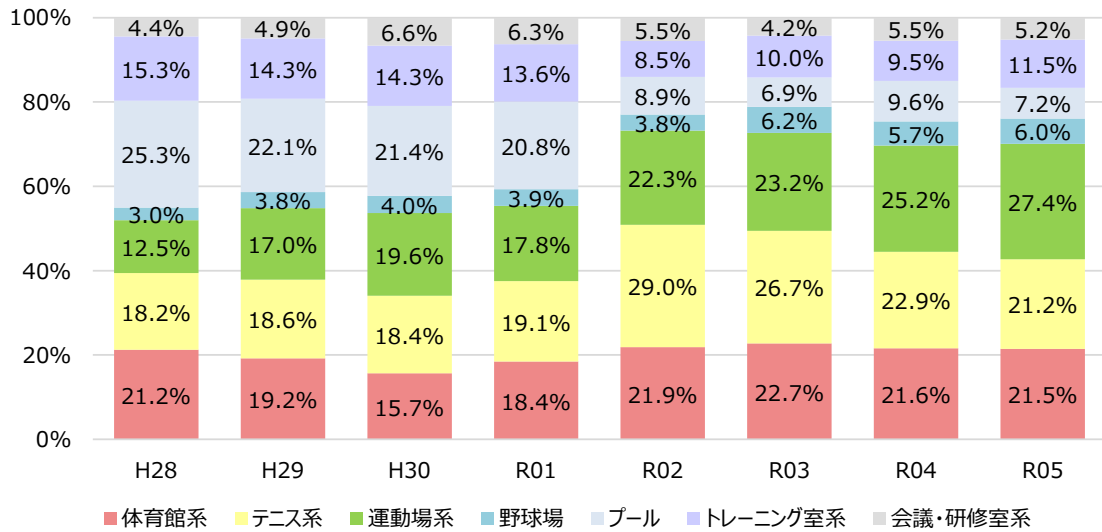
(9) 和泉市温水プール（サン燦プール）

基本情報			備考
施設	施設種別	水泳プール	
	屋内外の別	屋内	
建設	供用開始年	平成 9 年	
	運営形態	指定管理 (公益財団法人 大阪 YMCA)	
主な競技	競技種目	・水泳	25m (5 コース) 子どもプール ジャグジー
観覧	観覧席 (固定)	なし	
	観覧席 (可動)	なし	
その他	その他施設・設備	・トレーニングルーム ・多目的ルーム ・更衣室 ・採暖室	
	駐車場	62 台	



(2) スポーツ種類別の利用割合

スポーツ種類別にみた利用者の割合を図 2.8 に示します。直近では運動場を利用する割合が最も大きく、次いで、体育館の利用、テニスコートの利用が多くなっています。



※体育館系は、大体育館、小体育館、アリーナ等の屋内施設の利用者数を集計

※運動場系は、A グラウンド、B グラウンド、多目的グラウンド等の屋外施設の利用者数を集計

図 2.8 スポーツ種類別の利用割合

(3) 稼働率

予約が必要な市内のスポーツ施設で、スポーツ種類別の稼働率（予約枠に対する利用された枠の割合）を図 2.9 に示します。体育館系のスポーツが約 8 割を推移しており最も多く、次いでテニス系の稼働率が大きくなっています。また、運動場系や野球場の稼働率は微増傾向にあり、約 4～5 割程度で推移しています。

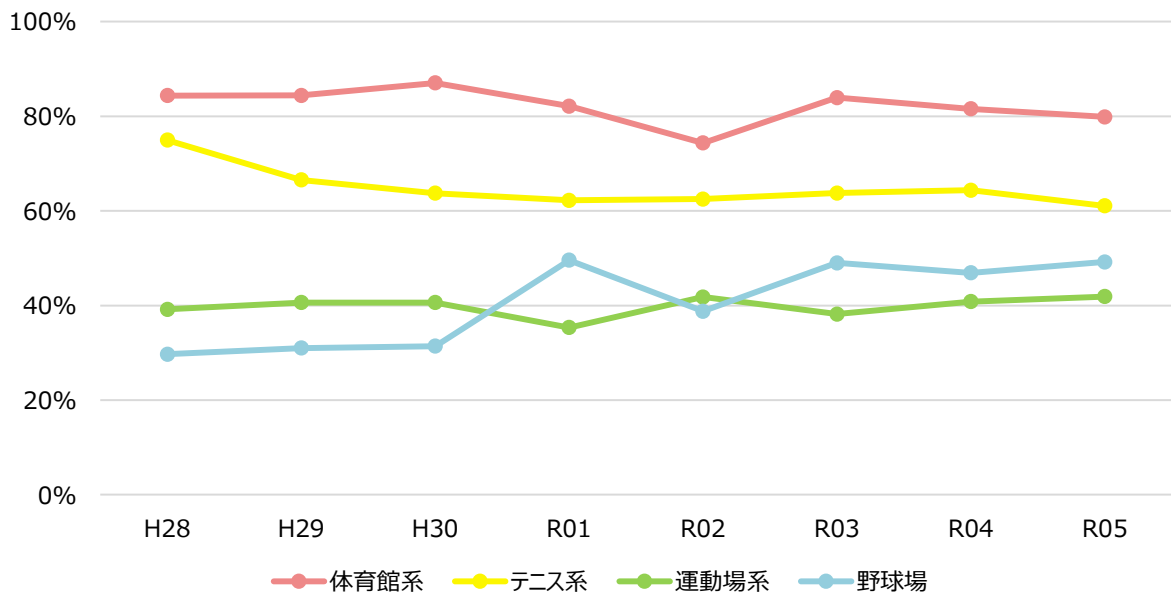


図 2.9 スポーツ種類別の稼働率

平日・休日別のスポーツ種類別の稼働率をみると、いずれの種別も休日の稼働率が高くなっています。運動場系や野球場の稼働率を経年的にみると、平日・休日ともに微増傾向にあります。特に、近年の休日の稼働率は70%を超えており、いずれの種別とも休日の予約が取りにくい状況が発生しています。

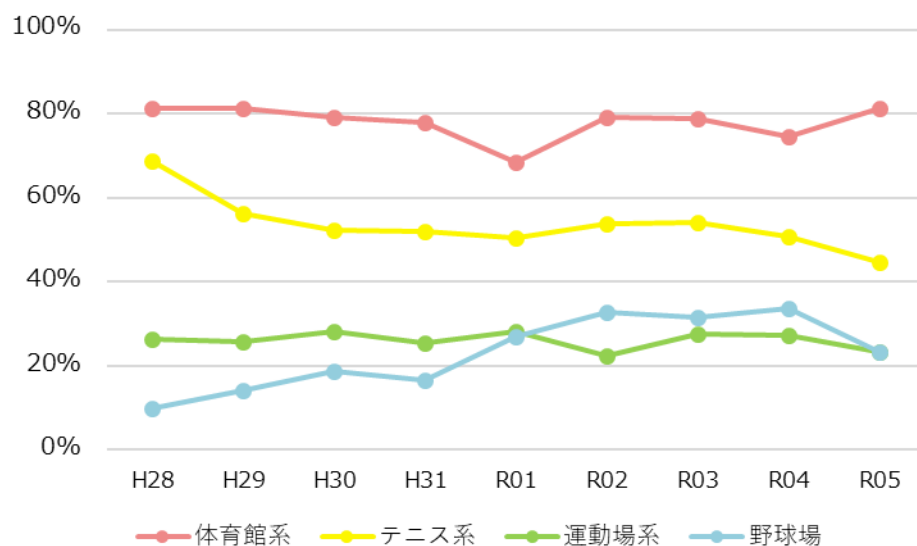


図 2.10 スポーツ種類別の稼働率（平日）

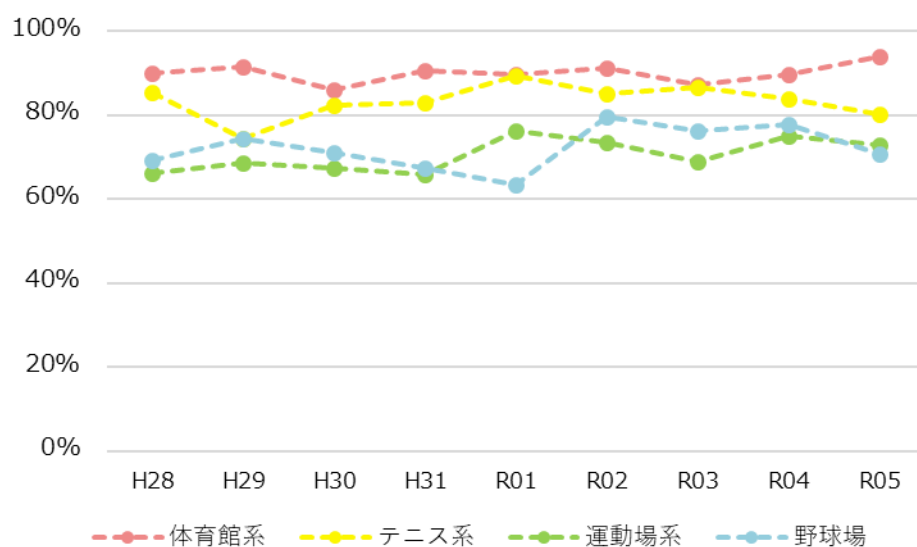


図 2.11 スポーツ種類別の稼働率（休日）

【参考：総合スポーツセンターの施設予約状況】

総合スポーツセンターの多目的グラウンド、野球場、テニスコートについて、抽選申込者数、当選数の調査結果（サンプル区間 R6.9月～11月）を表 2.2、抽選当選率・稼働率を表 2.3 に示す。

抽選申込は土日祝に集中しており、土日祝では、多目的グラウンドでは抽選申込数 432 件の内、162 件の当選（当選率 37.5%）、野球場では抽選申込数 103 件の内、40 件の当選（当選率 38.8%）、テニスコートでは、抽選申込数 458 件の内、272 件の当選（当選率 59.4%）となっている。稼働率としても、約 7 割以上の高い利用状況であることから、利用者の需要を十分に満たせていない状況が伺える。

表 2.2 総合スポーツセンターの抽選申込数および当選数

施設	抽選申込数			当選数		
	合計	平日	土日祝	合計	平日	土日祝
多目的グラウンド	459	27	432	186	24	162
野球場	105	2	103	42	2	40
テニスコート	470	12	458	281	9	272

表 2.3 総合スポーツセンターの抽選当選率・稼働率

施設	全申込	平日	土日祝
多目的グラウンド	40.5% (稼働率 62.5%)	88.9% (稼働率 49.8%)	37.5% (稼働率 87.6%)
野球場	40.0% (稼働率 49.2%)	100.0% (稼働率 33.8%)	38.8% (稼働率 77.7%)
テニスコート	59.8% (稼働率 40.6%)	75.0% (稼働率 27.1%)	59.4% (稼働率 69.1%)

2.3 市民のスポーツ施設に対するニーズ

本市のスポーツ施設のあり方や本公園に求められる機能などを幅広く把握するため、普段から施設を利用している市民、施設利用団体、高齢者や障がい者団体の意見を収集しました。

2.3.1 市民アンケート調査

(1) 実施概要

調査方法：本市の公式 LINE を活用し、アンケートへの回答をお願いするメッセージの送信、スポーツ施設へのチラシ掲載

調査期間：令和 6 年 9 月 17 日～令和 6 年 9 月 30 日

回収結果：1,725 件

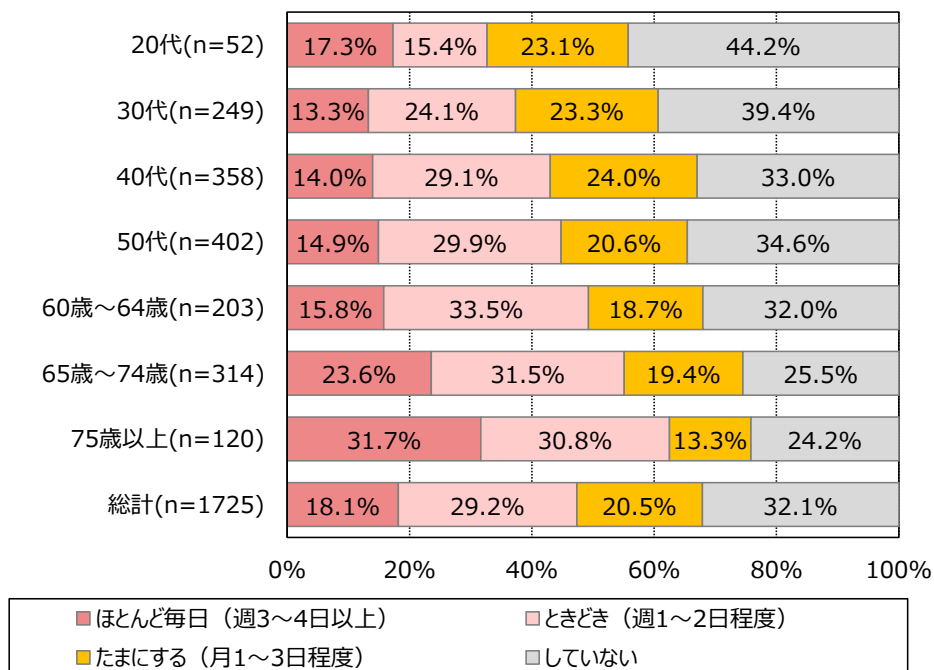
(2) 調査結果

1) 回答者の属性

- ・ 回答者のうち、65 歳以上の割合は約 25%であり、本市の高齢化率（約 26%）と概ね同等であった一方で、30 代以下の回答率が低い。
- ・ 性別に大きな偏りはみられなかった。
- ・ 回答者の約 98%が和泉市民であった。

2) スポーツに取り組む頻度

- ・ 全体で約 47%が週 1 日程度以上の頻度でスポーツに取り組んでいる。
- ・ 若年層ほどスポーツに取り組む頻度が少ない傾向にある。



※n≥10 の属性のみ掲載

図 2.12 スポーツに取り組む頻度（年代別）

3) 和泉市のスポーツ施設の利用

- 回答者の約 49%が和泉市のスポーツ施設を「利用したことがある」と回答した。

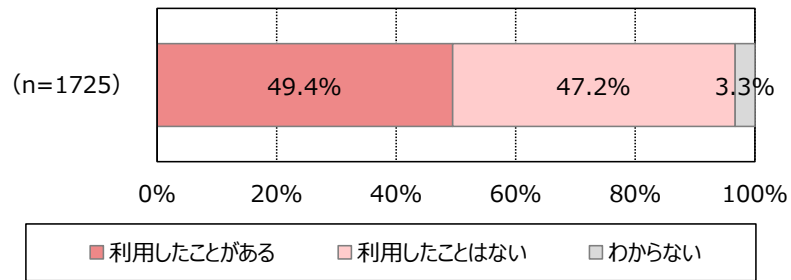


図 2.13 和泉市のスポーツ施設の利用有無

- 和泉市のスポーツ施設の利用頻度は、約 40%が「月に数日程度」以上の頻度で利用している。

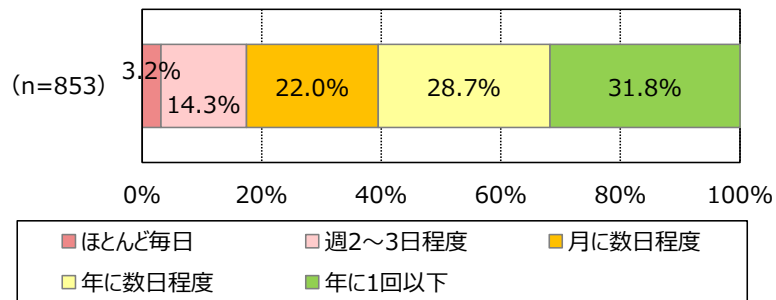


図 2.14 和泉市のスポーツ施設の利用頻度

4) 和泉市のスポーツ施設に対する満足度

- ・ 和泉市のスポーツ施設に対して、「非常に満足」または「満足」と回答した割合は約27%、「不満」または「非常に不満」と回答した割合は約29%である。
- ・ 全体的な満足度の向上には改善の余地がある状況と言える。
- ・ 満足している理由は「料金が手頃」が最も多い一方で、不満の理由には「施設が古い」や「設備が不足している」が挙げられている。

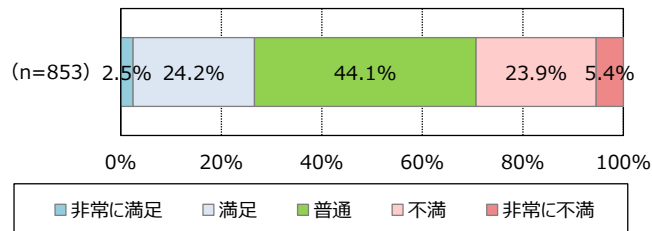


図 2.15 和泉市のスポーツ施設に対する満足度

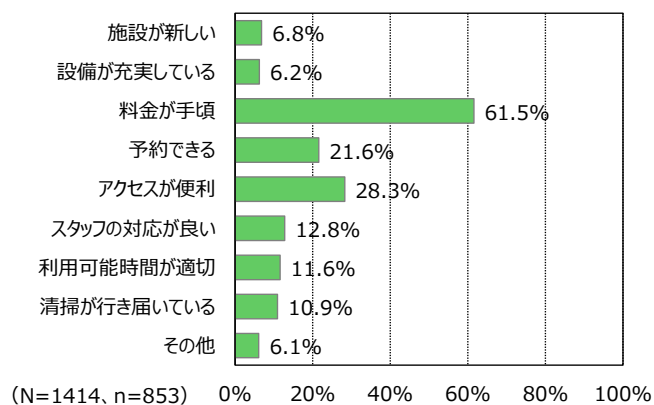


図 2.16 和泉市のスポーツ施設で満足な点

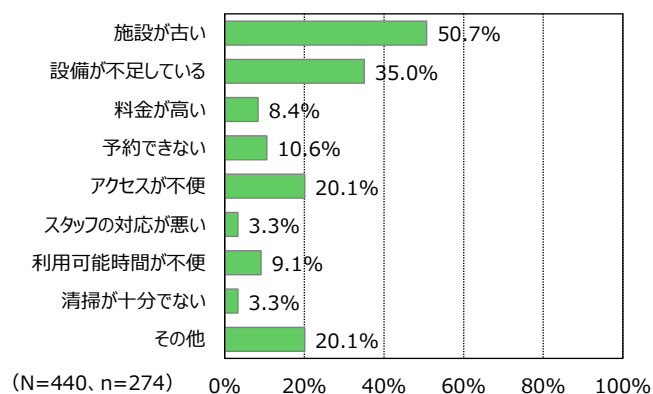


図 2.17 和泉市のスポーツ施設で不満な点

N : 回答総数 n : 回答者数

5) 和泉市をもっとスポーツの盛んなまちにするために不足しているもの

- ・ 和泉市をもっとスポーツの盛んなまちにするためには、「スポーツをするための施設の充実」、「子供の頃からスポーツに親しむことのできる環境」、「設備が整っているスポーツ施設」と回答した割合が多い。
- ・ 施設の整備や各施設の設備の充実を望む声が多い。

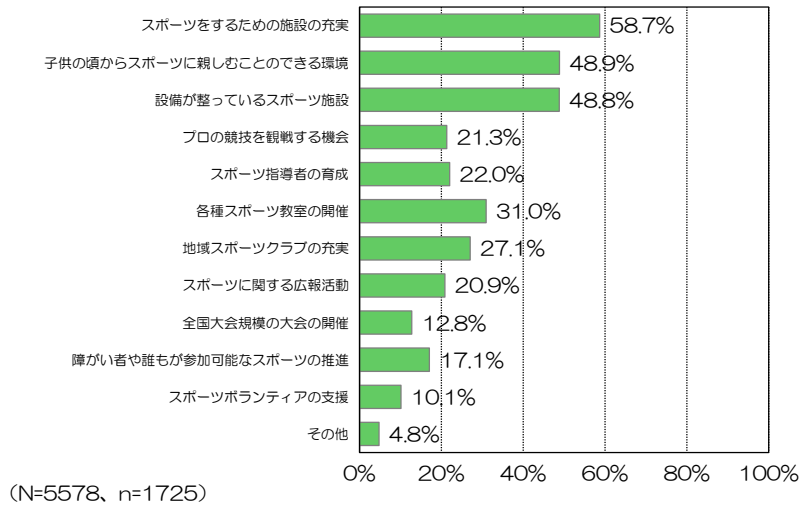


図 2.18 和泉市をもっとスポーツの盛んなまちにするために不足しているもの

6) 新しいスポーツ施設に求めるもの

- ・ 利用したいスポーツ施設は、屋外スポーツでは「ウォーキング・ランニングコース」が約 39%で最も多く、テニスコートをはじめとした、その他のスポーツにも一定程度のニーズがある。
- ・ 屋内スポーツでは「トレーニングジム」、「プール」、「フィットネススタジオ」が多い。

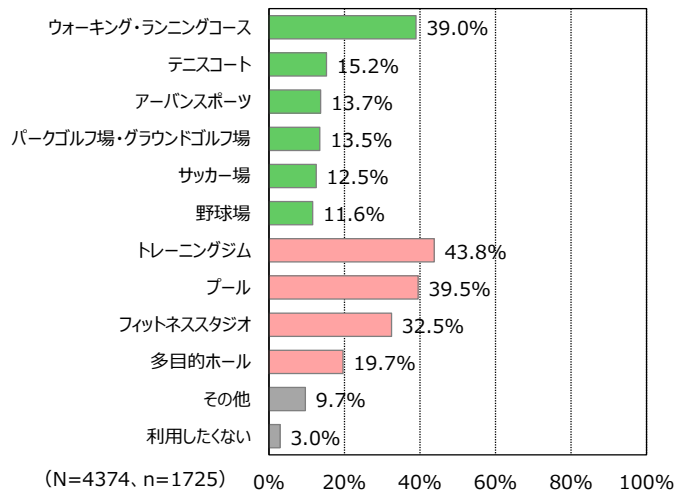


図 2.19 利用したいスポーツ施設

- ・ スポーツ施設以外に期待する機能は、「子どもから高齢者まで楽しめる施設」が約 63%で最も多く、次いで「災害時の避難所としての機能」が約 48%である。

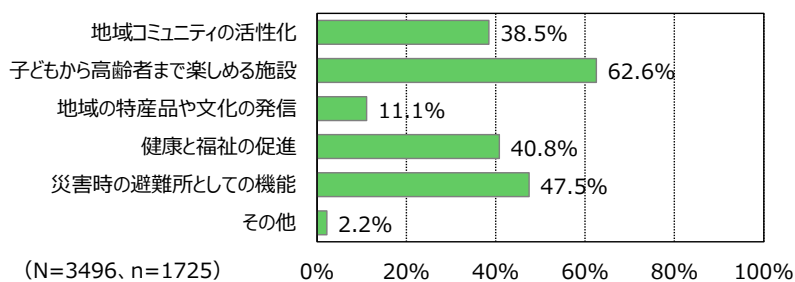


図 2.20 スポーツ施設以外に期待する機能

- ・ スポーツ施設に併設してほしい設備・サービスは、「駐車場」が約 74%で最も多い。次いで、「カフェ・レストラン」や「芝生広場」など、休憩施設の回答割合が大きい。

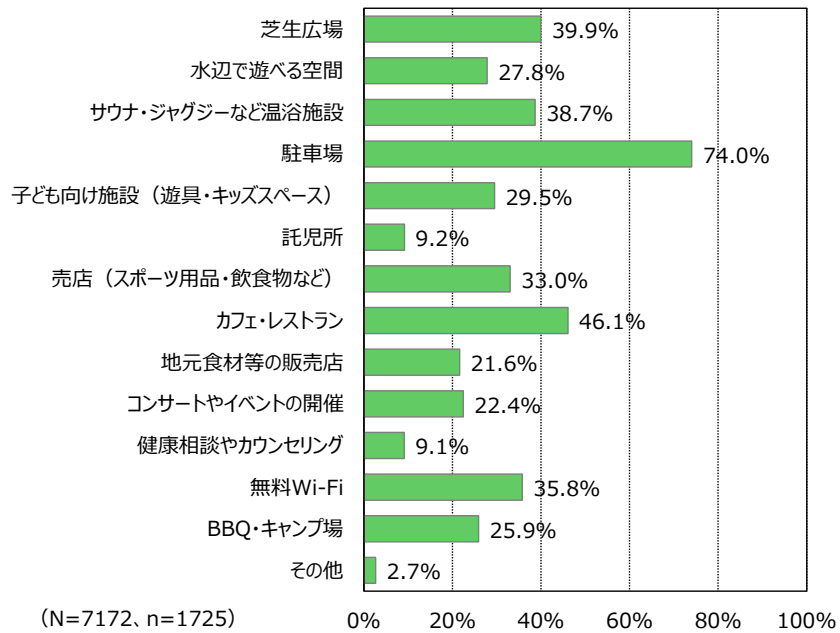


図 2.21 併設してほしい設備・サービス

2.3.2 施設利用団体アンケート調査

(1) 実施概要

本市のスポーツ施設を利用する団体を対象に、施設の利用状況や団体活動における課題、本公園に求めることなどを把握するためのアンケート調査を実施しました。

調査対象：和泉市体育協会 会員団体

調査期間：令和6年10月

回収結果：5団体が回答

(2) 調査結果

施設利用団体アンケート調査の結果を表2.4に示します。

表 2.4 施設利用団体アンケート調査結果

■各団体の課題	
施設の老朽化	市内のスポーツ施設は設備の老朽化が進んでおり、特に空調設備がないこと、照明設備の劣化が活動に影響を与えている。
設備の不足	専用の競技スペースが限られているため、練習時間や試合会場の確保が難しい。シャワーや更衣室などの基本的な設備も不足している。
競技スペースの確保	利用可能な練習場所や試合会場の確保が十分にできていない。
■本公園に求めること	
多目的スペース	各競技が共存可能な多機能な施設の整備。
専用設備	各種目に対応した専用エリアやナイター設備。
利用者向け設備	更衣室やシャワー、観客席の設置。
駐車場の確保	乗用車だけでなく、マイクロバスや大型バスに対応したスペースの整備が必要。

2.3.3 高齢者団体ヒアリング調査

(1) 実施概要

本公園のニーズを高齢者の視点から把握するためのヒアリング調査を実施しました。

実施日：令和6年10月1日

参加者：和泉市老人クラブ連合会（連合会長、各校区会長など7名）

議 題：① 団体のスポーツに関する活動について

② 市の運動施設の利用について

③ （仮称）北部総合スポーツセンターについて

④ 自由意見交換



図 2.22 ヒアリングの様子

(2) 調査結果

高齢者団体ヒアリング調査の結果を表 2.5 に示します。

表 2.5 施設利用団体アンケート調査結果

■ 高齢者のスポーツ活動と施設利用	
スポーツ活動の現状	筋力トレーニングやウォーキング、ジョギング、グラウンドゴルフが主な活動であり、特に人気の高いグラウンドゴルフでは、地形を活かしたコースもよいと考える。
既存施設の利用	市内の施設は駐車場や交通アクセスに対する課題がある。高齢者にとってアクセスしやすい施設が望まれる。
■ 本公園に求めること	
多目的施設の整備	若年層から高齢者まで利用できる多目的グラウンド。テニス、サッカー、野球などさまざまなスポーツが行える場が理想的。
ランニング・ジョギングコース	自然環境と調和したコースの整備。信太山地域の地形を活かしたコース設計に期待する。
休憩施設の設置	熱中症対策の日陰やベンチが必要。
駐車場の確保	車での来場が多い高齢者に配慮した広い駐車スペースや、低料金で利用できる駐車場が必要。
■ その他	
運営管理の課題	予約システムの導入や、施設の運営を適切に管理するための組織体制が必要。
自然との調和	施設建設に際して、自然保護団体との連携や、自然環境を保護しながらの開発が必要。
交通アクセスの改善	公共交通の停留所の設置や、交通手段の確保が要望されている。

2.3.4 障がい者団体ヒアリング調査

(1) 実施概要

本公園のニーズを障がい者の視点から把握するためのヒアリング調査を実施しました。

実施時期：令和6年10月中旬

参加者：和泉市身体障がい者福祉会、和泉市聴力障害者福祉協会、
和泉市心身障がい児（者）手をつなぐ親の会、和泉市視覚障がい者福祉協会、
和泉市精神障がい者家族会（文書による）

(2) 調査結果

施設利用団体アンケート調査の結果を表2.6に示します。

表 2.6 施設利用団体アンケート調査結果

■障がい者のスポーツ活動と施設利用	
現状の活動	フライングディスク、サウンドテーブルテニス、グラウンドゴルフなど、障がいに応じたスポーツ活動を実施している。設備が充実している他市施設も利用している。
既存施設の課題	アクセスしづらく、設備も不足している。混雑しており障がい者の利用には危険。障がい者に適した施設が限られている。
■本公園に求めること	
バリアフリー	車椅子対応の多機能トイレ、段差のない動線、手話対応スタッフや音声案内の導入など、誰もが利用しやすい施設。
ケアスペース	医療機器の充電や医療ケアができる個室休憩スペースなど、障がい者に配慮した休憩施設が必要。
交通アクセス	公共交通や送迎バスの導入。自家用車がない場合でも施設を利用しやすくする工夫が必要。
■その他	
防災対策	災害時には車中泊をする障がい者が多い。車中泊用のスペースや、避難時の電源確保など、防災機能の強化が必要。
交流スペース	障がい者・健常者が交流できる場所づくりや、気軽に参加できるイベントの開催。自然を楽しむ要素も取り入れてほしい。

2.4 本市のスポーツ施設等に関する課題の抽出

前節までの調査結果に基づき、本市のスポーツ施設等に関する課題を抽出しました。その結果を以下に示します。

①スポーツ施設の現状と利用状況	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なスポーツ施設が市内に分布しており、市民の約半分が本市のスポーツ施設を利用したことがある。 ・新型コロナウイルス感染症拡大前の年間利用者数は50万人以上だったが、現在は回復傾向ながら拡大前の水準に達していない。 ・運動場や野球場の稼働率は約4～5割程度である一方で、土休日には予約が取れないという意見があがっている。 ・体育館やテニスコートの稼働率が高い一方で、若年層のスポーツ施設の利用頻度は低い。 ・利用者が高齢化している。 ・高齢者にはウォーキングやグラウンドゴルフが人気である。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層が関心を持つアーバンスポーツや新たな活動機会を提供する施設整備が必要。 ・特に土休日に予約が困難なスポーツ種別については、本公園で対応可能とすることで利用者の分散を図ることが必要。 ・多様なニーズに対応することで、全世代が利用しやすい環境の構築が必要。
キーワード	アーバンスポーツ、ウォーキング・ランニング、スポーツへの参加の促進

②施設の老朽化と設備不足への対応	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの施設が老朽化しており、空調や照明設備が不足している。 ・施設の老朽化や設備の不足を理由とした不満を持っている市民が多い。 ・現状のスポーツ施設では用途が限定的であり、競技スペースの不足やスポーツ以外で活用しづらい。 ・団体利用者から「競技スペースの不足」や「更衣室・シャワーの不足」が課題として挙げられている。 ・土曜休日は駐車場が不足する施設がある。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備やナイター設備の整った施設の整備が必要。 ・スポーツだけでなく、イベントや地域交流の場となる多目的に利用できるスペースが必要。 ・一般利用者から競技団体まで多様なニーズに応えるため、競技専用の設備が必要。
キーワード	設備の充実、プロスポーツ、多目的スペース

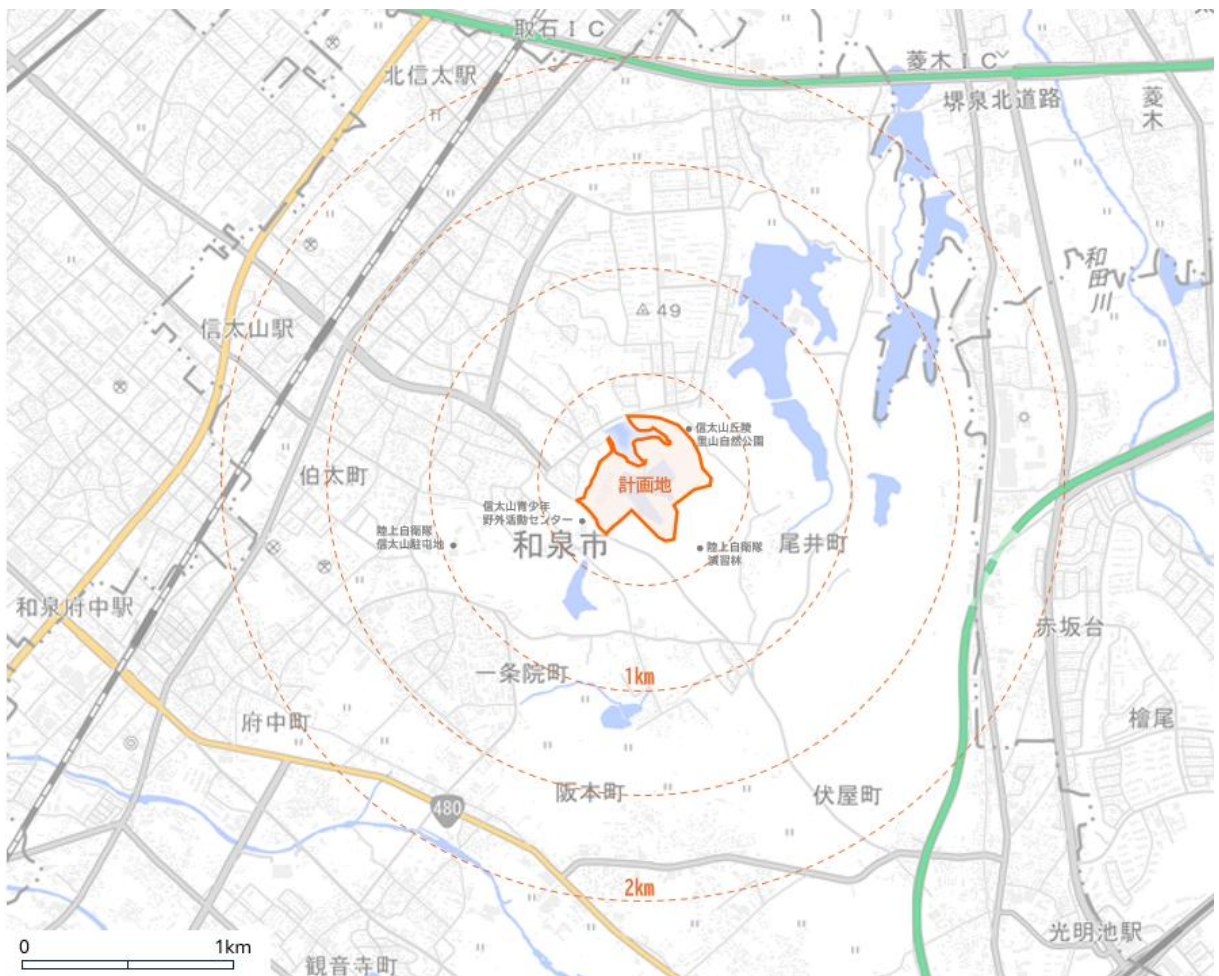
③防災機能と地域交流を兼ね備えた地域全体に開かれた施設	
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難所機能等に関する市民からのニーズが高い。 ・高齢者や障がい者団体からは、「バリアフリー」や「交通アクセス改善」の要望が多い。 ・豊かな自然環境や地形を活かした施設への期待が高い。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・マンホールトイレやかまどベンチ等、災害に対応した設備を備え、障がい者や高齢者をはじめ市民が安心して避難できる防災機能の検討が必要。 ・子供向け遊具や高齢者向け休憩施設、ランニングコース等を設け、世代を超えた利用環境の整備が必要。 ・自然や地形を活かし、景観を保護しつつ、ランニングコースや芝生広場など利用者が自然を感じられる施設設計が必要。
キーワード	防災機能、バリアフリー、地域交流、自然との調和

第3章 （仮称）北部総合スポーツ公園基本方針

3.1 計画地の現況・計画条件の整理

3.1.1 計画地の位置

本公園の計画地を図 3.1 に示します。計画地は和泉市北部に位置し、JR 阪和線 信太山駅から東南東に約 1.5km 離れた場所にあります。惣ヶ池を含む湿地帯や信太山丘陵里山自然公園、大阪市立信太山青少年野外活動センター、陸上自衛隊信太山駐屯地の演習林などに隣接しており、豊かな自然環境が特徴的なエリアです。



出典：国土地理院地図

図 3.1 計画地の位置図

3.1.2 周辺地形・自然環境

計画地およびその周辺の地形を図 3.2 に示します。計画地は起伏に富んだ地形を有しており、計画地内では約 10~20m の高低差が生じているほか、複数の貯水池が存在しています。本公園の整備にあたっては、大規模な地形造成が発生することが想定される一方で、自然由来の起伏を活用したスポーツ施設の整備や、自然環境の保全に配慮した施設配置計画を検討します。

また、計画地内にある惣ヶ池湿地は、希少な動植物の生態系が確認されている重要な区域であることから、これらを保全するよう努めてまいります。

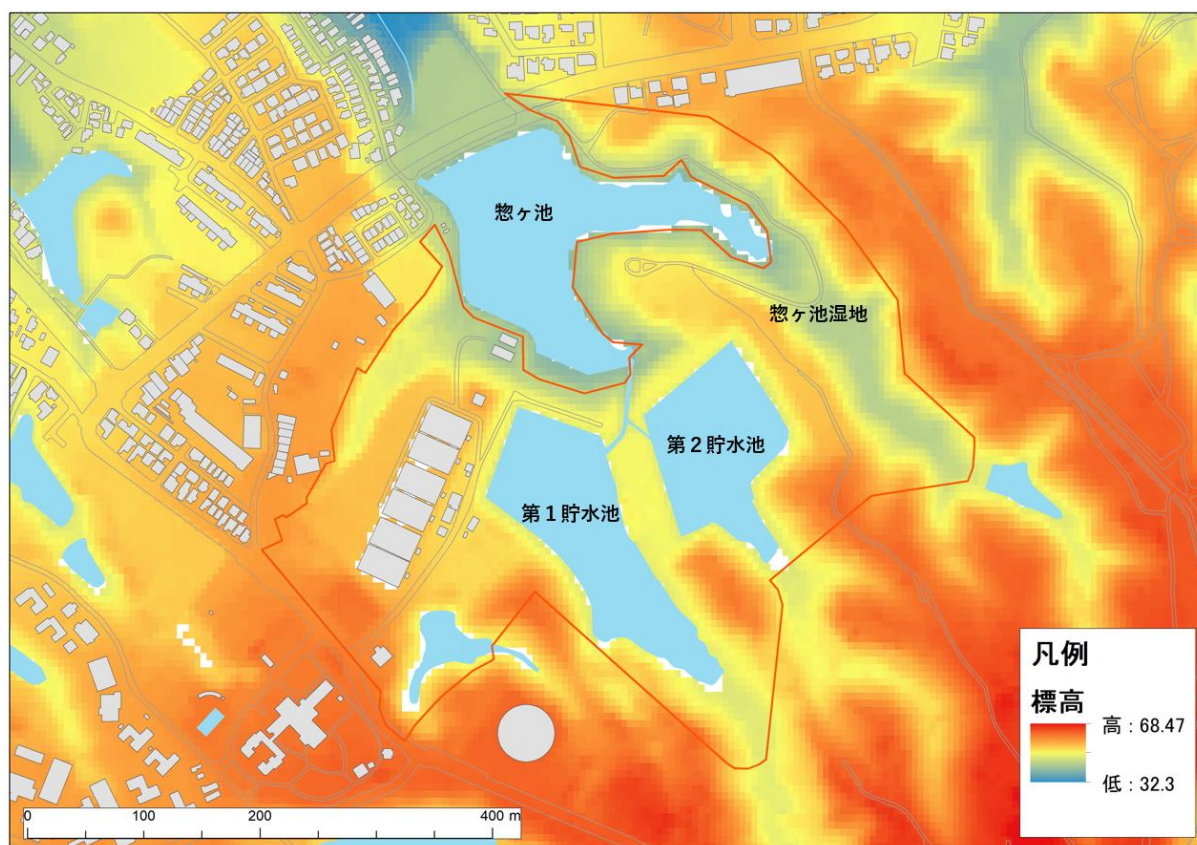


図 3.2 計画地周辺の標高

3.1.3 計画地の状況

計画地の状況を図 3.3 に示します。

(1) 用途地域

計画地の大部分が「市街化調整区域」、西側の一部が市街化区域で「第一種中高層住居専用地域」に指定されています。いずれも、容積率は 200%、建ぺい率は 60%に指定されています。

計画地の西側には、都市計画道路「池上下宮線」が計画されています。

(2) 接道状況

計画地の西側では幅員約 10mの道路と接しています。また、建築基準法上の道路ではないため、接道とはなりません。惣ヶ池の西側で幅員約 4.7mの道路と接しています。

(3) 貯水池の状況

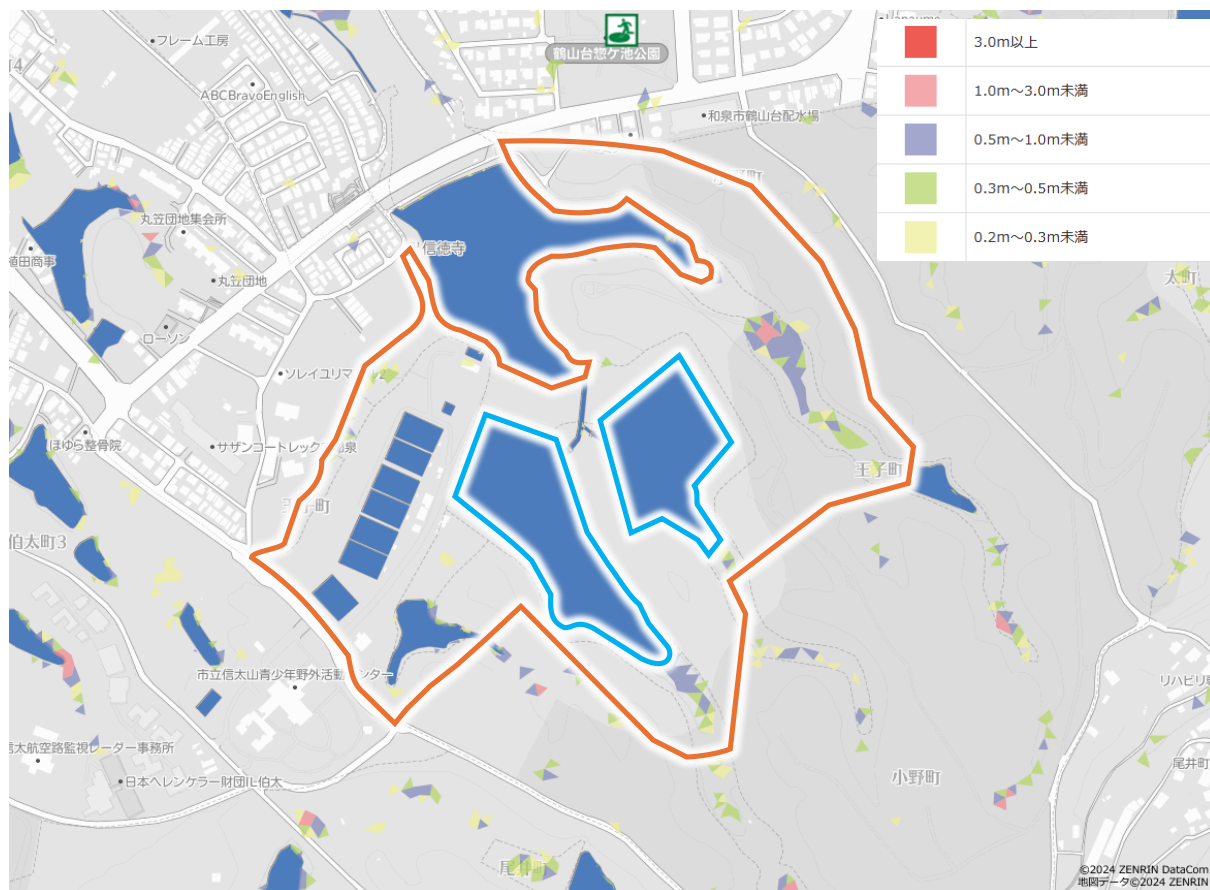
現在、計画地内には 2 つの貯水池を有しています。これらの扱いについては、近畿財務局とも協議の上、整備工事の経済性なども踏まえた検討が必要です。



図 3.3 計画地周辺の現況

3.1.4 災害ハザード

計画地では、洪水、高潮、津波による浸水は想定されていません。また、土砂災害警戒区域等にも指定されていません。一方で、計画地内の一部では最大で1.0mから3.0mの内水氾濫による浸水が想定されています。(図 3.4)



出典：和泉市ハザードマップ

図 3.4 浸水想定（内水氾濫）

3.2 (仮称) 北部総合スポーツ公園がめざす方向性

3.2.1 基本コンセプト

市民へのアンケート等で得られた意見および計画地の状況を踏まえ、本公園の基本コンセプトを設定します。

【基本コンセプト】

「“人と人”、“人と自然”がつながる、スポーツとふれあいの拠点」

世代や障がいの有無にかかわらず、誰もが平等にスポーツを楽しみ、交流できる場を提供するとともに、地域特有の自然環境や周辺地域の住環境に配慮した、人や自然とのふれあいを大切にす施設を目指します。

3.2.2 整備方針

基本コンセプトの実現に向けて、本公園の整備方針を以下のように設定します。

(1) 方針1：多様な人々が集い、楽しむ、活気あふれる“スポーツの拠点”

- ・ 子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、誰もが気軽に利用できる施設づくりを検討します。
- ・ 多世代が交流し、新たな出会いとにぎわいが生まれる空間を形成します。
- ・ 競技のレベルを問わず多様なニーズに対応できる充実した施設を目指します。

(2) 方針2：自然とふれあい、豊かさを感じられる“憩いの空間”

- ・ 自然を感じられる空間で運動することで、心身ともに豊かになる施設づくりを推進します。
- ・ 地域特有の自然や生態系に触れ、くつろぎを感じられる環境を整備します。
- ・ 施設整備や運営において、自然環境への影響を最小限に抑える取組を推進し、地域と調和した環境づくりを目指します。

(3) 方針3：安全を守り、快適に利用できる“やすらぎのある施設”

- ・ 予約なしでも利用できる芝生広場やウォーキングコースで、心身ともに豊かになる施設づくりを推進します。
- ・ 施設利用者の安全確保や快適性の向上を図り、誰もが安心して利用できる施設づくりを推進します。
- ・ 渋滞や騒音、光害など、計画地周辺の住民に配慮した施設づくりに努めます。
- ・ 災害時の活用を想定した施設づくりや防災機能を有する設備の配置を検討します。

3.3 導入機能の設定

前項までに整理した基本コンセプト、整備方針に基づき、本公園の導入機能を設定しました。各導入機能の概要は以下に示すとおりです。

3.3.1 スポーツ施設

市民・団体等のニーズや既存スポーツ施設の稼働状況等を踏まえて、本公園に導入を予定するスポーツ施設は、下表に示すとおりです。

表 3.1 導入予定のスポーツ施設

施設名	対応種目	備考
野球場	硬式野球・軟式野球	観覧席、照明施設等
多目的広場	サッカー グラウンドゴルフ	観覧スペース、照明施設
テニスコート	硬式テニス 軟式テニス	観覧スペース、照明施設
3×3コート	バスケットボール (3×3)	無料 予約なしを想定
スケートボード パーク	スケートボード	コンクリート舗装

3.3.2 広場

予約が必要なスポーツ施設以外にも、多様な利用が可能となるよう、芝生広場や園路を計画します。芝生広場には、遊具等を配置し、園路沿いには、日常的な健康増進を図るため、健康遊具を設置し、ウォーキング・ランニング等の利用と合わせて活用できるものを想定します。



図 3.5 自然に囲まれた広場のイメージ

3.3.3 遊歩道

信太山丘陵の豊かな自然・水辺空間を楽しめるよう、スポーツ施設や貯水池の周囲を周回できる散策路を設置します。また、一周約 900～1,100m のウォーキング・ランニングコースを設定します。

一般の利用者が利用しやすいよう、コース沿いには、ベンチや四阿等の休憩施設、健康遊具の設置等を検討します。



(出典：柳島スポーツ公園 HP)

図 3.6 ウォーキング・ランニングコースのイメージ

3.3.4 管理棟

本公園の施設管理・運営を担う管理事務所が入る施設です。トイレ、更衣室、シャワー室のほか、誰もが利用しやすいよう、多目的トイレや療養スペース等の設置を検討します。また、施設屋上部は、観覧者用に開放するなど、一般利用に配慮した設えとします。



図 3.7 管理棟のイメージ

3.3.5 民間収益施設

スポーツ利用者や観戦者だけでなく、一般市民等も利用しやすいよう、近畿財務局と協議の上、市道沿いに休憩・飲食等が可能な民間収益施設の設置を検討します。

3.3.6 駐車場

本計画地の各施設利用者のアクセスに必要なとなる駐車スペースを計画します。計画地内は高低差があるため、公園利用者の利便性を考慮し、駐車場を分散して設置する計画とします。

必要な駐車台数は、整備される施設を考慮して検討します。

表 3.2 参考：既存スポーツ施設の駐車場容量

No.	施設名	主な施設	駐車場容量
1	和泉市立光明池球技場	運動広場 2 面 テニスコート 4 面	68 台
2	和泉市立光明池緑地運動場	運動広場 2 面 テニスコート 4.5 面	40 台
3	惣ヶ池こどもグラウンド	野球場 1 面	—
4	和泉市総合スポーツセンター (関西トランスウェイスportsスタジアム)	多目的グラウンド 1 面 野球場 1 面 テニスコート 4 面	194 台
5	和泉市立市民体育館	体育館	60 台
6	和泉市立コミュニティ体育館	体育館	第 1 : 52 台 第 2 : 69 台
7	くすのき公園	テニスコート 2 面	24 台
8	槇尾川公園テニスコート	テニスコート 2 面	20 台
9	和泉市温水プール (サン燦プール)	水泳プール	62 台

3.3.7 調整池

大阪府調整池等流出抑制施設技術基準（平成 7 年 10 月）に基づき、開発面積が 1ha 以上かつ市街化調整区域内の場合、調整池の設置が必要となります。本公園の整備にあたっては、既存の第 2 貯水池を調整池として活用するなど適切な雨水排水処理を検討します。

3.4 ゾーニングの設定

表 3.3 に示す6タイプのゾーンを設定し、計画地の自然に富んだ高低差のある地形状況を踏まえて、図 3.8 に示すゾーニング案を設定しました。

フラットなサイトが必要となるスポーツゾーンは、計画地の中央部に分散して配置し、各スポーツゾーンにアクセスしやすいよう、その中央部にエントランスゾーンを設置します。駐車場ゾーンは、各スポーツゾーンへアクセスしやすいよう、3箇所分散して配置する計画とします。また、広場ゾーンやアーバンスポーツゾーンは、森林や水辺などの自然を楽しみながら活動できるように、計画地内の奥手側の2箇所を想定します。

表 3.3 各ゾーニングの概要

No.	ゾーン名	概要	主な施設
1	スポーツゾーン	市内の施設利用率が高い野球、サッカー、テニス等の運動ができる屋外スポーツ施設、及びその観覧スペースを計画する。	野球場 1面 多目的グラウンド 1面 テニスコート 4面
2	アーバンスポーツゾーン	市内で利用できる場所が少ないスケートボードや3×3などアーバンスポーツが可能な施設を計画する。	スケートパーク 3×3コート 2面
3	広場ゾーン	予約等が不要で気軽に利用でき、多目的利用が可能な芝生広場や幅広い年齢層の子どもが利用できる大型遊具等を計画する。	多目的広場 大型遊具 等
4	エントランスゾーン	スポーツセンターの玄関にあたり、施設利用の受付機能・観覧機能を担う管理棟や車両が転回するロータリーを計画する。	エントランス広場 管理棟 ロータリー
5	駐車場ゾーン	公園利用者用の駐車場を計画する。計画地内は高低差があり、公園利用者の利便性を考慮し、駐車スペースを分散して設置する。	一般車駐車場 障がい者用駐車場 大型車用駐車場
6	自然ゾーン	惣ヶ池湿地の貴重な湿原環境や湿原性植物を保全するとともに、その周囲の二次林の保全を行います。	惣ヶ池湿地

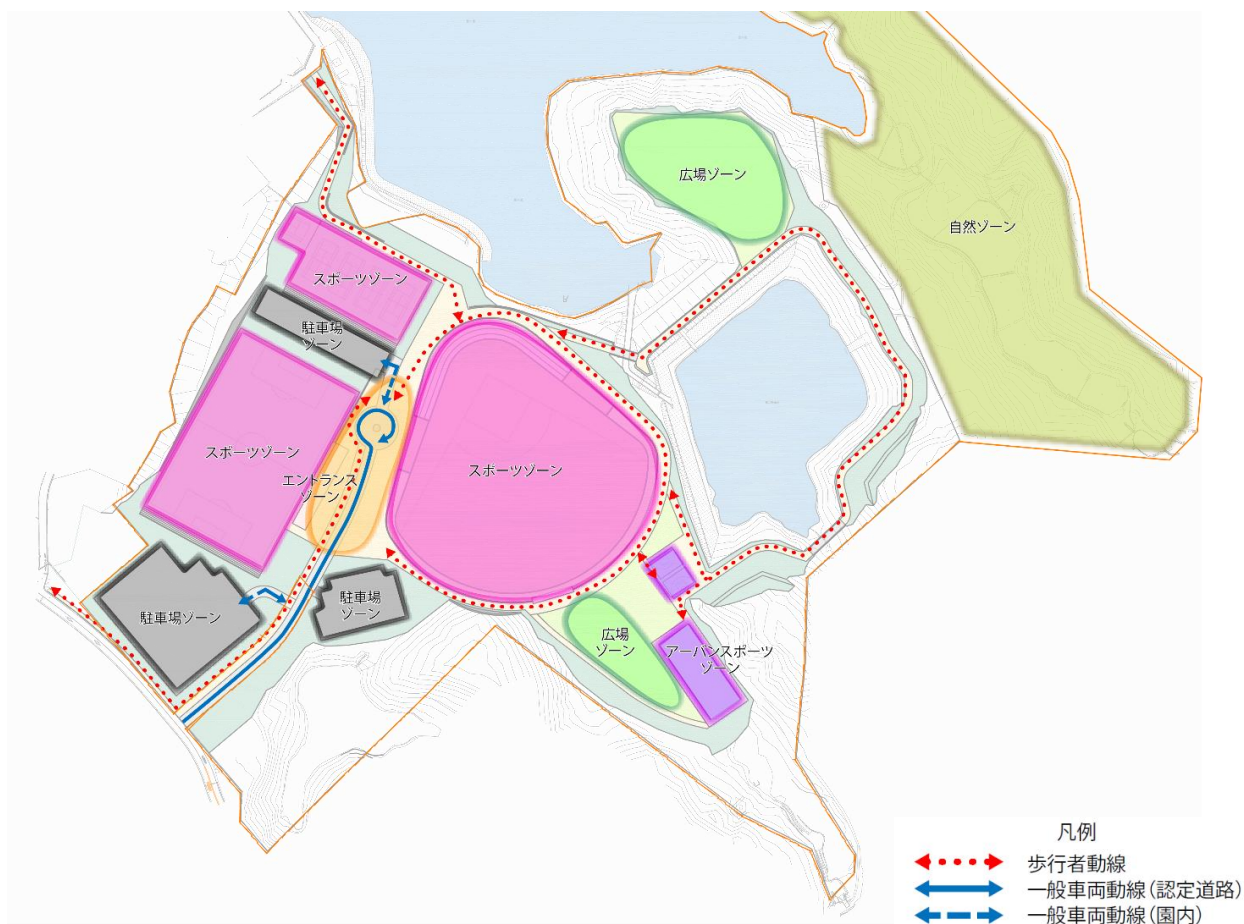


図 3.8 ゾーニング案

3.5 イメージパース

3.4節のゾーニング案をベースに、各ゾーンのイメージを示すイメージパースを作成しました。イメージパースは、図 3.9 に示すとおりです。



図 3.9 イメージパース

第4章 基本構想の実現に向けて

4.1 概算事業費

設定したゾーニング案に対して、今後、施設整備費（イニシャルコスト）、運用費用（ランニングコスト）、及び財源確保について検討していきます。

4.1.1 施設整備費

施設整備費について、運動施設、公園施設やスポーツ施設の整備面積等を考慮すると、約 55～60 億円程度と想定します。ただし、施設整備費は建設資材価格や建設労務費等の状況により、変動する場合があります。

4.1.2 運用費用

施設整備後の運用費用について、和泉市内のその他のスポーツ施設の運営状況を参考に、本公園の面積規模を考慮すると、年間約 6～7 千万円程度（内、利用料金収入等で賄えるのは 4～5 千万円程度）と想定されます。

4.1.3 財源確保

施設整備にかかる財源は、学校施設環境改善交付金など国の交付金や補助金等の活用を検討し、残りの事業費については地方債等の活用を検討します。

表 4.1 スポーツ施設整備等に関連する補助金一覧（令和 7 年度時点）

補助金等	所管	補助対象等
学校施設環境改善交付金	文部科学省	地方公共団体が行う地域の身近な公共スポーツ施設等の整備（地域スポーツセンターや地域屋外スポーツセンターの新築事業等）を支援 補助率：3分の1
新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）	内閣府	地方公共団体の地方創生に資する地域独自の取組を支援するもので、ソフト事業及びハード事業（拠点整備事業、インフラ整備事業）を一体的に支援 補助率：2分の1
民間資金等活用事業調査費補助事業	内閣府	公共施設等運営事業等（PPP/PFI 事業）の導入に係る検討に要する調査委託費を支援（導入可能性調査、デュエディリジェンス、その他導入に必要な検討） 補助率：全額（上限：原則 10,000 千円）
民生安定助成事業	防衛省	地方公共団体が行う民生安定施設（一般住民の学習、休養等に供する施設、公園、緑地その他の公共空地）の整備について、計画作成や用地取得、施設整備を支援 補助率（屋外運動場の場合） ：10分の5（土地取得）、3分の2（施設整備）

補助金等	所管	補助対象等
社会資本整備総合交付金(都市公園事業)	国土交通省	地方公共団体が行う都市公園の整備について用地取得や公園施設(運動施設等も含まれる)の整備を支援 補助率: 3分の1(用地取得)、2分の1(施設整備)
社会資本整備総合交付金(官民連携型公園計画策定調査)	国土交通省	官民連携による公園の整備・管理運営を推進するための調査を支援(官民連携の事前調査としてのデータ収集分析、マーケットサウンディング調査、PPP/PFI事業の実施方針策定、事業者公募資料の検討等) 補助率: 2分の1
社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)	国土交通省	市町村が作成する都市再生整備計画に基づき実施される事業(公園整備に関する事業も含まれる)を支援 補助率: 40%
官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業	国土交通省	民間の事業活動計画と一体となって推進する事業のうち、地方公共団体が行うインフラ整備の事業化検討を支援(概略設計、基礎データ収集、整備効果検討等) 補助率: 2分の1
先導的官民連携支援事業	国土交通省	先導的な官民連携事業の導入や実施に向けた検討のための調査や、導入判断等に必要な情報の整備等のための調査に係る調査委託費を支援 補助率: 全額(上限: 原則20,000千円)
スポーツ振興くじ助成金(地域スポーツ施設整備助成)	日本スポーツ振興センター	地方公共団体が行う地域の身近なスポーツ施設の整備を支援(スポーツ施設等整備事業※1、PPP/PFI導入のためのアドバイザー活用事業※2等) 補助率: 3分の2(※1)、2分の1(※2)

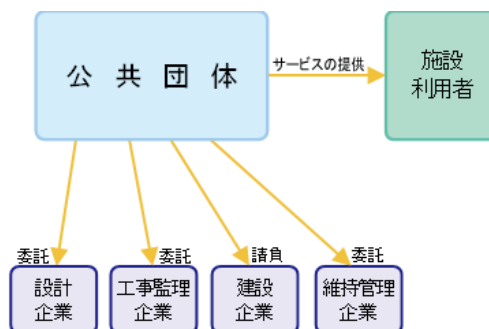
4.2 事業手法

民間活力を導入する事業手法は、維持管理・運営の主体や民間資金活用の有無などにより、DB方式、DBO方式、PFI方式の手法が想定されます。

事業手法は、基本計画の検討と併せて、和泉市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程に従って、整備・管理運営事業の事業手法について検討を行い、最適な事業手法を検討します。

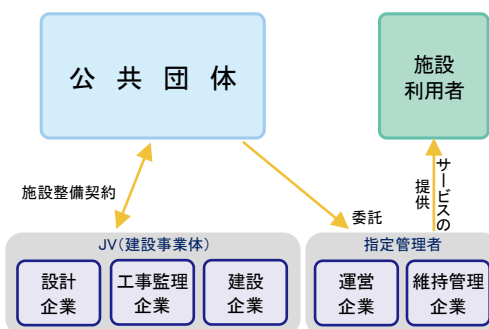
● 従来方式

公共が起債や交付金等により資金調達し、設計・建設、維持管理について、業務ごとに仕様を定めて民間事業者個別に発注等を行う手法。施設の運営は市が直接実施する。



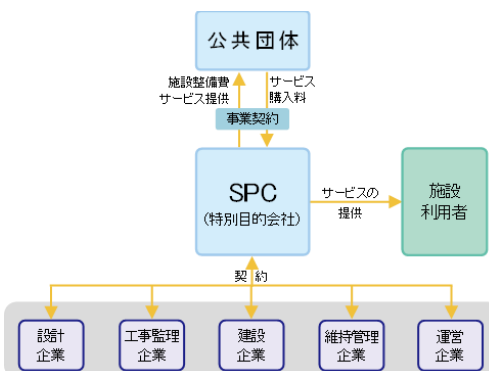
● DB方式+指定管理

公共が起債や交付金等により資金調達し、設計・建設を包括的に民間事業者に委託する手法。維持管理、運営は指定管理者制度を導入し、民間事業者に委託することも考えられる。



● DBO方式

公共が起債や交付金等により資金調達し、設計・建設・維持管理・運営の各業務を長期契約として、一括で民間事業者に性能発注する手法。



● PFI方式

民間事業者が自ら資金調達し、設計・建設・維持管理・運営の各業務を長期契約として、一括で性能発注により行う手法。施設の所有権の移転時期により、複数種類がある。

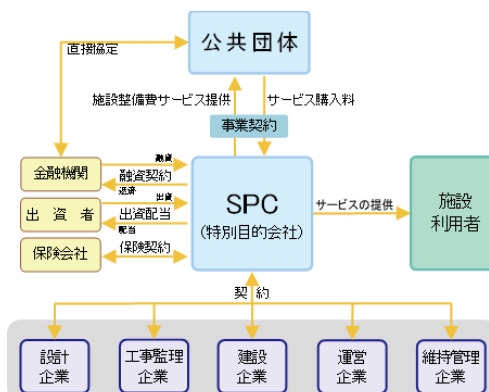


表 4.2 公共と民間事業者の役割

手法	資金調達	業務			施設の所有	
		設計・建設	維持管理	運営	運営中	事業終了後
従来手法	公共	公共	公共	公共	公共	公共
DB方式 +指定管理	公共	公共	民間 (指定管理)	民間 (指定管理)	公共	公共
DBO方式	公共	民間	民間	民間	公共	公共
PFI方式	民間	民間	民間	民間	公共 民間	公共

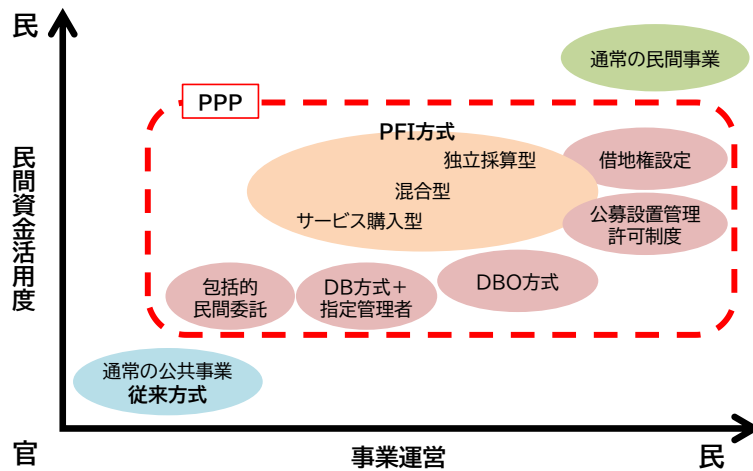


図 4.1 PPP/PFI 事業の分類イメージ

4.3 事業スケジュール

民間活力を導入した施設整備を進める場合として、想定する主な事業スケジュールは、以下に示すとおりです。ただし、採用する事業手法や事業の進捗状況に応じて、スケジュールは見直す場合があります。

表 4.3 想定する事業スケジュール

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	令和16年度 (2034)	...	
基本構想の策定	基本計画 ・PFI導入可能性調査		民間事業者 公募		民間事業者による事業実施 基本設計・実施設計						施設オープン・ 運営管理開始	
					整備工事							

※ 採用する事業手法や事業の進捗状況に応じて、スケジュールは見直す場合があります。

4.4 関係法令の整理

4.4.1 都市計画法

- ・ 計画地の大部分は市街化調整区域に指定されています。
- ・ 法第 29 条第 1 項第 3 号の規定により、本公園が適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がない公益上必要な建築物（以下「公益上必要な建築物」という）に該当する場合、開発許可を要しません。
- ・ ただし、民間収益施設と一体で開発する場合、当該施設は法第 29 条第 1 項第 3 号における「公益上必要な建築物」に該当しないため、開発許可が必要となります。なお、市街化調整区域における開発許可にあたっては法第 33 条（技術基準）及び法第 34 条（立地基準）を満足する必要があります。

4.4.2 建築基準法

- ・ 整備予定の施設に観覧席を設置する場合、当該建築物は法第 2 条第 1 項第 2 号で定められている特殊建築物（観覧場）に該当します。
- ・ 計画地の敷地は、法第 42 条 1 項 1 号で規定される道路に接している必要があります。
- ・ 屋外観覧席を有する施設を含む敷地は、その周長の 6 分の 1 以上を客席の床面積に応じた幅員の道路に接している必要があります。（和泉市建築基準法施行条例第 64 条）
- ・ 観覧場の設置にあたっては、和泉市建築基準法施行条例第 4 章第 5 節及び第 5 章に留意が必要です。

4.4.3 宅地造成及び特定盛土等規制法

- ・ 市内全域が宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく「宅地造成等工事規制区域」に指定されています。
- ・ 本公園は、同法施行令第 2 条に規定される公共の用に供する施設であるため、法第 2 条第 1 項第 1 号で定められている宅地には該当しません。
- ・ 法第 2 条第 1 項第 2 号で定められている宅地造成に該当しないため、造成工事には許可を要しません。

4.4.4 道路法

- ・ 計画地内に新たに整備する道路は市道認定を受ける必要があるため、法に基づく道路の整備が必要となります。

4.4.5 その他法令

- ・ 景観法・和泉市景観条例
- ・ 消防法
- ・ 野外広告物法・大阪府野外広告物条例
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ その他

補正予算説明書

(青少年の家・榎尾山森林浴コース管理運営事業 (青少年の家改修工事費等))

生涯学習推進室

1. 補正の理由

- 地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しすることを目的とした、地域未来交付金にかかる令和7年度補正予算が令和7年12月に成立し、令和8年3月に補助金の内示を受けた。
- このことから、青少年の家改修工事費等について、令和8年度当初予算を計上していたが、令和7年度補正予算に計上のうえ、全額を繰越明許費として令和8年度に繰り越し、財源確保に努めるもの。
- なお、市議会第2回定例会で令和8年度当初予算を減額する補正予算を計上予定。

2. 補正の内容

○青少年の家改修工事費等

令和8年度当初予算にて事業費等の予算を計上済み

令和8年3月の補助金の内示に伴い、令和7年度補正予算を計上する (国費：333,300千円、市債：308,300千円)

【財源内訳】

令和7年度補正予算

(単位：千円)

	①事業費	②国費	③市債	④一般財源 (①-②-③)
改修工事監理委託料	16,600	8,300	8,300	0
改修工事費	600,000	300,000	300,000	0
施設用備品購入費	50,000	25,000	0	25,000
計	666,600	333,300	308,300	25,000
R8 当初予算との財源比較	0	0	+30,900	▲30,900

<参考> 令和8年度当初予算

(単位：千円)

	①事業費	②国費	③市債	④一般財源 (①-②-③)
改修工事監理委託料	16,600	8,300	7,400	900
改修工事費	600,000	300,000	270,000	30,000
施設用備品購入費	50,000	25,000	0	25,000
計	666,600	333,300	277,400	55,900

補正予算説明書

(池上曽根遺跡発掘調査委託に関する事業繰越)

文化遺産活用課

1. 事業概要

史跡池上曽根遺跡では、令和5年度より史跡整備に伴う発掘調査を実施している。令和7年8月20日付で契約した池上曽根遺跡発掘調査委託について、発掘調査を進めていたところ、日本に類例のない焼土遺構が多数発見されたことから、12月18日付けで変更契約を行い、追加の調査区を設定した。事業の工期は、令和8年3月31日としていた。

2. 事業の延長

発掘調査をすすめるなかで、焼土遺構が出土する面（第3面）よりも上の面（第2面）から、弥生時代前期の土器が12月下旬以降に大量に出土した。池上曽根遺跡の前期土器の出土は珍しく、池上曽根遺跡の成立、ひいては泉州における弥生文化のはじまりが書き換わる可能性もある。

このことから、2月3日に開催された池上曽根遺跡整備指導委員会において、文化庁及び整備指導委員から発掘調査の徹底が求められ、2月10日には大阪府文化財保護課と現地にて協議を行ったところ、2月16日に調査期間を延長するよう要請があった。

3. 繰越理由

上記に伴い、年度内に事業を完了させることが困難になったため、文化庁及び大阪府の要請に基づき、予算を繰り越して令和8年度に引き続いて事業を実施する。

4. 補正の内容

工期延長に伴う変更契約を行ったうえで、令和7年度末までに実施した事業の完了払いを行い、残りの事業費を令和8年度に予算繰越を行うもの。なお、本事業は国補助事業（50%）である。

【歳出】

(単位：円)

事業	R7 予算額	現契約額	変更契約額 (予定)	R7 支出額 (予定)	R8 繰越額
池上曽根遺跡発掘 調査委託料	38,000,000	30,710,900	34,978,900	17,090,000	17,889,000 (17,888,900)

(国費50%)

(国費50%)

【繰越額の財源内訳】

(単位：円)

事業	①事業費	②国費(50%)	③一般財源 (①-②)
池上曽根遺跡発掘 調査委託料	17,889,000	8,944,000	8,945,000